

2010年

# えひめ生活白書



社団法人 愛媛県労働者福祉協議会  
えひめ労働者生活情報センター

# 2010年えひめ生活白書

社団法人 愛媛県労働者福祉協議会  
えひめ労働者生活情報センター

# 目 次

## 経済・社会の状況

1	2009年愛媛の社会・経済の動き	1
2	愛媛の経済の現況と見通し	5
3	愛媛の就業状況と最近の動向（非正規就業）	7
4	愛媛の中小企業の経営と雇用	9

## 賃金をめぐる問題

5	春季生活闘争と格差是正の取り組み	11
6	愛媛の賃金水準は全国21位	13
7	時間賃金と賃金格差	15
8	パートタイム女性労働者の賃金	17
9	企業規模間賃金格差の実態	19
10	大きい男女間の賃金格差	21
11	地域最低賃金の引き上げについて	23
12	賃金決定機構と愛媛の賃金構造	25
13	連合愛媛賃金実態調査	27

## 雇用の状況

14	深刻さが増す雇用情勢	31
15	増大する「非正規雇用者」	33
16	組織率の低下と組織化の課題	35

## 労働時間をめぐる問題

17	愛媛の労働時間の動向	37
18	労働時間の産業・規模間格差の是正を	39
19	サービス残業の実態について	41

高齢者の状況	
20 進む愛媛の高齢化 .....	43
21 要介護（要支援）認定者数の状況 .....	45
生活環境と生活問題	
22 子どもの教育費 .....	47
23 愛媛の家計動向 .....	49
24 愛媛の年金受給世帯のくらし .....	53
図表一覧 .....	57

# I 経済・社会の状況

## 1 2009年愛媛の社会・経済の動き

愛媛県内	国内・国際
<p>1月</p> <p>1.15 第140回直木賞、松山市出身の天童荒太さんが「悼む人」で受賞。</p> <p>1.20 任期満了に伴う喜多郡内子町長選、新人で前内子町副町長の稻本隆寿氏が初当選。</p> <p>1.21 マンション建築業大手のジョー・コーポレーション、民事再生法の適用を松山地裁に申請。</p> <p>1.25 任期満了に伴う大洲市長選、現職の大森隆雄氏が再選。</p> <p>1.25 任期満了に伴う伊予郡砥部町長選、現職の中村剛志氏が再選。</p> <p>1.26 伊予鉄道、運営する遊園地「梅津寺パーク」を3月15日で閉園することを発表。</p>	<p>1月</p> <p>1.2 厚生労働省、日比谷公園で開村した年越し派遣村に300人以上の住居喪失者が集まり、講堂を宿泊用に開放。</p> <p>1.13 渡辺喜美元行政改革担当相、自民党を離党。</p> <p>1.14 東京地検特捜部、外為法違反の疑いで西松建設元副社長ら4人を逮捕。</p> <p>1.20 米民主党のバラク・オバマ氏、第44代大統領に就任 黒人初。</p> <p>1.30 厚生労働省、昨年10月から今年3月までに失職したか、する見通しの非正規労働者が12万4802人に達することを発表。</p>
<p>2月</p> <p>2.8 任期満了に伴う今治市長選、新人の菅良二氏が初当選。</p> <p>2.16 データ入力サービス業の東邦ビジネス管理センター、松山センターを業務停止し、従業員120人を解雇する方針を発表。23日、今春採用予定の高校生32人の内定取り消しを表明。</p> <p>2.18 宇和島市の戸島、日振島、蔣淵の3漁協、合併推進協議会を設立。</p>	<p>2月</p> <p>2.9 文部科学省、日本漢字能力検定協会への立ち入り検査を実施。</p> <p>2.16 内閣府、2008年10-12月期のGDP速報値は実質で前期比3.3%減、年率換算で12.7%減となることを発表。</p> <p>2.17 中川昭一財務相兼金融担当相、辞任。後任は与謝野馨経済財政担当相が兼務。</p> <p>2.22 第8回米アカデミー賞、滝田洋二郎監督の「おくりびと」が外国語映画賞、加藤久仁夫監督の「つみきのいえ」が短編アニメ賞を、それぞれ受賞。</p>
<p>3月</p> <p>3.6 久万高原町の久万スキーランドの保安林違法伐採などを受けた町議会調査特別委員会報告、旧久万町が「違法を承知で関与した」と指摘。</p> <p>3.19 愛媛県、業者に架空発注などをして裏金をプールする「預け」が3機関、計659万円あったことを公表。</p> <p>3.27 パナソニック四国エレクトロニクス、大洲市東大洲の大洲工場を10月末をめどに閉鎖すると発表。</p> <p>3.29 任期満了に伴う北宇和郡鬼北町長選と町議会議員選、町長選は新人の甲岡秀文氏が初当選。定数を16から削減した町議選は、現職13人のうち12人、新人は3人中2人が当選。</p>	<p>3月</p> <p>3.3 東京地検特捜部、小沢一郎民主党代表の公設秘書らを政治資金規正法違反の疑いで逮捕。</p> <p>3.13 浜田靖一防衛相、ソマリア沖海賊対策で、自衛隊法に基づく海上警備行動を発令。</p> <p>3.18 金属労協加盟の主要製造業の賃金交渉、経営側は賃上げ要求に対し「ゼロ回答」を表明。</p> <p>3.23 野球の第2回WBC、日本は決勝で韓国を下し、2連覇を達成。</p> <p>3.27 浜田靖一防衛相、北朝鮮の長距離弾道ミサイル発射準備に対し、ミサイル防衛システムによる初の破壊処理命令を発表。4.5 北朝鮮、ミサイルとみられる飛翔体を発射。自衛隊は迎撃処置を取らず。</p>

愛媛県内	国内・国際
<p>4月</p> <p>4. 1 愛媛県を3月31日付で定年退職した課長级以上の職員33人、県の外郭公益法人や第三セクター、民間団体等に再就職（予定含む）したことが判明。</p> <p>4.12 任期満了に伴う伊予市長選、現職の中村祐氏が無投票で再選。</p> <p>4.19 任期満了に伴う八幡浜市長選、新人で元市議会副議長の大城一郎氏が初当選。</p> <p>4.26 松山市を今春退職した課長级以上の職員14人、市の外郭団体等の法人に再就職していることが判明。</p>	<p>4月</p> <p>4. 1 日銀の企業短期経済観測調査、3月の大企業製造業の業況判断指数が、昨年12月調査比34ポイント下落のマイナス58で過去最悪の水準を記録。</p> <p>4. 3 島山邦夫総務相、日本郵政に対しオリックス不動産への「かんぽの宿」の売却額などが不適切だとして業務改善を命令。</p> <p>4.10 政府与党、深刻な景気悪化に対応した追加経済対策を決定。09年度補正予算の財政支出は15兆4000億円。</p> <p>4.26 名古屋市長選挙、民主党推薦の河村たかし前衆院議員が初当選。</p> <p>4.30 米自動車大手クライスラー、経営破たん。</p>
<p>5月</p> <p>5. 1 国立病院機構愛媛病院、新型インフルエンザ感染疑いのある患者を専門的に診察する発熱外来用の野外テントを設置。</p> <p>5. 7 ゴールデンウィーク中の県内行楽地、高速道等のETC搭載車休日特別割引で前年を大きく上回る人出だったことが判明。</p> <p>5.25 松山市の堀江港と広島県呉市の阿賀港間の定期航路を運行する呉・松山フェリー、営業を6月末で終了することを発表。</p> <p>5.26 紀伊國屋書店、松山店を今夏に閉店することを発表。</p>	<p>5月</p> <p>5. 8 トヨタ自動車、09年3月期連結決算で創業直後の1938年3月期以来、71年ぶりとなる営業赤字を発表。</p> <p>5. 9 成田空港に到着した乗客計3人から、国内で初となる新型インフルエンザ感染が判明。</p> <p>5.11 民主党小沢一郎代表、辞任を表明。16日、民主党、新代表に鳩山由紀夫氏を選出。</p> <p>5.21 裁判員制度がスタート。</p> <p>5.25 北朝鮮、2006年10月9日に続く2度目の核実験を行ったと発表。</p> <p>5.26 大阪地検特捜部、郵便制度悪用事件における虚偽公文書作成・同行使の疑いで厚生労働省の係長を逮捕。同省の雇用均等・児童家庭局長を逮捕。</p>
<p>6月</p> <p>6. 1 戸島、日振島、蔣淵の3漁協が合併し「うわうみ漁協」が発足。</p> <p>6. 8 愛媛大の谷口義朋宇宙進化研究センター長ら研究グループ、「ウルトラ赤外線銀河」の合体痕跡の撮影に世界で初めて成功、合体の仕組みを明らかにしたと発表。</p> <p>6.16 愛媛県、県内初となる新型インフルエンザ感染者の確認を発表。</p> <p>6.16 県内の県立高校・中等教育学校の耐震化率45.9%で全国46位、特別支援学校は33.3%で5年連続最下位だったことが文部科学省の調査で判明。</p> <p>6.23 八幡浜市議会、市立八幡浜総合病院の医師確保をめぐる問題で市長の辞職勧告決議案を賛成多数で可決。</p> <p>6.25 松山市、2008年度生活保護支給状況を公表。06年度から減少していた新たな支給開始世帯は前年度比213世帯増で998世帯。</p>	<p>6月</p> <p>6. 1 米自動車最大手ゼネラルモーターズ、経営破たん。</p> <p>6.10 世界保険機構、新型インフルエンザの警戒水準を6に引き上げ、世界的大流行を宣言。</p> <p>6.12 鳩山邦夫総務相、辞任を表明。</p> <p>6.12 国連安全保障理事会、2回目の核実験を実施した北朝鮮に対する追加制裁決議案を全会一致で採択。</p> <p>6.18 衆院本会議、臓器移植法改正案で「脳死は一般に人の死」と位置付ける案を賛成多数で可決。</p> <p>6.22 公正取引委員会、セブン・イレブン・ジャパンに対し、加盟店の「見切り販売」を不当に制限したとして、独禁法違反を認定。</p> <p>6.25 米人気歌手マイケルジャクソンさん、死去。</p>

愛媛県内	国内・国際
<p>7月</p> <p>7. 2 正岡子規の選句集「なじみ集」が発見され、子規の未発表句が含まれていること判明 .</p> <p>7. 9 北宇和郡松野町の阪本寿明町長、「鬼北町・松野町合併協議会」の協議休止を同郡鬼北町側に申し入れる意向を表明 .</p> <p>7.15 経済産業省原子力安全・保安院、四国電力が伊方原発3号機のプルサーマル発電で使うプルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料について検査の合格証を交付 .</p> <p>7.18 東京商工リサーチ松山支店、2009年上半期の企業倒産集計で、県内倒産発生件数は78件(前年同期比32.2%増)、負債額442億9100万円(同比140.5%増)と公表 .</p> <p>7.31 全日本空輸、松山・関西空港線について10月末で廃止すること発表 .</p>	<p>7月</p> <p>7. 5 中国西部の新疆ウイグル自治区ウルムチでウイグル族のデモが大規模暴動に発展、漢民族住民との対立が激化 .</p> <p>7. 5 主要国首脳会議(ラクイラ・サミット)、政治分野の首脳宣言と、テロ、核不拡散に関する首脳声明を発表 .</p> <p>7.12 東京都議選、民主党が54議席で初の第1党に躍進 .</p> <p>7.13 麻生太郎首相、21日の週に衆院を解散し衆院選を「8月18日公示・30日投開票」の日程で実施する方針を表明 . 21日、衆院、解散 .</p> <p>7.21 山口県防府市などで、記録的豪雨による土石流が発生 .</p> <p>7.22 国内で46年ぶりとなる既日食、鹿児島のトカラ列島や奄美大島北部などで発生 .</p>
<p>8月</p> <p>8. 7 県公営企業管理局、経営形態見直しを検討していた県立三島病院について民間移譲する方針を発表 .</p> <p>8.30 第45回衆院選、県内4小選挙区では自民党前職が1・2・4区の議席を死守、3区は民主党新人が議席を獲得 . 比例は1・4区次点の民主党新人が県内初の復活当選 .</p> <p>8.30 任期満了に伴う宇和島市長選挙、現職の石橋寛久氏が当選 .</p>	<p>8月</p> <p>8. 6 政府、原爆症認定集団訴訟をめぐる問題で原告全員を救済する解決策に正式同意 .</p> <p>8.11 農林水産省、2008年度の食糧自給率(カロリー基準)が前年比1ポイント上昇の41%で2年連続の改善と発表 .</p> <p>8.16 ウサイン・ボルト、ベルリンで開催された陸上世界選手権100m決勝で9秒58の世界新記録樹立 . 20日、200m決勝でも19秒19の世界新記録 .</p> <p>8.17 内閣府、4~6月期の国内総生産の速報値、実質で前期比0.9%増、4四半期ぶりのプラス成長と発表 .</p> <p>8.30 第45回衆院議員選挙、民主党が30議席を獲得 . 政権交代が確定 .</p>
<p>9月</p> <p>9. 4 松山市、9月定例議会に上程する市歩きたばこ等防止条例案を発表 .</p> <p>9.13 市長死去に伴う大洲市長選、無所属新人で前副市長の清水裕氏が初当選 .</p> <p>9.19 専門図書を中心とした書店大手ジュンク堂書店松山店、紀伊国屋松山店跡にオープン .</p> <p>9.25 四国電力、経済産業省原子力安全・保安院の専門家グループから見直しを求められていた耐震安全性評価について「基準地震動を変更する必要はない」との見解を発表 . 30日、従来から主張している基準地震動を再提示 .</p>	<p>9月</p> <p>9.16 衆参両院本会議、第93代首相に民主党鳩山由紀夫代表を選出 .</p> <p>9.17 前原誠司国土交通相、ハツ場ダムと川辺川ダムの建設事業中止の考えを表明 .</p> <p>9.24 日本航空の西松遙社長、前原誠司国土交通相に改正産業活力再生特別法に基づく公的資金投入を要請 . 25日、企業再生の専門家による「JAL再生タスクフォース」発足 .</p> <p>9.28 自民党、谷垣禎一元財務相を第24代総裁に選出 .</p>

愛媛県内	国内・国際
<p>10月</p> <p>10. 1 松山市の三津浜港と山口県柳井市の柳井港を結ぶフェリーを運行する防予汽船、民事再生法の適用を山口地裁に申請。</p> <p>10. 3 民主党県連、新代表に代表代行の加藤敏幸参院議員を選出。</p> <p>10.16 国の文化審議会、西予市宇和町卯之町の「卯之町伝統的建造物群保存地区」を重要伝統的建造物群保存地区に選定するよう文部科学相に答申。</p> <p>10.26 貧困問題解決に向けた「反貧困ネットワークえひめ」が設立され、諸団体の垣根を越えた連携がスタート。</p> <p>10.30 県による国庫補助金の不正経理問題、不正処理額は約1億2千万円に上ることが判明。</p>	<p>10月</p> <p>10. 1 広島地裁、鞆の浦の埋め立て架橋事業をめぐる訴訟判決で、「景観利益」保護のため大型公共事業を差し止める初の司法判断。</p> <p>10.23 政府、生活保護母子加算復活のため、予備費から58億円の支出を閣議決定。</p> <p>10.25 参院統一補欠選挙、神奈川、静岡両選挙区で民主党新人候補が自民党候補らを破り当選。</p> <p>10.28 日本郵政新社長、元大蔵事務次官の斎藤次郎氏が就任。</p>
<p>11月</p> <p>11.19 大阪・松山・九州航路を運行する関西汽船とダイヤモンドフェリー、大阪・松山・大分と大阪・別府の2航路について来年2月1日から大阪・松山・別府の航路に集約、下り便の松山観光港寄港の廃止を発表。</p> <p>11.24 県内初の裁判員裁判が、松山地裁で開廷。</p> <p>11.25 丸三書店、民事再生法の適用を松山地裁に申請。</p>	<p>11月</p> <p>11. 2 財務省、2009年度上半期(4~9月)の法人税収 1兆3075億円のマイナスと発表。</p> <p>11.11 行政刷新会議、2010年度概算要求の事業仕分け作業を開始。</p> <p>11.20 衆院本会議、中小企業金融円滑化法案を採択し、可決。</p> <p>11.24 マンション分譲大手の穴吹工務店、東京地裁に会社更生法の適用を申請。</p>
<p>(この頃)</p> <p>インフルエンザの流行度合いを測る県内患者報告、西条保健所管内が1月1日までの1週間で「警報」基準に達したことが判明。さらに1月22日までの1週間では県内全7地区が「警報」レベルに達した。大半がH1N型の新型インフルエンザとみられる。</p>	<p>11.30 肝炎対策基本法、参院本会議で可決、成立。</p>
<p>12月</p> <p>12.16 国有林などを縦断する大規模林道の小田・池川線(喜多郡内子町・高知県仁淀川町)本県側整備事業が2008年度で廃止されていたことが判明。</p> <p>12.26 民主党県連の山鳥坂ダム検証委員会、「山鳥坂ダムによる治水計画に疑問を持ち、凍結事業の早期再開を見合わせる」との中間報告を発表。</p> <p>12.31 「病気腎移植」の臨床研究開始を表明していた徳洲会グループ、30日に宇和島徳洲会病院で1例目の移植を実施したと発表。</p>	<p>12月</p> <p>12. 1 東京地裁の沖縄密約訴訟、原告側証人として吉野文六元外務省アメリカ局長が出廷し密約の存在を法廷で初めて認める証言。</p> <p>12. 4 任期満了に伴う社民党党首選、現職の福島瑞穂消費者行政担当相が無投票で4選。</p> <p>12.15 政府、追加経済対策として1兆2013億円を計上した09年度第2次補正予算案を閣議決定。</p> <p>12.22 佐藤栄作元首相の遺族、沖縄の核持ち込みに関する密約文書を保管していることが判明。</p> <p>12.25 政府、政権交代後初の10年度予算案を閣議決定。歳出削減が進まず、一般会計総額は92兆2992億円と過去最大。</p> <p>12.30 政府、2020年までの「成長戦略」の基本方針を決定。</p>

資料出所 「愛媛新聞」記事等により作成。

## 2 愛媛の経済の現況と見通し

愛媛県経済は、2002年から緩やかな回復傾向を維持してきたが、2007年頃からの原燃料高や2008年の世界的金融危機等の影響により08年末から急激に悪化した。

2009年の生産動向をみると、製造業では輸送用機械、一般機械等は総じて高操業を継続してきたものの、繊維、電気機械、化学、非鉄、鋳物、紙・パルプ等では国内外の需要の減少から減産が続いてきた。ここにきて一部業種においては在庫調整の進捗や国内・新興国需要の拡大等に応じて減産幅を圧縮する動きがあるものの先行きについては不透明感が強い。また、個人消費については、各種経済対策により自動車・家電等に販売増加の動きが出ているものの厳しい雇用・所得状況の中で大型小売店販売額は落ち込みを続けており、新設住宅着工についても低調に推移している。

また2009年の業況判断の推移を、日本銀行松山支店の「短期経済観測調査」(2009年12月)でみると、

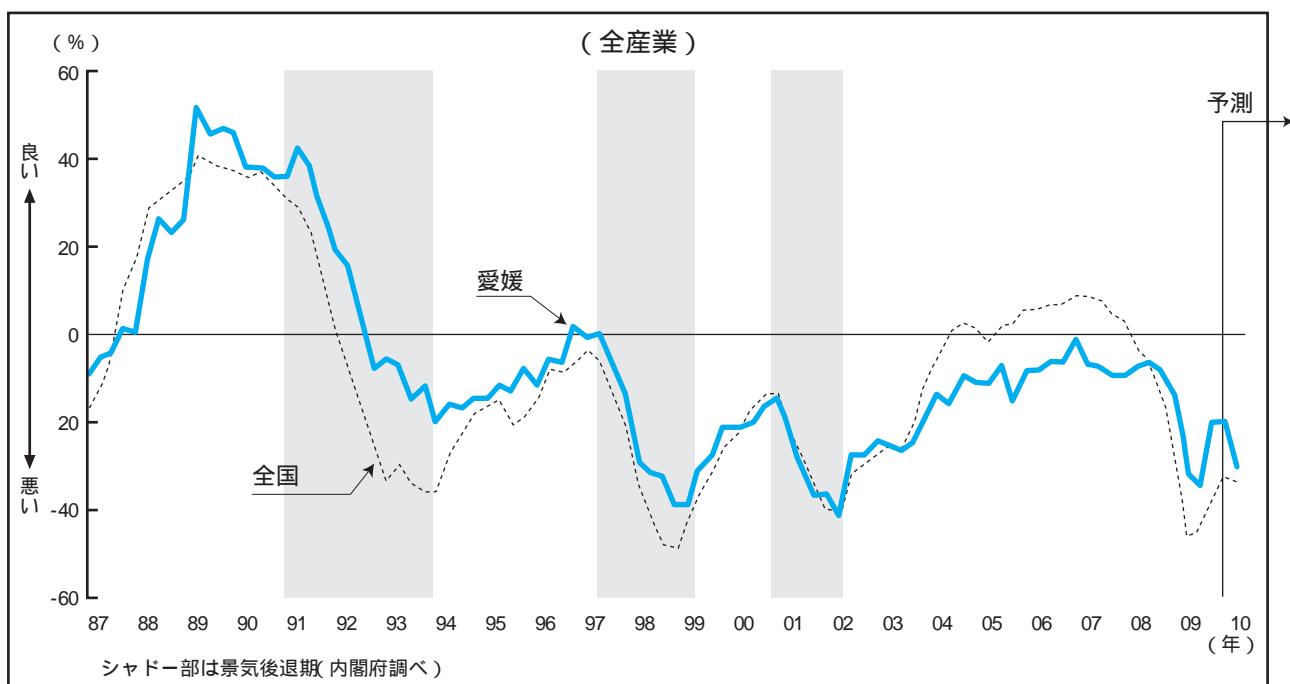
全産業での業況判断は、9月に続き「悪い」超幅が縮小した。(2009年3月調査 32 6月調査 35 9月調査 21 12月調査 20 10年3月見通し 31)

今後の先行きには、製造業では電気機械が改善となるものの、輸送機械、一般機械で悪化となり全体では、「悪い」超幅が拡大。非製造業で建設・不動産、小売りに悪化の見通しがあり、全体で「悪い」超幅が拡大。全産業でみても「悪い」超幅が拡大する見通しとなっている。

### 日本銀行「企業短期経済観測調査」

日本銀行が年4回(3月、6月、9月、12月)に行う企業へのアンケート調査。略称「日銀短観」という。調査内容は、企業の業況判断、製品需給・在庫・価格判断、売上・収益計画、設備投資計画など。景気に関する企業の判断を求め、「良い」とみる企業の割合から「悪い」とする割合を差し引いたものを業況判断指標として発表している。

図2 愛媛の業況判断の長期的推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

表2 全国と愛媛の主要経済指標

愛媛県	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2005年 = 100		新設住宅着工		大型小売店販売額		乗用車新車販売台数 (普通・小型車)		企業倒産		
	指数	前年比*	戸	前年比	億円	前年比**	台	前年比	件	百万円	
2003年	102.6	-	11,287	8.1	2,377	3.4	29,766	3.5	161	75,576	
2004年	101.1	1.5	10,931	3.2	2,286	3.5	30,158	1.3	127	23,453	
2005年	100.0	1.1	10,893	0.3	2,280	1.7	28,555	5.3	92	15,913	
2006年	100.0	0.0	11,446	5.1	2,205	2.2	26,063	8.7	102	29,417	
2007年	97.2	2.8	10,259	10.4	2,198	2.1	24,288	6.8	132	138,384	
2008年	96.1	1.1	10,441	1.8	2,178	4.3	22,763	6.3	144	44,884	
2009年	1月	82.0	16.6	527	16.1	184	6.7	1,434	20.7	17	36,477
	2月	77.0	23.2	478	47.1	144	11.8	1,602	31.8	11	1,102
	3月	74.1	23.2	541	29.5	172	9.3	2,236	30.1	12	1,673
	4月	80.5	16.5	444	55.2	162	8.0	1,230	26.9	13	2,705
	5月	81.3	17.0	511	42.2	169	3.7	1,482	10.1	12	1,195
	6月	85.3	12.3	682	16.5	161	3.9	2,112	13.8	13	1,139
	7月	85.3	16.0	591	38.1	185	6.9	2,494	14.7	10	1,092
	8月	81.8	12.8	526	38.8	168	5.1	1,904	33.4	7	1,002
	9月	82.6	11.2	531	45.0	153	5.8	2,803	36.7	5	725
	10月	p86.1	8.4	492	50.7	164	7.5	2,440	43.9	12	1,735
調査機関	愛媛県統計課		国土交通省		四国経済産業局		四国運輸局		東京商工リサーチ		

全国	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2005年 = 100		新設住宅着工		大型小売店販売額		乗用車新車販売台数 (普通・小型車)		企業倒産		
	指数	前年比*	戸	前年比	億円	前年比**	台	前年比	件	億円	
2003年	94.1	3.0	1,160,083	0.8	217,593	3.2	3,168,195	1.1	16,255	115,818	
2004年	98.7	4.9	1,189,049	2.5	214,672	3.5	3,396,048	7.2	13,679	78,177	
2005年	100.0	1.3	1,236,175	4.0	213,284	2.3	3,361,341	1.0	12,998	67,034	
2006年	104.5	4.5	1,290,391	4.4	211,450	1.2	3,134,134	6.8	13,245	55,006	
2007年	107.4	2.8	1,060,741	17.8	211,988	1.0	2,953,193	5.8	14,091	57,279	
2008年	103.8	3.4	1,093,485	3.1	209,511	2.5	2,800,664	5.2	15,646	122,920	
2009年	1月	76.7	30.9	70,688	18.7	18,069	5.5	153,950	28.0	1,360	8,390
	2月	69.5	38.4	62,303	24.9	14,518	8.1	194,236	32.2	1,318	12,292
	3月	70.6	34.2	66,628	20.7	16,514	8.2	286,311	30.9	1,537	10,782
	4月	74.8	30.7	66,198	32.4	15,960	6.7	146,478	27.2	1,329	5,219
	5月	79.1	29.5	62,805	30.8	16,185	6.5	159,605	16.3	1,203	5,399
	6月	80.9	23.5	68,268	32.4	16,029	6.8	219,836	9.5	1,422	4,771
	7月	82.6	22.7	65,974	32.1	17,360	8.4	266,173	0.6	1,386	3,710
	8月	83.9	19.0	59,749	38.3	15,696	6.8	179,766	8.2	1,241	2,842
	9月	85.7	18.4	61,181	37.0	14,935	5.6	294,229	9.2	1,155	3,088
	10月	86.1	15.1	67,120	27.1	15,611	7.2	240,961	19.0	1,261	2,903
調査機関	経済産業省		国土交通省		経済産業省		日本自動車販売協会		東京商工リサーチ		

注) p は速報値

\* 前年比は原指数による

\*\* 前年比は既存店による

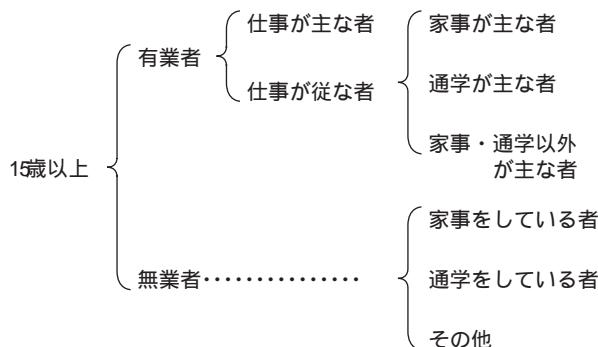
### 3 愛媛の就業状況と最近の動向（非正規就業）

平成 19 年 10 月 1 日現在で実施した「平成 19 年 就業構造基本調査」から、愛媛の 15 歳以上人口 125 万 9,800 人を、普段の就業状態別にみると、有業者は 71 万 2,600 人（平成 14 年同調査比 14,700 人減）無業者は 54 万 7,200 人（同比 3,300 人減）となり有業率は 56.6% となった。男女別における有業率をみると、男性 60~64 歳と女性 20~34 歳において前回調査比較で目立った上昇が見られている。

最近の社会情勢からみた就業状況の変化として、非正規就業者にスポットをあててみると、新規に就業した人の雇用形態が非正規である割合は 42.0% となっており前回調査（平成 14 年）から 10.7 ポイント増加、男女別にみても平成 4 年調査以降高い水準で割合が増加してきている。

さらに転職があった際の雇用形態間の異動をみてみると、平成 14 年 10 月から平成 19 年 9 月までの間の転職就業者数は 10 万 5,200 人である。そのうち「前職が正規の転職者」（5 万 5,900 人）をみると、「転職先も正規」であった人が 3 万 5,600 人（63.7%）、「転職先が非正規」であった人が 2 万 200 人（36.1%）となっている。また「前職が非正規の転職者」は 4 万 9,300 人となっており、そのうち「転職先が正規」であった人は 1 万 5,100 人（30.6%）、「転職先も非正規」であった人が 3 万 4,200 人（71.0%）であった。転職時の雇用形態間の異動で、正規から非正規に移る人の割合が増加しており、男女別に見た際、男性の方がその傾向が顕著に表れてきている。

「就業構造基本調査」では、15歳以上の者をふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分している。



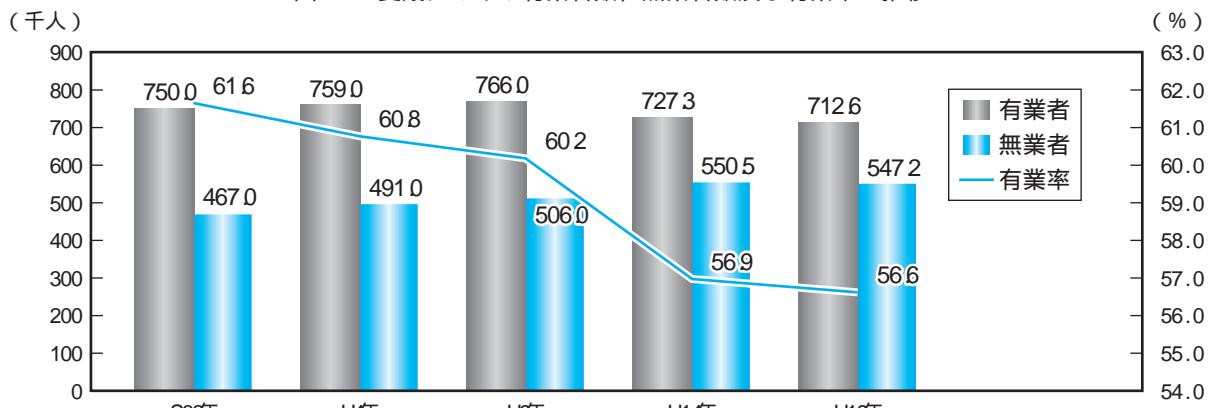
#### 《就業状態のとらえ方》

国勢調査や労働力調査が月末一週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し就業構造基本調査ではふだんの就業・不就業の状態を把握している。

「有業者」… ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事を持っているが現在は休んでいる者。

「無業者」… ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時にしか仕事をしていない者。

図 3-1 愛媛における有業者数、無業者数及び有業率の推移



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」各年版により作成。以下同じ。

図3-2 愛媛の年齢別有業率

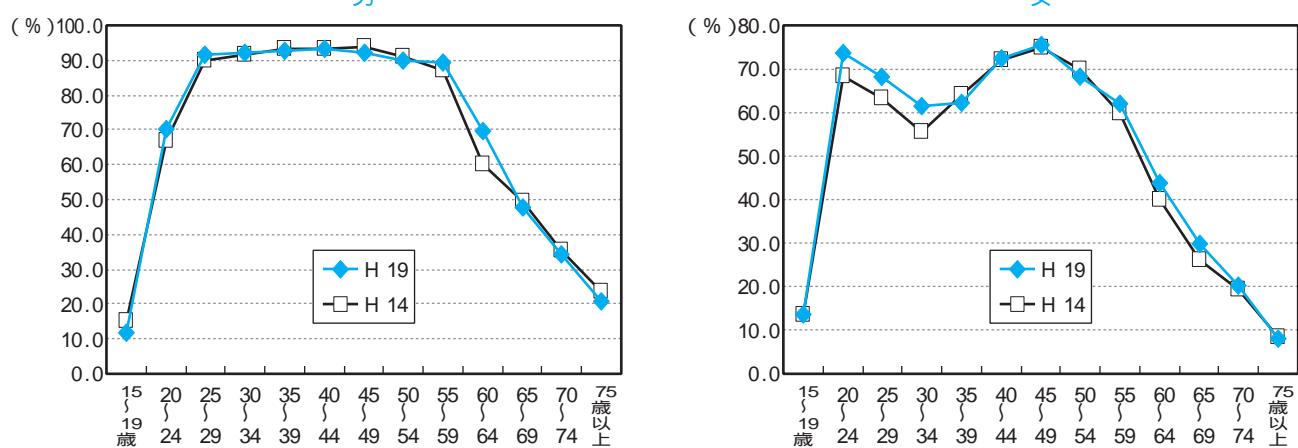


図3-3 愛媛における新規就業者に占める「非正規就業者」の割合の推移

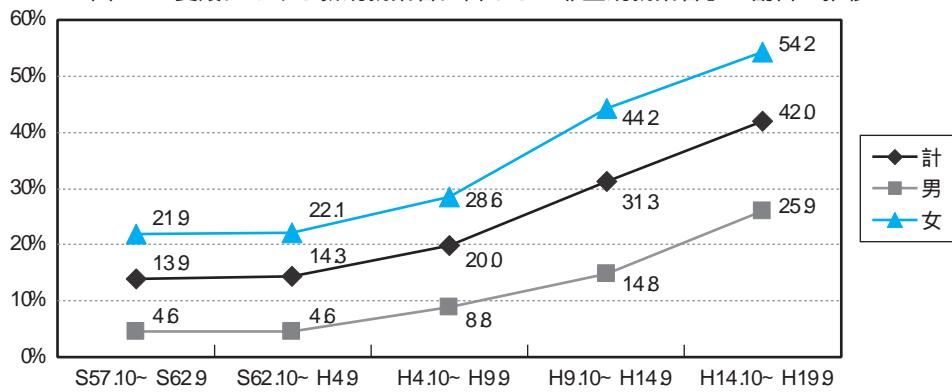
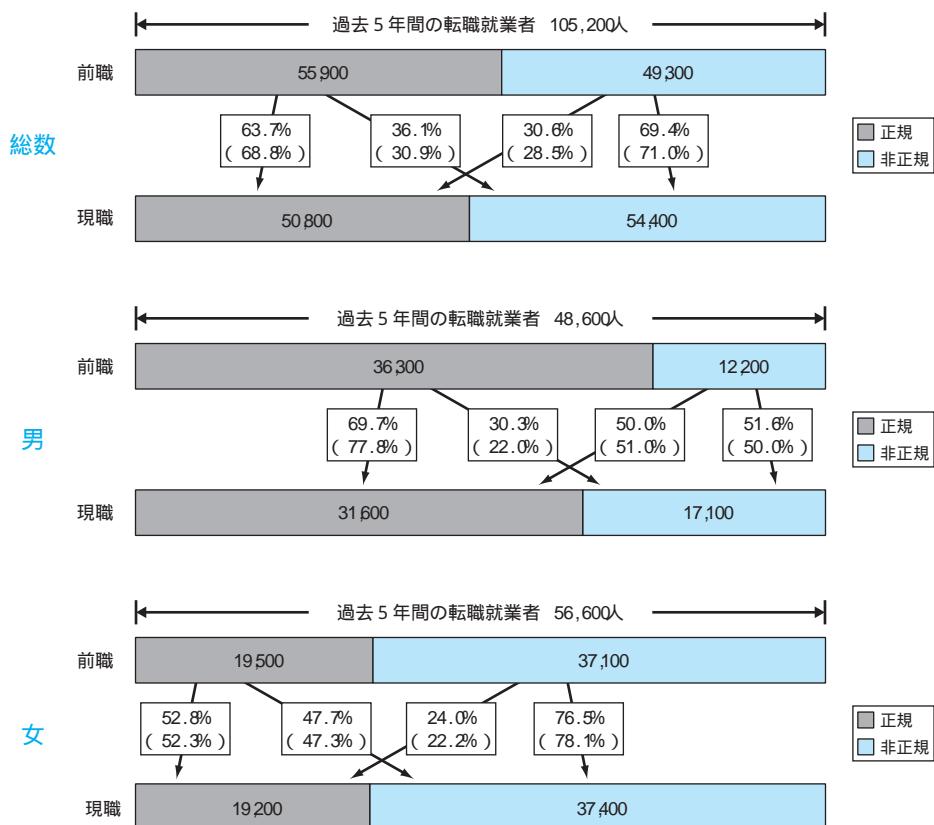


図3-4 愛媛における雇用形態間の就業異動状況 (H14.10～H19.9)



注1) ( ) 内は平成14年の結果

注2) 転職就業者総数には雇用形態不詳が含まれているため 合計に一致しない。

## 4 愛媛の中小企業の経営と雇用

愛媛県中小企業団体中央会が2009年7月に実施した労働事情調査結果によると、従業員300人以下の289事業所のうち、経営状況が「良い」とする事業所は5.2%、「変わらない」が21.5%、「悪い」が73.3%であった。経営状況を「悪い」とする回答が前年度(55.7%)に比べて大幅に増加している。

今後の方針としては、「現状維持」が最も多く68.8%、「強化拡大」が18.4%、「縮小」が11.0%の順序となっている。

経営上のあい路については、「販売不振・受注の減少」が67.1%で最も高く、ついで「同業他社との競争激化」が43.4%、「原材料・仕入品の高騰」が23.8%となっており、この三つの要因が経営上の大いなあい路になっている。つぎに「人材不足(質の不足)」が22.0%で続いており、「製品価格(販売価格)の下落」が18.9%となっている。

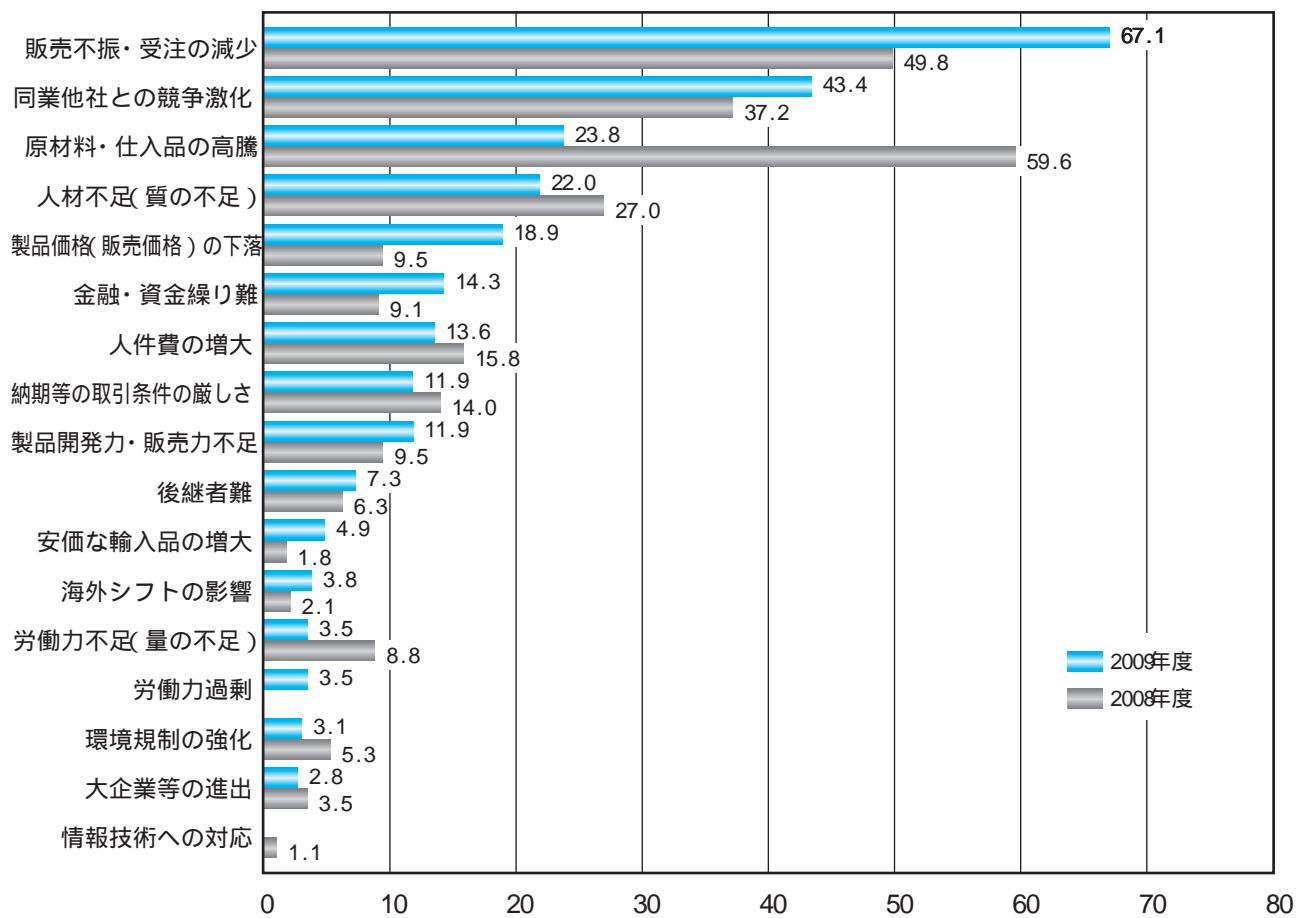
一方、「製品価格(販売価格)の下落」が18.9%となっている。

一方、中小企業の雇用状況をみると、常用労働者の年齢構成は、企業規模が小さいほど高齢者雇用(60歳以上)の比率が高く、また女性労働者比率も高い。企業規模の小さい零細企業になるほど、高齢者、女性労働者に依拠した雇用形態をとっていることがわかる。パートタイム労働者比率については、「100~300人」規模の事業所での比率が高く、平均値で18.5%となっている。

### 中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に基づいて、全国に全国中小企業団体中央会と4都道府県に各都道府県中小企業団体中央会が設置されており、地区内の中小企業団体を会員とする特別法人で、中小企業組織化の指導とその関連事業を主な業務としている。

図4-1 愛媛の中小企業の経営上のあい路



資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』(2009年7月調査)より作成。以下、同じ。

(%)

図4-2 愛媛の中小企業の経営状況

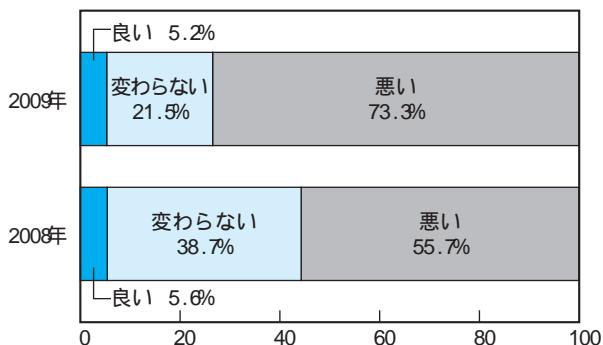


図4-3 愛媛の中小企業の今後の経営方針

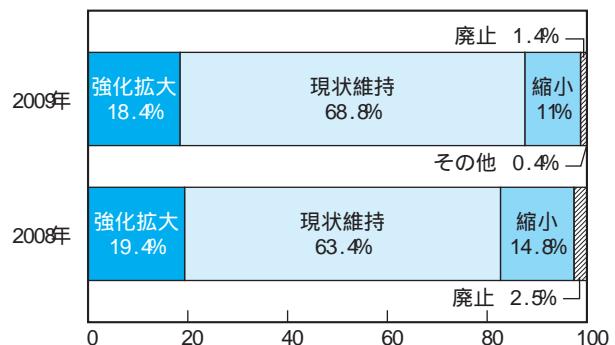


表4-1 愛媛の中小企業の常用労働者の年齢構成(2009年)

(単位: %)

	2歳以下	25歳~34歳	35歳~44歳	45歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳	65歳以上	高齢者比率
産業計	9.1	22.4	22.5	21.2	13.4	8.2	3.2	11.4
製造業	11.4	22.5	23.9	19.8	12.3	7.4	2.6	10.0
非製造業	7.3	22.3	21.5	22.3	14.2	8.9	3.7	12.6
1~4人	1.2	8.3	16.7	23.8	21.4	10.7	17.9	28.6
5~9人	6.0	18.7	20.6	21.4	13.3	11.9	8.1	20.0
10~29人	6.6	17.5	20.9	23.7	16.7	11.1	3.5	14.6
30~99人	8.1	19.2	23.6	22.3	14.4	8.9	3.5	12.4
100~300人	10.6	25.9	22.3	19.9	11.9	7.0	2.5	9.5
男性	8.4	22.8	23.8	21.3	12.9	7.7	3.0	
女性	10.9	21.1	19.2	20.9	14.5	9.6	3.8	
全国平均	8.4	22.1	22.6	22.1	14.5	6.8	3.6	

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』(2009年7月調査) 以下同じ。

(注) 「高齢者比率」は60歳以上の割合を示す。

表4-2 愛媛の中小企業の女性常用労働者比率(2009年)

(単位: %)

	0%	10%未満	10~20%	20~30%	30~50%	50~70%	70%以上	平均値
産業計	3.8	18.0	22.5	13.5	17.0	14.5	10.7	27.5
製造業	3.1	16.2	21.5	9.2	19.2	17.7	13.1	27.2
非製造業	4.4	19.5	23.3	17.0	15.1	11.9	8.8	27.8
1~4人	24.2			6.9	13.8	37.9	17.2	41.9
5~9人	3.9		23.5	15.7	25.6	17.6	13.7	37.9
10~29人	2.7	23.0		13.5	17.6	4.1	10.8	25.1
30~99人		25.0	24.0	13.0	14.1	14.1	9.8	29.0
100~300人		27.7	23.3	16.3	14.0	14.0	4.7	26.2
全国平均	6.6	11.6	23.5	18.8	17.0	13.3	9.2	29.6

表4-3 愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率(2009年)

(単位: %)

	0%	10%未満	10~20%	20~30%	30~50%	50~70%	70%以上	平均値
産業計	49.0	17.0	10.0	6.9	8.7	5.6	2.8	16.8
製造業	42.3	20.0	11.5	7.7	10.8	6.2	1.5	11.7
非製造業	54.3	14.6	8.9	6.3	7.0	5.1	3.8	20.6
1~4人				13.2	4.3	4.3	4.3	10.6
5~9人			6.1	10.2	8.2	8.2		11.2
10~29人	57.1	14.3	10.4	2.6	10.4	1.3	3.9	9.3
30~99人	39.1	27.2	12.0	7.6	5.4	6.5	2.2	12.4
100~300人	24.4	28.9	13.3	6.7	15.6	6.7	4.4	18.5
全国平均	49.2	17.4	11.2	7.7	7.3	4.8	2.4	13.0

## II 賃金をめぐる問題

### 5 春季生活闘争と格差是正の取り組み

愛媛の2009年の春季賃上げ結果を、連合愛媛の集計結果でみると要求額8,312円に対して、妥結額は加重平均で4,783円（賃上げ率1.71%）であった。前年に比べ額で679円、率で0.26ポイントの下落であった。

これらを企業規模別でみると全体集計の「300人以上」規模では要求額8,398円、妥結額が4,878円で賃上げ率1.68%であり、地場集計の「99人以下」規模では要求額8,210円、妥結額3,613円で賃上げ率は1.58%である。要求額では「99人以下」が188円下回っていたものが、妥結額では差が広がり1,265円下回ることになる。

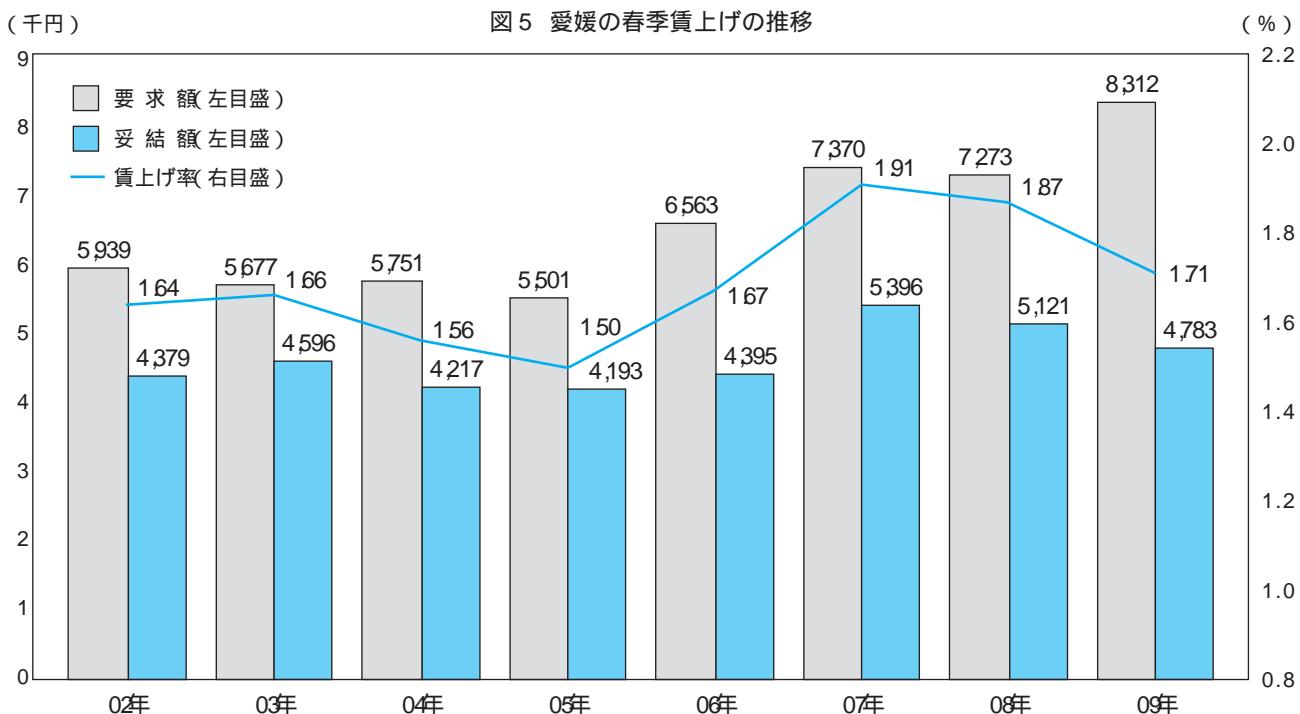
春季賃上げをめぐる課題の一つである、企業規模による妥結額の格差を解決するためにも、賃金水準の企業規模間格差のは正に向けて、労働組合は今ま

で以上に力を入れなければならない。

さらに、「正規労働者」で構成される労働組合員の賃金だけでなくパート、嘱託、契約社員など「非正規労働者」の賃金をも視野に入れた春季生活闘争の位置付けが重要になる。格差是正の取り組みの中心は、労働者全体の賃金の「底上げ」を図ることにある。

#### ベースアップと定期昇給

ベースアップとは、賃金表の書き換えにより個別賃金水準を引き上げることをいう。一方、定期昇給とは、賃金表上の移動により個人別の賃金が上昇のすることをいう。例えば、34歳の人の賃上げは、34~35歳の定期昇給+3歳のベースアップとなる。定期昇給が制度化されていない場合、定期昇給に相当する部分を交渉で確保しなければ、個別賃金水準が低下することになる。



資料出所 連合愛媛集計結果より

表5-1 連合愛媛の賃上げ集計（全体集計・加重平均） (単位:円、%)

	2009年				2008年	
	集計人数	要求額	妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
合計	14,681	8,312	4,783	1.71	5,462	1.97
300人以上	10,566	8,398	4,878	1.68	5,649	1.98
100~299人以下	3,096	8,092	4,802	1.84	5,236	1.98
99人以下	1,019	8,053	3,735	1.56	4,155	1.74

資料出所 連合愛媛集計

表5-2 連合愛媛の賃上げ集計（地場集計・加重平均） (単位:円、%)

	2009年				2008年	
	集計人数	要求額	妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
合計	7,080	8,281	3,740	1.52	4,758	1.93
300人以上	4,151	8,400	3,557	1.40	5,000	1.98
100~299人以下	2,045	8,052	4,168	1.74	4,553	1.89
99人以下	884	8,210	3,613	1.58	4,052	1.77

資料出所 連合愛媛集計

表5-3 春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計） (単位:円、%)

		妥結前平均賃金	要求額	妥結額	賃上げ率
愛媛県	1990年	198,402	19,981	10,278	5.18
	1995年	229,293	15,249	6,125	2.67
	2000年	239,548	10,186	3,798	1.59
	2005年	246,739	7,035	3,564	1.44
	2006年	246,134	7,828	3,948	1.60
	2007年	246,767	7,767	3,828	1.55
	2008年	247,197	7,520	3,638	1.47
	2009年	-	-	-	-
全国主要企業	1990年	252,752	20,727	15,026	5.94
	1995年	296,006	14,218	8,376	2.83
	2000年	315,347	8,529	6,499	2.06
	2005年	316,940	5,803	5,422	1.71
	2006年	316,723	7,099	5,661	1.79
	2007年	314,910	6,975	5,890	1.87
	2008年	308,948	7,300	6,149	1.99
	2009年	307,991	8,002	5,630	1.83
全国小企業	1990年	199,668	19,838	11,050	5.53
	1995年	229,919	15,235	6,184	2.69
	2000年	242,489	9,381	3,789	1.56
	2005年	244,499	6,631	3,359	1.37
	2006年	244,776	6,891	3,587	1.47
	2007年	245,349	7,115	3,807	1.55
	2008年	245,402	7,185	3,787	1.54
	2009年	-	-	-	-

資料出所 厚生労働省集計。愛媛県の数値は愛媛県経済労働部労政雇用課集計。

(注) 全国主要企業は、従業員数1,000人以上で、2003年までは資本金20億円以上、2004年以降は10億円以上の企業。  
9年以降は加重平均。

全国中小企業は、従業員数299人以下の企業。単純平均。

愛媛県と全国中小企業の2009年値については、調査が2008年で廃止になったため掲載できない。

## 6 愛媛の賃金水準は全国21位

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、2008年の愛媛の常用労働者の事業所規模30人以上の平均月間現金給与総額は、340,930円で名目賃金指数は95.0(平成17年=100)となり前年比5.2%減となった。

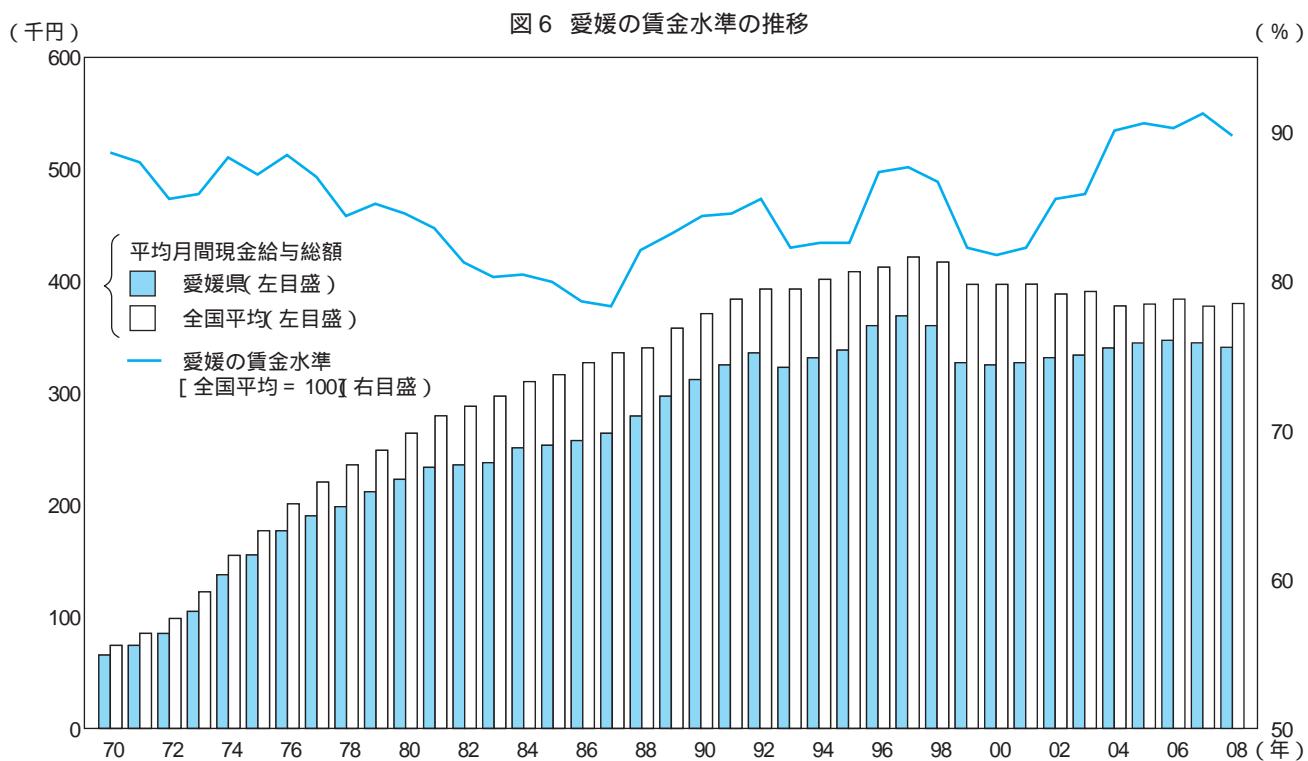
全国平均を100としてみた場合、愛媛の水準は89.8%であり、都道府県の順位で21位になっている。前年の2007年が全国平均の91.3%、20位であったから、格差が1.5ポイント広がり、順位を1つ下げたことになる。

1965年以降の愛媛の賃金水準を都道府県の順位でみると、当時が16位で全国的にも高い水準に位置していたが、その後、オイルショックを経て70年代の終わりには30位台に落ち込み、「円高不況」時に38位まで落ち込んだ。さらにバブル経済の崩壊後、一進一退をたどっていたが、2000年に至って全国43位と過去最低の水準を記録し、その後上昇に転じている。

このように、長いスパンでみると、愛媛の賃金が、その格差と順位で大きな変化を示すのは、地域における賃金の不均等な発展のため、これは地域の経済構造と産業構造の変化を反映するものである。つまり、地域の経済・産業構造の変化が地域の労働市場の需給関係に影響を与え、これが地域間の賃金の格差の変化となってあらわれている。さらに、労働組合の組織率も地域の労使の力関係を規定し、賃金水準の変動に影響を与えることは言うまでもない。

### 厚生労働省「毎月勤労統計」

毎月の賃金、労働時間、雇用の全国的な変動と都道府県別の変動を把握することを目的とした調査。事業所規模5人以上を対象としているが、本白書は30人以上の集計結果を用いている。「現金給与総額」は、雇用労働者1人当たりの平均税込み現金給与額。残業・休日手当やボーナスなども含む。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

表6 愛媛の賃金水準の推移（事業所規模30人以上）

	平均月間現金給与総額		愛媛の賃金水準 全国=100	愛媛の都道府県順位	賃上げ率		組織率	
	愛媛県	全国平均			愛媛	全国	愛媛	全国
1965年	円	円			%	%	%	%
70年	35,813	39,360	91.0	16	10.60	38.3	36.1	
71年	65,959	74,436	88.6	20	20.30	18.50	34.3	35.4
72年	74,783	85,120	87.9	23	18.60	16.90	33.9	34.8
73年	84,239	98,528	85.5	28	17.30	15.30	33.2	34.3
74年	105,289	122,545	85.9	27	22.50	20.10	32.6	33.1
75年	136,901	154,967	88.3	22	34.80	32.90	32.2	33.9
76年	154,519	177,213	87.2	25	14.30	13.10	31.2	34.4
77年	177,074	200,242	88.4	25	9.50	8.80	30.4	33.7
78年	190,814	219,620	86.9	28	9.30	8.80	30.6	33.2
79年	198,556	235,378	84.4	33	5.90	5.90	29.0	32.6
80年	211,237	247,909	85.2	31	6.10	6.00	27.6	31.6
81年	222,896	263,386	84.6	31	7.15	6.87	26.8	30.8
82年	233,016	279,096	83.5	35	7.72	7.73	26.3	30.8
83年	234,600	288,738	81.3	37	6.58	7.00	26.1	30.5
84年	238,629	297,269	80.3	37	4.33	4.47	25.3	29.7
85年	250,073	310,463	80.5	35	4.31	4.55	24.8	29.1
86年	253,479	317,091	79.9	35	4.71	5.09	24.5	28.9
87年	256,993	327,041	78.6	38	4.04	4.56	23.7	28.2
88年	263,186	335,944	78.3	38	3.13	3.60	22.9	28.0
89年	279,886	341,160	82.0	35	3.77	4.51	22.0	26.8
90年	297,290	357,079	83.3	32	4.41	5.17	20.7	25.9
91年	312,408	370,169	84.4	32	5.18	5.94	20.3	25.2
92年	325,659	384,787	84.6	30	5.17	5.65	19.9	24.5
93年	335,645	392,608	85.5	29	4.85	4.94	19.7	24.4
94年	332,675	393,224	82.3	34	3.80	3.89	19.4	24.2
95年	330,756	401,128	82.5	35	2.94	3.13	19.1	24.1
96年	337,303	408,864	82.5	32	2.67	2.83	18.9	23.8
97年	360,617	413,096	87.3	29	2.64	2.86	18.7	23.2
98年	368,960	421,384	87.6	27	2.64	2.90	18.5	22.6
99年	360,436	415,675	86.7	30	2.34	2.66	18.3	22.4
2000年	326,249	396,291	82.3	42	1.76	2.21	18.5	22.2
01年	325,203	398,069	81.7	43	1.59	2.06	17.8	21.5
02年	326,629	397,366	82.2	40	1.49	2.01	17.1	20.7
03年	331,169	387,638	85.4	34	1.21	1.66	16.9	20.2
04年	334,491	389,664	85.8	32	1.15	1.63	16.5	19.6
05年	339,741	376,964	90.1	28	1.47	1.67	16.2	19.2
06年	344,626	380,438	90.6	26	1.44	1.71	15.7	18.7
07年	346,564	384,401	90.2	26	1.60	1.79	15.8	18.2
08年	344,830	377,731	91.3	20	1.55	1.87	15.5	18.1
	340,930	379,497	89.8	21	1.47	1.99	15.7	18.1

資料出所 1)「平均月間現金給与総額」は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。事業所規模30人以上の常用労働者が対象で一時金を含む。

2)「賃上げ率」「組織率」は、愛媛は県労政雇用課調査、全国は厚生労働省調査による。  
全国の賃上げ率は主要企業。

## 7 時間賃金と賃金格差

賃金が「上がった」「下がった」という場合、それは手取り賃金額ではなく、手取り賃金額を実質労働時間で割った1時間当たりの賃金額、つまり賃金率の上昇、下落を意味している。ゆとりある人間らしい生活をするには、労働時間を短縮するとともに時間賃金率を引き上げることが必要になる。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」から、愛媛の労働者1人あたりの時間賃金（平均月間給与総額÷月間総実労働時間）をみてみると、2008年は2,167円となり昨年と比べ18円減となった。なお、東京と比較すると、愛媛の1時間あたりの賃金は東京の67.0%で、額では1,069円の差がある。

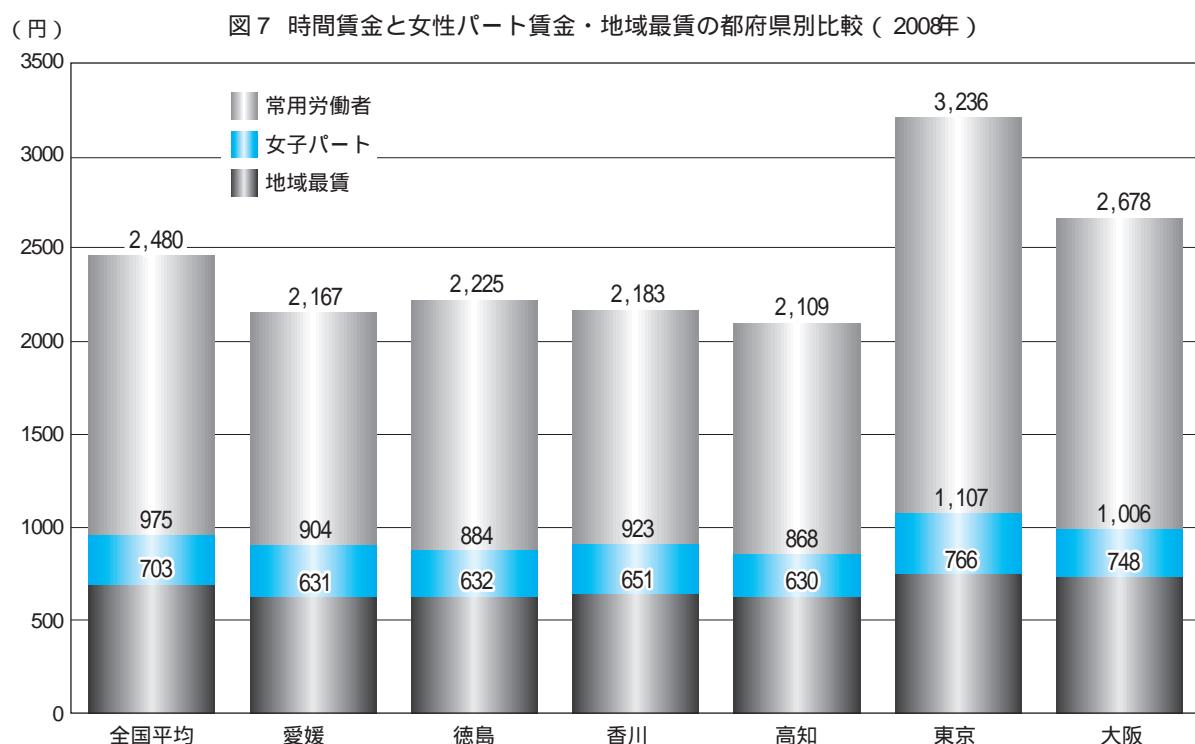
全国平均を100とした場合の時間賃金でみた愛媛

の格差は、2008年は87.4%で2007年と変わらなかった。

四国4県の中でみると、2008年は徳島が2,225円、香川が2,183円、高知が2,109円で、愛媛は香川について第3位となった。

### 時間賃金

1時間当たりの賃金をいう。「平均月間給与総額」（「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額）を「総実労働時間数」（「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計）で割って算出。



資料出所 常用労働者賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、女性パート賃金は「賃金構造基本統計調査」による。  
地域最賃は厚生労働省労働基準局まとめによる2008年度改定額で、全国平均は加重平均。

表7 都府県別にみた時間賃金率の比較

(事業所規模30人以上、産業計)

		全国平均	愛媛	東京	大阪	徳島	香川	高知
月間総額(円)	1975年	177,213	154,519	208,089	197,940	147,555	152,786	150,914
	80年	263,386	222,896	310,490	289,996	223,664	230,006	209,757
	85年	317,091	253,479	387,927	347,092	271,857	278,188	244,536
	90年	370,169	312,408	456,795	406,658	323,152	338,584	310,252
	90年	408,864	337,303	413,369	440,443	351,931	371,315	326,741
	2000年	398,069	325,203	505,260	438,008	345,817	353,732	345,183
	01年	397,366	326,629	503,268	435,093	347,546	352,833	334,249
	02年	387,638	331,169	487,767	420,127	335,284	339,997	322,693
	03年	389,664	334,491	481,163	423,950	330,502	340,670	316,982
	04年	376,964	339,741	491,189	415,649	349,960	346,059	320,293
	05年	380,438	344,626	485,455	416,202	326,506	348,467	330,771
	06年	384,401	346,564	489,455	422,150	324,604	359,311	321,645
	07年	377,731	344,830	488,551	409,640	350,547	337,163	319,780
	08年	379,497	340,930	499,966	403,084	350,910	339,004	320,167
月間総実労働時間(時間)	1975年	172.0	177.6	168.4	170.2	176.0	178.4	175.9
	80年	175.7	179.5	169.8	172.3	178.7	181.1	174.0
	85年	175.8	178.8	171.7	171.9	179.1	180.2	173.7
	90年	171.0	175.6	164.7	166.5	175.1	174.5	169.5
	90年	159.1	164.1	157.0	156.2	161.0	160.6	157.1
	2000年	154.9	154.5	154.4	153.0	156.5	157.7	155.0
	01年	154.0	153.3	153.9	152.4	156.8	156.5	153.1
	02年	153.1	159.8	149.0	151.2	155.6	154.9	151.5
	03年	153.8	159.9	148.3	151.1	157.6	154.9	151.1
	04年	153.3	160.8	152.5	153.6	155.0	158.4	152.5
	05年	152.4	159.9	150.2	153.6	153.5	158.7	155.4
	06年	153.5	160.8	152.0	153.7	154.0	161.6	153.8
	07年	154.2	157.8	155.0	151.0	157.8	155.5	152.2
	08年	153.0	157.3	154.5	150.5	157.7	155.3	151.8
時給金(円)	1975年	1,030	870	1,236	1,163	838	856	858
	80年	1,449	1,242	1,829	1,683	1,252	1,270	1,206
	85年	1,804	1,418	2,259	2,019	1,518	1,544	1,408
	90年	2,165	1,779	2,773	2,442	1,846	1,940	1,830
	90年	2,570	2,055	3,270	2,820	2,186	2,312	2,080
	2000年	2,570	2,105	3,272	2,863	2,210	2,243	2,227
	01年	2,580	2,131	3,270	2,855	2,216	2,255	2,183
	02年	2,532	2,072	3,274	2,779	2,155	2,195	2,130
	03年	2,534	2,092	3,245	2,806	2,097	2,199	2,098
	04年	2,459	2,113	3,221	2,706	2,258	2,185	2,100
	05年	2,496	2,155	3,232	2,710	2,127	2,196	2,129
	06年	2,504	2,155	3,220	2,747	2,108	2,223	2,091
	07年	2,500	2,185	3,152	2,713	2,221	2,168	2,101
	08年	2,480	2,167	3,236	2,678	2,225	2,183	2,109
時間賃金格差(%)	1975年	100.0	84.5	120.0	112.9	81.4	83.1	83.3
	80年	100.0	82.9	122.0	112.3	83.5	84.7	80.5
	85年	100.0	78.6	125.2	111.9	54.1	85.6	78.0
	90年	100.0	82.2	128.1	112.8	85.3	89.6	84.5
	90年	100.0	80.0	127.2	109.7	85.1	90.0	80.9
	2000年	100.0	81.9	127.3	112.1	86.0	87.3	86.7
	01年	100.0	82.6	126.7	110.7	85.9	87.4	84.6
	02年	100.0	81.8	129.3	109.7	85.1	86.7	84.1
	03年	100.0	82.6	128.0	110.7	82.8	86.8	82.8
	04年	100.0	85.9	131.0	110.0	91.8	88.8	85.4
	05年	100.0	86.3	129.5	108.6	85.2	88.0	85.3
	06年	100.0	86.1	128.6	109.7	84.2	88.8	83.5
	07年	100.0	87.4	126.1	108.5	88.8	86.7	84.0
	08年	100.0	87.4	130.5	108.0	89.7	88.0	85.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」各年版より作成。

## 8 パートタイム女性労働者の賃金

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、2008年の愛媛のパートタイム女性労働者は、平均年齢が44.9歳、平均勤続年数は4.9年である。賃金は1時間当たり所定内給与額で前年を62円上回って904円、1か月に換算すると8万5,934円（所定内実労働時間数4.9時間、実労働日数19.4日）である。

また、年収に換算すると、年間賞与その他特別給与額（4万1,800円）を加えて10万3,008円となる。

「毎月勤労統計」でみても、平均月間現金給与額は8万8,462円で、年間賃金換算106万1,544円となりほぼ同水準である。

全国平均と比べると、愛媛は全国平均（975円）の92.7%であり、四国4県でみると、香川（923円）

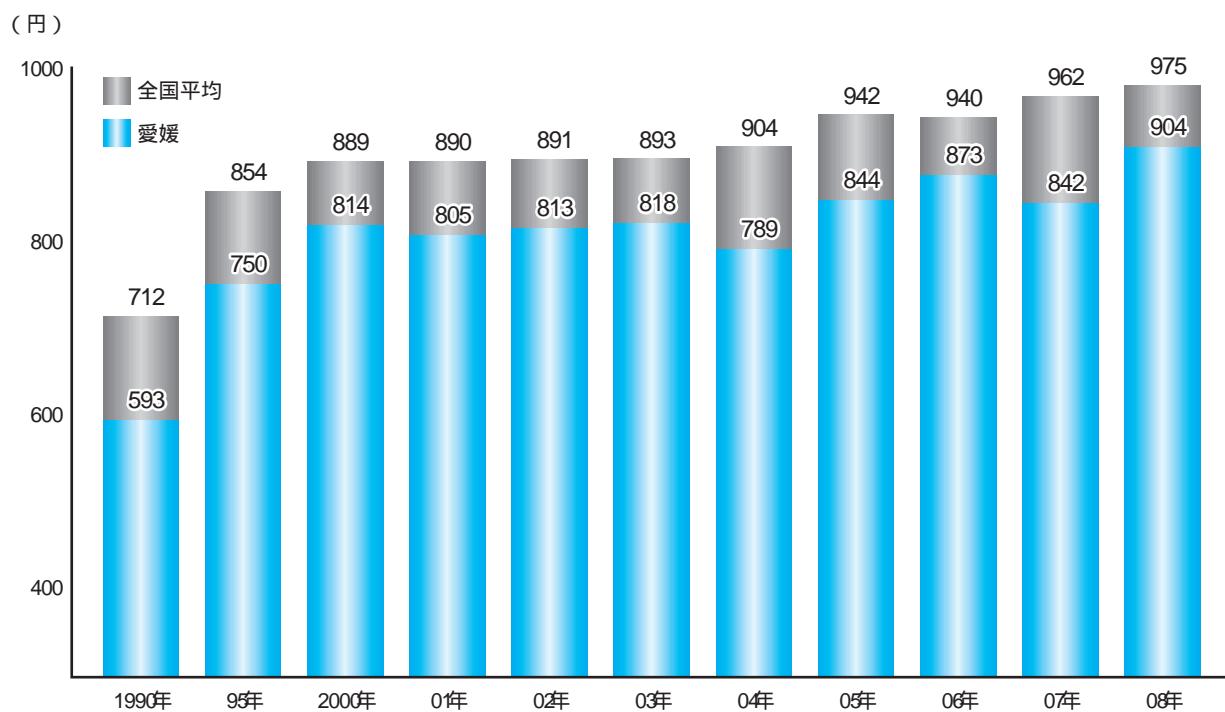
高知（868円）、徳島（884円）となっており、愛媛のパートタイム賃金は四国4県で2番目の位置となった。

パートタイム労働者は、今や基幹的、恒常的な労働力となっている。賃金の引き上げはもとより、パート労働者に厚生年金をはじめ社会保険の適用等、各種労働条件をフルタイマーのそれと同等にする取り組みが望まれる。

### パートタイム労働者

厚生労働省は「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない労働者をいう」と規定しているが、実態としては労働時間の長短に関わらず、時間給で雇用されている労働者をいう場合が多い。

図8 パートタイマー女性労働者の時間賃金の推移



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」各年版より作成。

表8-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金

(2008年7月調査)

		平均年齢 (歳)	平均 勤続年数 (年)	月間 実労働日数 (日)	所定内 実労働 時間数 (時間)	所定内 給与額 (円)	年間賞与 その他の 特別給与額 (円)	推計労働者数 (人)
5 人 の 構 成 計	産業計	44.9	4.9	19.4	4.9	904	41,800	58,450
	製造業	48.6	7.2	21.6	5.2	782	40,700	7,840
	卸・小売業	46.3	5.9	20.6	4.7	853	41,000	18,170
	サービス業	49.3	5.1	19.9	4.9	827	18,300	5,010
5 人 の 構 成 計	産業計	44.3	8.5	18.6	4.9	886	37,700	3,240
	製造業	48.6	10.4	21.2	4.9	833	52,500	320
	卸・小売業	43.2	6.5	20.2	5.6	925	56,600	440
	サービス業	47.6	10.8	18.7	6.0	890	86,300	560

資料出所 厚生労働省『平成20年賃金構造基本統計調査』により作成。

(注) 所定内実労働時間は1日当たり、所定内給与額は1時間当たりの時間・額を示す。

表8-2 都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差

(2008年7月調査)

	1時間当たり所定内給与額(円)				地域間格差(全国平均=100)			
	産業計	製造業	卸・小売業	サービス業	産業計	製造業	卸・小売業	サービス業
全国平均	975	876	921	1,003	100.0	100.0	100.0	100.0
東京	1,107	975	1,028	1,143	113.5	111.3	111.6	114.0
大阪	1,006	917	959	1,071	103.2	104.7	104.1	106.8
愛媛	904	782	853	827	92.7	89.3	92.6	82.5
徳島	884	817	785	864	90.7	93.3	85.2	86.1
香川	923	863	882	933	94.7	98.5	95.8	93.0
高知	868	812	857	831	89.0	92.7	93.1	82.9

資料出所 厚生労働省『平成20年賃金構造基本統計調査』により作成。

表8-3 毎月勤労統計でみたパートタイム労働者の賃金

(2008年月平均・事業所規模5人以上)

		平均月間		出勤日数 (日)	総実労働時間数 (時間)	所定内労働時間数 (時間)	1時間当たり所定内賃金 (円)
		現金給与額 (円)	所定内給与 (円)				
愛媛	産業計	88,462	84,405	18.4	100.6	98.7	855
	製造業	94,794	89,454	20.0	115.8	111.8	800
	卸・小売業	82,809	80,773	19.4	100.6	99.7	810
	サービス業	87,344	82,057	17.6	99.7	98.2	836
全国平均	産業計	95,873	89,896	16.2	92.6	89.8	1,001
	製造業	111,962	101,748	18.1	116.7	112.3	906
	卸・小売業	94,061	88,909	17.4	97.3	94.9	937
	サービス業	99,305	93,562	16.5	95.9	93.0	1,006

資料出所 厚生労働省『2008年毎月勤労統計要覧』により作成。

## 9 企業規模間賃金格差の実態

2008年の男性労働者の所定内賃金を企業規模別にみると、「1,000人以上」が35万2,300円、「100~999人」が28万6,400円、「10~99人」が26万6,400円、「5~9人」が26万2,500円である。これを「1,000人以上」を100としてみてみると、「100~999人」が81.3%、「10~99人」が75.6%、「5~9人」が74.5%となる。

以上の数値は所定内賃金をもとにしたものであり、諸手当や一時金など労働者が1年間に受け取る年間賃金でみると、さらに大きな格差があることがわかる。たとえば、2008年の「1,000人以上」の年間平均賃金614万800円を100とすると、「100~999人」は75.6%（464万1,700円）、「10~99人」は65.3%（401万300円）、「5~9人」は58.6%（360万300円）である。

2008年は「1,000人以上」規模での賃金が大きく

下がるもの、中小企業の賃金も減少傾向に歯止めがかかるべからず格差は依然として大きい。

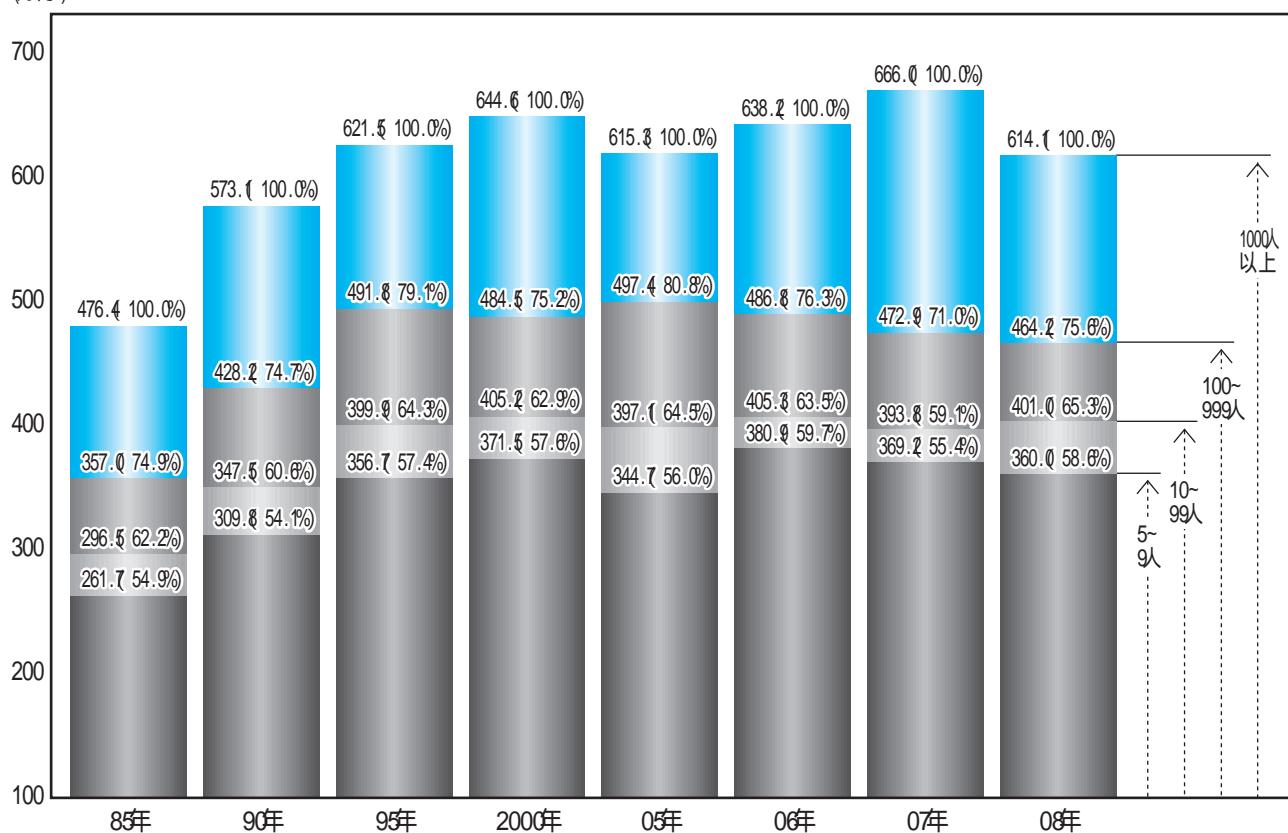
困難な条件のなかでも、企業規模間の賃金格差是正への取り組みによって、愛媛の労働者全体の賃金水準を引き上げることが重要になる。

### 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「賃金センサス」とも呼ばれ、労働者の職種、性、年齢、勤続年数等の属性別に賃金の実態を地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、1948年から毎年実施されている。「毎月勤労統計」が賃金・労働時間・雇用の変動を目的にしているのに対して、「賃金センサス」は賃金構造を把握するのに用いられる。

(円)

図9 愛媛の企業規模別年間賃金の推移（男性労働者）



資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査報告』各年版より作成。

表9-1 愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差(2008年・男性労働者・産業計)

	1000人以上				100~999人				10~99人				5~9人			
	勤続年数(年)	きまつて支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与額(千円)	勤続年数(年)	きまつて支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与額(千円)	勤続年数(年)	きまつて支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与額(千円)	勤続年数(年)	きまつて支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与額(千円)
合計	17.2	390.1	352.3	1459.6	14.2	316.3	286.4	846.1	11.3	292.7	266.4	497.9	12.6	274.4	262.5	307.5
~19歳	0.9	191.8	176.1	303.1	0.9	182.5	161.9	143.8	1.1	175.1	150.4	116.0	1.0	165.5	146.4	0.0
20~24歳	2.1	229.3	199.5	439.5	2.0	216.9	187.1	319.0	2.5	215.9	194.4	249.0	2.8	193.2	181.6	164.8
25~29歳	4.3	278.4	232.8	818.4	4.6	247.6	211.2	549.8	4.2	245.0	213.4	364.4	4.3	240.0	224.4	197.3
30~34歳	8.5	338.9	292.0	1117.7	8.1	274.7	242.1	710.0	6.5	267.0	242.8	471.8	7.0	274.2	267.1	311.4
35~39歳	13.7	392.4	344.3	1412.2	11.6	302.4	272.1	892.5	10.1	296.0	264.3	512.6	10.7	268.4	263.7	246.4
40~44歳	19.0	451.2	405.8	1923.0	15.4	345.3	313.0	1054.5	11.6	309.4	280.6	547.2	12.0	279.8	261.2	254.9
45~49歳	20.8	471.8	442.0	1952.2	19.1	372.8	343.4	999.9	13.7	321.0	296.1	588.1	13.5	289.6	271.2	327.9
50~54歳	27.6	440.7	404.9	1781.5	24.3	429.7	405.9	1250.3	15.4	331.1	303.2	592.9	16.8	308.1	297.1	520.1
55~59歳	29.3	443.4	414.1	1745.6	28.6	375.7	346.1	1145.5	17.6	340.6	315.6	639.8	19.6	307.6	296.6	336.1
60~64歳	27.0	330.2	323.9	1178.8	25.4	316.4	298.5	777.8	14.9	259.7	240.4	338.9	13.6	264.3	242.7	333.7

資料出所 厚生労働省『平成20年賃金構造基本統計調査』(2008年7月調査)

表9-2 年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移

(産業計・男性労働者)

		1000人以上		100~999人		10~99人		5~9人	
年齢	1970年	1,078,200	100.0	899,800	83.5	724,900	67.2		
	75年	2,521,000	100.0	2,216,200	87.9	1,797,700	71.3		
	80年	3,698,900	100.0	2,969,700	80.3	2,448,800	66.2		
	85年	4,764,300	100.0	3,570,200	74.9	2,964,600	62.2	2,616,900	54.9
	90年	5,730,500	100.0	4,281,900	74.7	3,475,300	60.6	3,098,300	54.1
	95年	6,215,400	100.0	4,918,300	79.1	3,999,400	64.3	3,566,600	57.4
	2000年	6,446,000	100.0	4,844,800	75.2	4,051,900	62.9	3,714,700	57.6
	01年	6,485,500	100.0	4,853,500	74.8	4,064,500	62.7	3,738,300	57.6
	02年	6,831,500	100.0	4,828,200	70.7	3,934,400	57.6	3,409,500	49.9
	03年	6,463,300	100.0	4,802,800	74.3	3,942,100	61.0	3,472,300	53.7
	04年	6,152,000	100.0	4,605,100	74.9	3,967,900	64.5	3,596,100	58.5
	05年	6,152,500	100.0	4,973,500	80.8	3,970,700	64.5	3,446,500	56.0
	06年	6,381,900	100.0	4,867,600	76.3	4,053,400	63.5	3,809,200	59.7
	07年	6,660,400	100.0	4,729,400	71.0	3,937,600	59.1	3,691,700	55.4
	08年	6,140,800	100.0	4,641,700	75.6	4,010,300	65.3	3,600,300	58.6

資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年版により作成。

(注) 1)「年間賃金」は、「きまつて支給する現金給与額」に12か月を乗じ、「年間賞与、その他特別給与額」(前年分)を加えて算定した。

2)賃金格差は企業規模1000人以上を100とした場合の指数を示す。

## 10 大きい男女間の賃金格差

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によって2008年の男女間の賃金格差をみると、愛媛の女性の1人平均月間現金給与額は23万4,880円で、男性の42万2,554円の55.6%である。全国平均の男女間格差50.7%と比べると愛媛の男女間格差は大きくないようみえる。

しかし、愛媛の男性の賃金が全国平均の男性の賃金47万2,177円に対して4万9千円以上も低い水準にあり、さらに愛媛の男性の賃金の55.6%の水準に女性の賃金が位置しているということを確認する必要がある。

ちなみに、愛媛の女性の賃金は、全国平均の女性の賃金23万9,300円の98.1%で、ほぼ同水準にある。なお、この賃金額は事業所規模30人以上の常用労働者の一時金を含んだ1ヶ月平均賃金額である。

続いて「賃金構造基本統計調査」によって、年齢

別に所定内賃金の男女間格差をみると、20歳代の若年層では男性の8割台であるが、年齢が高くなるにつれて格差が大きくなり、40歳代から50歳代で6割台から5割台になっている。これは、所定内賃金の比較であるから、「きまって支給する現金給与額」ではさらに格差が広がり、「年間賞与」等を加えると、全体で上記の「毎月勤労統計調査」と同様の格差になるのである。

以上の実態からみても、男女間賃金格差は正の取り組みを一層重視することが求められている。

### 「賃金センサス」の賃金の区分

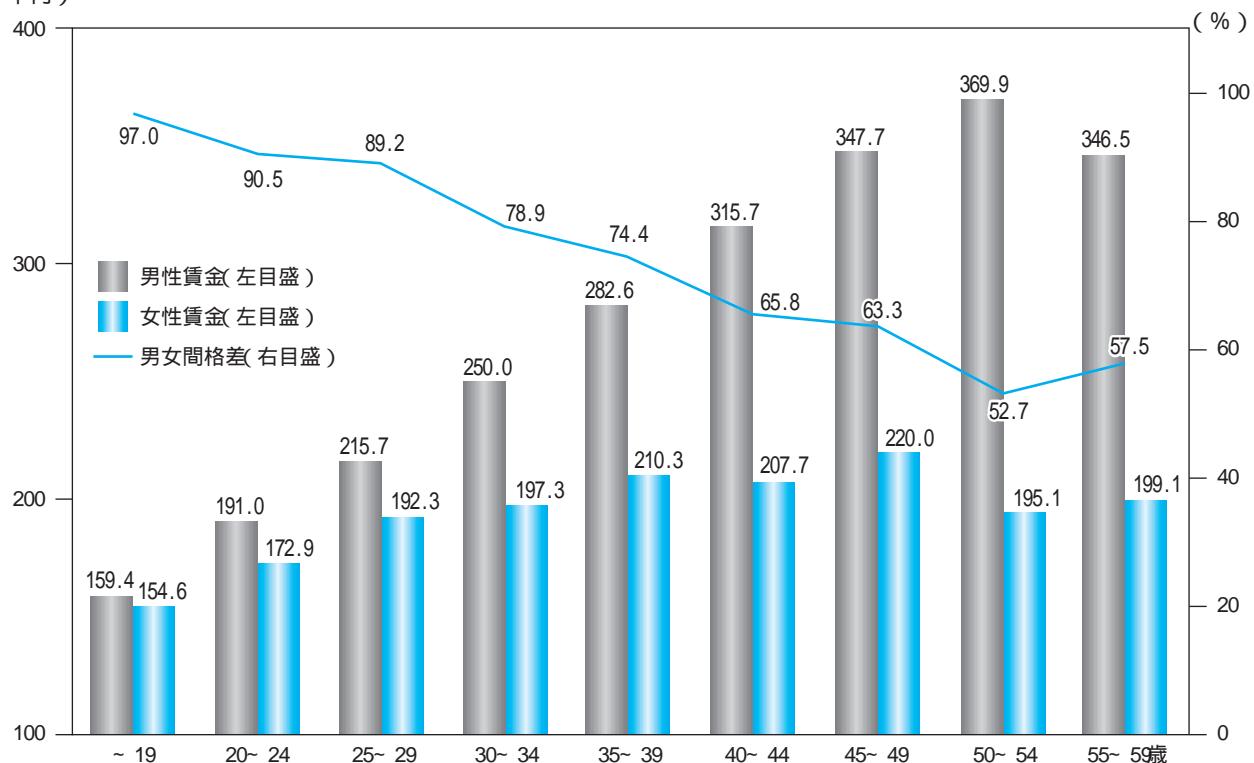
「きまって支給する現金給与額」：就業規則等によって定められた算定方法で支給された現金給与額。

「所定内給与額」：「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額を差し引いた額。

「年間賞与その他特別給与額」：1年間における賞与、期末手当等特別給与額。

(千円)

図10 愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差(2008年)



資料出所 厚生労働省『平成20年賃金構造基本統計調査』(2008年7月調査)より作成。

表 10-1 愛媛と全国の男女間賃金格差の推移

(産業計・事業局規模 30人以上)

	愛媛県(円)		全国平均(円)		男女格差(男性=100)		全国格差(全国平均=100)	
	男性	女性	男性	女性	愛媛県	全国平均	男性	女性
1980年	272,848	136,959	309,218	166,397	50.2	53.8	88.2	82.3
85年	316,024	161,312	377,602	195,728	51.0	51.8	83.7	82.4
90年	384,129	195,495	449,709	223,089	50.9	49.6	85.4	87.6
95年	418,194	210,705	496,049	252,837	50.4	51.0	84.3	83.3
96年	436,961	236,063	499,972	256,396	54.0	51.3	87.4	92.1
97年	450,083	240,783	510,470	260,599	53.5	51.1	88.2	92.4
98年	440,262	237,029	503,843	257,185	53.8	51.0	87.4	92.2
99年	428,074	200,428	491,437	241,597	46.8	49.2	87.1	83.0
2000年	431,045	198,316	494,466	242,359	46.0	49.0	87.2	81.8
01年	429,518	201,631	492,937	243,433	46.9	49.4	87.1	82.8
02年	409,384	219,416	479,826	239,146	53.6	49.8	85.3	91.7
03年	406,367	232,748	481,772	240,795	57.3	50.0	84.3	96.7
04年	410,050	231,838	472,573	233,588	56.5	49.4	86.8	99.3
05年	413,531	234,754	476,334	235,917	56.8	49.5	86.8	99.5
06年	415,302	235,823	480,589	239,164	56.8	49.8	86.4	98.6
07年	424,786	238,543	471,556	237,449	56.2	50.4	90.1	100.5
08年	422,554	234,880	472,177	239,330	55.6	50.7	89.5	98.1

資料出所 厚生労働省『毎月労働統計要覧』各年版により作成。

(注) 事業所規模 30人以上、調査産業計。賃金は月平均現金給与総額で賞与等を含む。

表 10-2 愛媛の年齢別賃金の男女間格差(2008年)

(産業計・企業規模計)

	男性労働者			女性労働者			男女格差(男性=100)	
	勤続年数(年)	きまつて支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	勤続年数(年)	きまつて支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	きまつて支給する現金給与額(%)	所定内給与額(%)
合計	13.6	320.9	290.9	8.3	211.5	197.8	65.9	68.0
~19歳	1.0	180.9	159.4	0.7	161.4	154.6	89.2	97.0
20~24歳	2.2	218.7	191.0	1.9	189.3	172.9	86.6	90.5
25~29歳	4.4	252.3	215.7	4.0	211.4	192.3	83.8	89.2
30~34歳	7.6	281.8	250.0	7.1	211.7	197.3	75.1	78.9
35~39歳	11.5	316.6	282.6	8.4	226.2	210.3	71.4	74.4
40~44歳	14.4	348.9	315.7	9.2	219.7	207.7	63.0	65.8
45~49歳	17.6	375.6	347.7	12.3	233.4	220.0	62.1	63.3
50~54歳	21.9	397.9	369.9	11.7	204.5	195.1	51.4	52.7
55~59歳	24.2	374.1	346.5	14.0	208.3	199.1	55.7	57.5
60~64歳	20.3	289.6	272.3	14.9	209.3	202.5	72.3	74.4

資料出所 厚生労働省『平成20年賃金構造基本統計調査』(2008年7月調査)

## 11 地域最低賃金の引き上げについて

2006年度までの地域最低賃金の改定額は、現状額に数円の上乗せ程度に留まっていたが、07年度以降の改定では格差拡大や働く貧困層の問題などが社会問題化される中で、「生活できる賃金を保障すること」が意識されはじめ、07年度は全国加重平均14円の引き上げとなり、08年度は全国加重平均16円の引き上げがなされてきた。

09年度の改定については、昨年同様に生活保護基準との整合性を図ることなどが中央最低賃金審議会で審議されたが、世界的な不況による経済・雇用情勢の悪化の影響から、最低賃金が生活保護を下回る1都道府県については改定目安を提示したものの、それ以外の35県については現行水準維持を基本に目安は示さないことが適当とされた。

2009年度の地域最低賃金の改定状況は、右表のとおりである。引き上げ額は都道府県により1円から25円までばらついているが、全国加重平均では10円アップして713円（1.42%増）となり、愛媛の最低

賃金は632円（0.16%増）となった。

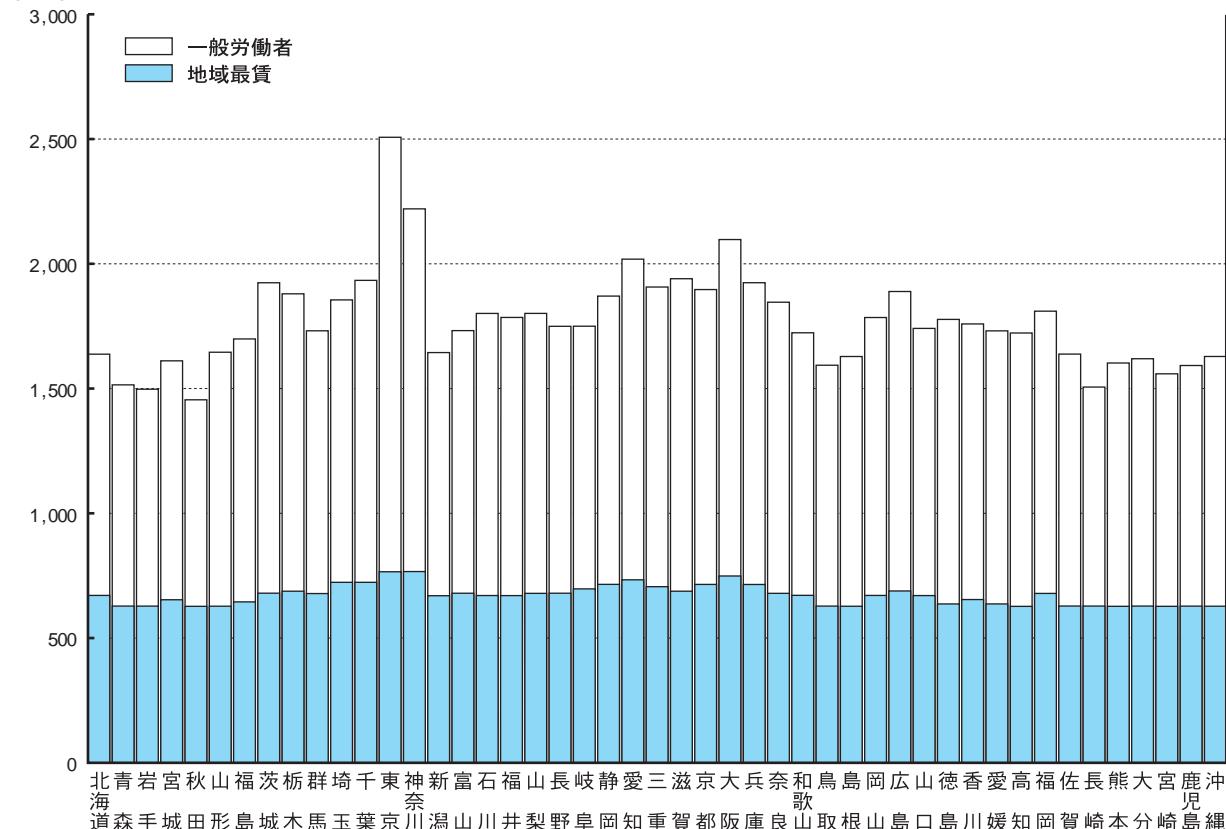
愛媛は現行水準維持として目安額が提示されなかったのに対し、据え置きとせず1円の引き上げが答申されたことは、県内労働者の声を反映したものとして評価される点であるが、県内の2008年の一般労働者の時間賃金1,656円（「毎月勤労統計調査」、事業所規模5人以上）に対して、地域最賃632円は38.1%の水準である。

また、全国的な改定状況を見れば、最高額（766円）と最低額（627円）と、差額は2007年の121円から139円に広がり、金額面では上位地域との格差が拡大している。

### 地域最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として、各都道府県ごとに設定される。

図11 一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較（2008年水準）



資料出所 一般労働者の賃金は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による一般労働者の所定内給与・所定内労働時間で算定。事業所規模30人以上。

表11 2009年度地域別最低賃金

	2008年度 地域別 最低賃金	2009年度改定地域別最低賃金					
		最低賃金 時 間 額	改 定 目 安 額	引き上げ状況		都道府県 順 位	
				額	率		
全 国 平 均	703	713	7~ 9	10	1.42		
北 海 道	667	678	10	11	1.65	19	10.10
青 岩 森	630	633	3	3	0.48	32	10. 1
宮 手 城	628	631		3	0.48	36	10. 4
秋 田 城	653	662	10	9	1.38	29	10.24
山 形 島	629	632	2	3	0.48	34	10. 1
福 茨 栃	629	631		2	0.32	36	10.18
茨 城 城	641	644		3	0.47	31	10.18
栃 群 木	676	678		2	0.30	19	10. 8
群 埼 木	683	685		2	0.29	14	10. 1
埼 千 東	675	676		1	0.15	22	10. 4
新 神 埼	722	735	12	13	1.80	4	10.17
富 千 京	723	728	3	5	0.69	7	10. 3
石 神 京	766	791	20~ 30	25	3.26	1	10. 1
福 岐 葉	766	789	22	23	3.00	2	10.16
山 湧 馬	669	669				27	
長 石 玉	677	679		2	0.30	17	10.18
岐 静 羽	673	674		1	0.15	23	10.10
静 爱 井	670	671		1	0.15	25	10. 1
愛 三 梨	676	677		1	0.15	21	10. 1
滋 長 野	680	681		1	0.15	15	10. 1
京 静 野	696	696				11	
大 長 岡	711	713		2	0.28	9	10.26
兵 岐 知	731	732		1	0.14	5	10.11
奈 三 重	701	702		1	0.14	10	10. 1
和 滋 重	691	693		2	0.29	12	10. 1
歌 京 都	717	729	12	12	1.67	6	10.17
大 岐 阪	748	762	13	14	1.87	3	9.30
奈 岐 庫	712	721	8	9	1.26	8	10. 8
和 岐 良	678	679		1	0.15	17	10.17
鳥 岐 取	673	674		1	0.15	23	10.31
島 岐 根	629	630		1	0.16	40	10. 8
岡 岐 山	629	630		1	0.16	40	10. 4
岡 岐 島	669	670		1	0.15	26	10. 8
広 山 岩	683	692	8	9	1.32	13	10. 8
山 岩 取	668	669		1	0.15	27	10. 4
徳 岩 取	632	633		1	0.16	32	10. 1
香 岩 岩	651	652		1	0.15	30	10. 1
愛 高 岩 岩	<b>631</b>	<b>632</b>		1	<b>0.16</b>	<b>34</b>	<b>10. 1</b>
高 福 岩 岩	630	631		1	0.16	36	10. 1
福 佐 岩 岩	675	680		5	0.74	16	10.16
佐 長 岩 岩	628	629		1	0.16	44	10. 1
長 熊 岩 岩	628	629		1	0.16	44	10.10
熊 大 岩 岩	628	630		2	0.32	40	10.18
大 宮 岩 岩	630	631		1	0.16	36	10. 1
宮 岩 岩	627	629		2	0.32	44	10.14
鹿 岩 岩	627	630		3	0.48	40	10.14
沖 岩 岩	627	629		2	0.32	44	10.18

資料出所 厚生労働省労働基準局賃金時間部賃金課まとめ。

改定目安額の「-」は、目安額が提示されなかったことを示す。

## 12 賃金決定機構と愛媛の賃金構造

1960年代の高度経済成長期以降、賃金を決定する仕組み（賃金決定機構）は次のとおりであった。まず、民間の春季賃上げの結果が基準となり、それを参考にして人事院と人事委員会の勧告により国家公務員と都道府県職員の賃金が決まる。また、この勧告は市町村の公務員の賃上げの参考にされる。さらに、民間の賃上げ結果は、地域別最賃や産業別最賃に波及し、中小零細企業の未組織労働者の賃金に大きな影響を与える。

企業規模、男女、業種、地域などさまざまな格差の複合によって、賃金格差の重層性が生まれてきた。愛媛における賃金の重層構造の一侧面を明らかにしたのが右表である。企業規模が小さくなるほど全体の労働者数は多くなるのであるから、賃金構造はピラミッド型になっていることがわかる。中小零細企業の賃金が愛媛全体の賃金水準を引き下げ、地方公

務員の賃金はその地域の中小企業の賃金と相互に影響しあい、さらに女性労働者の低い賃金が全体の賃金水準を引き下げていることも重視しなければならない。近年の公務員の賃下げの動きは、労働者全体に波及することになるであろう。

以上のような賃金の重層構造を是正するためには、まず地域での賃金ミニマム運動が重要な意義をもつ。次項で示すように、連合愛媛は1998年以来、毎年、愛媛県内の組合員を対象に基準内賃金の調査を実施し、賃金ミニマムの設定を行っている。こうした地道な組織労働者の運動は、最賃を引き上げること、パート賃金や女性労働者、未組織労働者の賃金を引き上げ格差を縮小していくことにつながるであろう。「自分の賃金」ではなく、「自分たちの賃金」を引き上げるという考え方方が大切である。

図12 日本の賃金決定機構

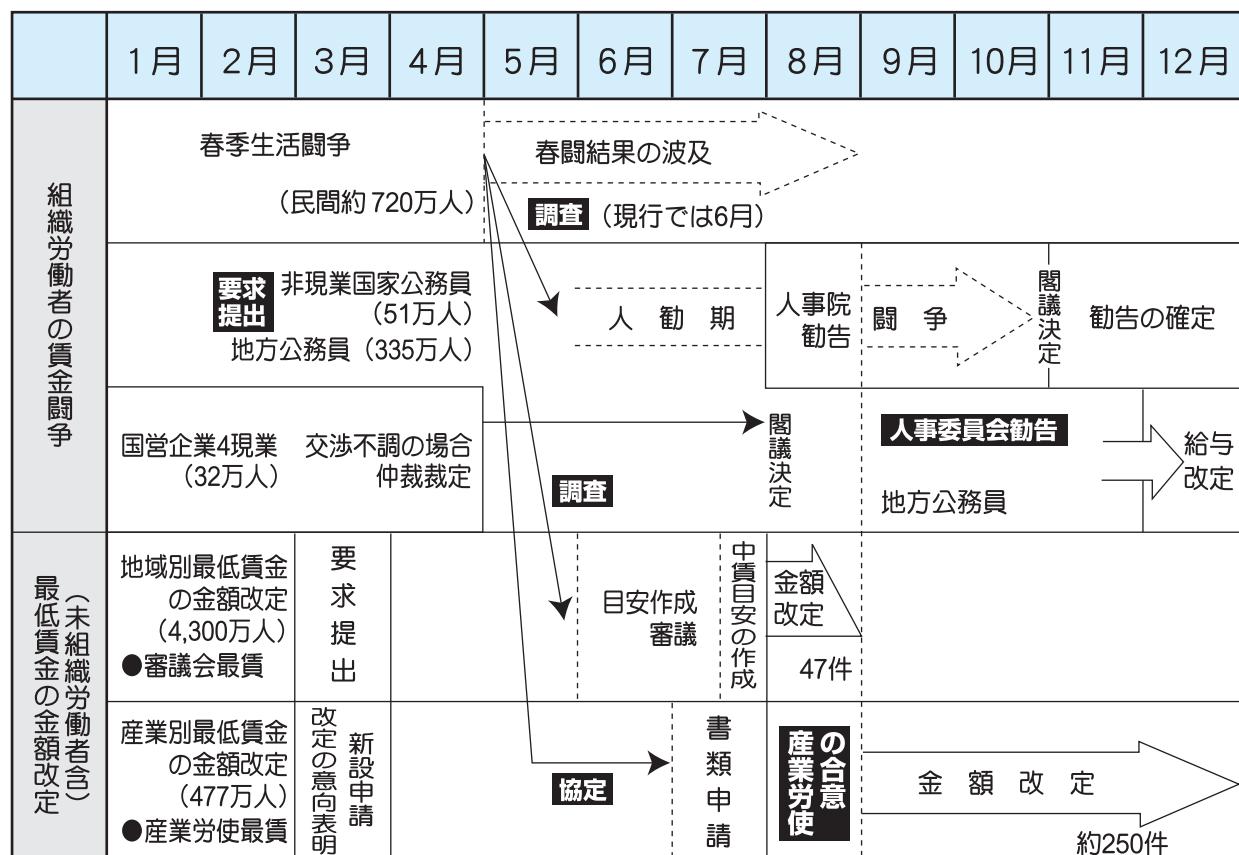


表12 愛媛の賃金構造(男性労働者・2008年ベース)

企業規模	現金給与額	月間労働時間	平均年齢	勤続年数	1時間当たり賃金(格差)	年間賃金(格差)
	(円)	(時間)	(歳)	(年)	(円)	(円)
1,000人以上	390,100	175.0	42.1	17.2	2,229(100.0)	6,140,800(100.0)
愛媛県一般行政職→	352,583					
県内市一般行政職→	331,999					
県内町村一般行政職→	309,213					
100~999人	316,300	183.0	40.5	14.2	1,728(77.5)	4,641,700(75.6)
10~99人	292,700	194.0	43.5	11.3	1,509(67.7)	4,010,300(65.3)
5~9人	274,400	188.0	44.5	12.6	1,460(65.5)	3,600,300(58.6)
松山市標準生計費	201,210					
生活扶助基準月額	145,770					
女性高卒初任給	142,200	134.4(所定内)			1,058(47.5)	
女性パートタイマー	85,934	95.1	44.9	4.9	904(40.6)	1,073,008(17.5)
地域最低賃金	59,983	時間額 631円×4.9時間×19.4日)			631(28.3)	719,796(11.7)

資料出所 1) 民間企業の「1,000人以上」から「5~9人」は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(2008年7月調査)による。

2) 地方公務員の賃金は地方財務協会『平成20年地方公務員給与の実態』(2008年4月調査)による。

3)「松山市標準生計費」は愛媛県人事委員会算定(2008年4月分)の4人世帯の額である。

4)「生活扶助基準月額」は平成20年度の松山市(2級地-1)標準3人世帯(夫33才、妻29才、子ども4才)の生活扶助基準である。

5)「女性高卒初任給」「女性パートタイマー(時間給)」は厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(2008年7月調査)による。

6)「女性高卒」の月間労働時間は、「毎月勤労統計」(規模5人以上)の2008年平均女性所定内労働時間による。

7)「地域最低賃金」の月額算定のための1日労働時間数・月間労働日数等は上記の女性パートタイマーの時間数等を準用した。

## 13 連合愛媛賃金実態調査

### 地域ミニマム運動

#### 調査要項

- 1 調査の目的 労働組合の共同の取り組みによって、地域の中小企業労働者の最低賃金を引き上げるために、愛媛の「最低基準」賃金を設定することを目的とする。そのために、愛媛県内労働者の賃金の実態を把握する。
- 2 調査の対象 連合愛媛加盟の労働組合の組合員 5035人（男性 4242人、女性 793人）の基準内賃金。
- 3 調査期日 2009年 10月

#### 凡 例

- 1 本調査の基準内賃金は、時間外手当・休日出勤手当・交代手当・通勤手当等を除く、毎月決まって支払われる賃金である。
- 2 本調査は、上記の連合愛媛加盟の組合員 5035人の基準内賃金、さらにそのうち組合員規模 299人以下の組合員 2130人（男性 1744人、女性 386人）、299人以下（地場）の組合員 1625人（男性 1326人、女性 299人）について、それぞれ男性・女性別、年齢別に集計し、賃金の分布等をまとめた。
- 3 調査対象者の平均年齢は全体が 39.4歳、299人以下が 39.8歳、299人以下（地場）が 40.8歳である。

#### 特性値

労働者の賃金を低いものから高いものへと、一列に並べとった分位数のこと。

（例） 第1・十分位数 十等分し、低い方から最初の節の者の賃金

第1・十分位数  
低 ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ 高

第1・四分位数 四等分し、低い方から最初の節の者の賃金

第1・四分位数  
低 ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ ┼ 高

（万円）

図 13 連合愛媛年齢別賃金特性値図（299人以下・男女計）

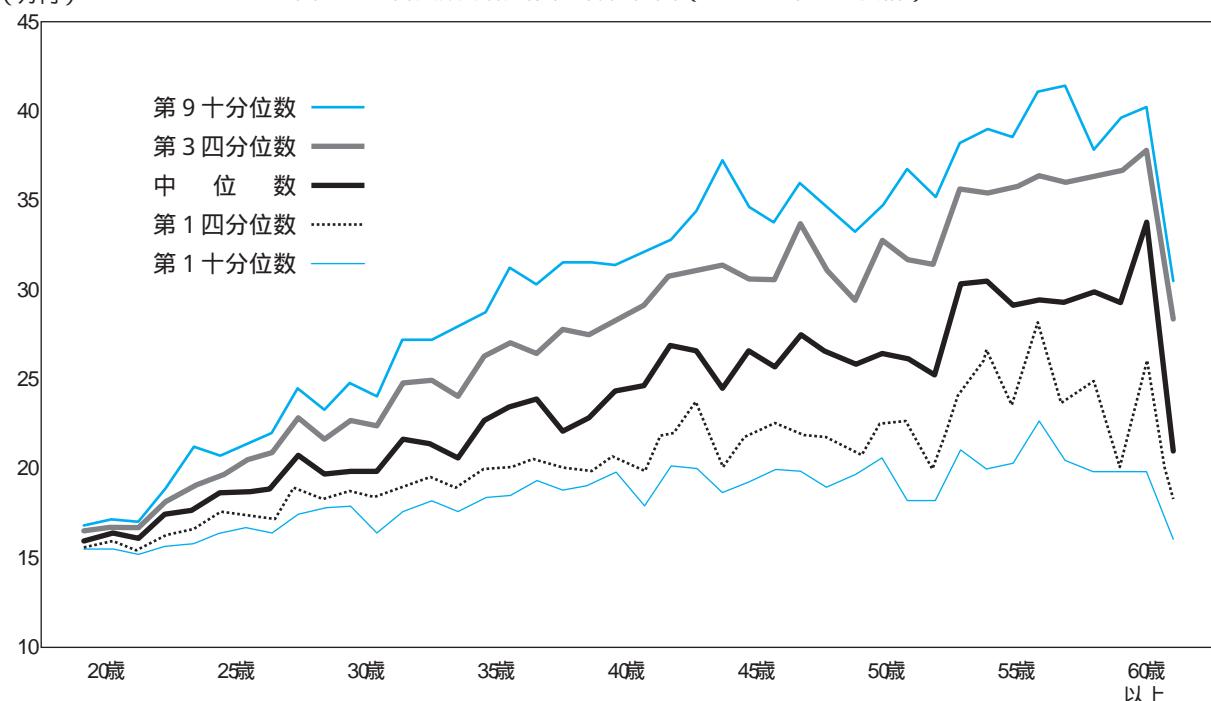


表 13-1 連合愛媛年齢別賃金特性値表 (299人以下・男女計)

単位 = 円

年齢	調査対象人員	平均賃金	第1十 分位数	第1四 分位数	中位数	第3四 分位数	第9十 分位数
18歳	9	158,304	153,508	154,500	161,300	161,300	163,060
19歳	16	159,377	154,500	155,668	158,800	164,525	168,500
20歳	28	163,228	153,843	158,982	162,950	166,800	170,680
21歳	25	160,836	151,260	153,700	161,000	166,300	169,783
22歳	31	173,891	155,500	163,250	174,700	180,050	188,000
23歳	33	178,383	156,810	165,100	176,760	188,900	211,460
24歳	43	185,084	163,088	175,650	185,500	194,300	207,730
25歳	49	187,910	165,964	174,450	186,350	203,734	212,910
26歳	56	190,413	163,200	172,620	187,714	209,063	218,565
27歳	46	209,322	174,475	187,023	207,450	228,063	244,675
28歳	58	201,728	176,565	181,500	196,900	215,355	232,107
29歳	53	206,947	178,686	187,200	198,200	226,500	247,120
30歳	44	202,102	163,730	184,353	197,750	223,362	240,056
31歳	75	218,441	175,756	189,975	216,700	246,800	271,412
32歳	75	224,612	181,840	194,400	213,328	249,357	271,128
33歳	66	218,220	175,765	189,258	204,925	240,088	278,728
34歳	83	233,199	182,530	198,800	226,108	261,865	286,800
35歳	74	240,326	184,410	198,988	233,268	270,096	312,514
36歳	76	238,658	193,880	205,675	239,111	263,845	303,500
37歳	73	239,327	187,408	199,400	220,600	277,900	314,660
38歳	56	240,266	190,864	198,725	227,750	273,773	315,400
39歳	49	252,454	197,482	207,300	243,200	281,500	313,120
40歳	58	251,632	178,056	200,783	246,550	291,026	320,419
41歳	56	267,037	200,268	221,031	269,090	307,372	326,621
42歳	38	270,871	199,780	235,095	265,300	311,090	344,215
43歳	48	259,927	186,750	202,550	244,324	313,138	372,040
44歳	70	266,195	191,435	218,175	265,450	306,555	345,879
45歳	46	264,645	200,167	224,400	257,020	303,765	337,495
46歳	45	277,686	198,280	219,200	274,600	335,622	360,175
47歳	25	263,284	189,280	217,750	264,050	310,114	345,926
48歳	43	258,345	196,723	208,290	257,630	294,240	332,049
49歳	35	272,190	206,170	223,200	263,829	327,497	347,073
50歳	44	273,205	181,654	223,245	260,885	316,458	367,473
51歳	45	259,249	181,560	199,200	252,670	314,000	351,200
52歳	47	294,943	209,800	241,636	303,500	355,080	383,226
53歳	54	302,473	198,935	264,550	304,525	354,605	390,637
54歳	45	292,904	202,440	237,800	291,600	357,500	385,598
55歳	40	311,376	226,294	279,091	294,350	363,039	411,245
56歳	60	302,521	204,080	236,350	292,485	359,642	413,788
57歳	59	297,691	197,314	247,455	299,100	362,712	378,117
58歳	66	292,923	197,314	201,390	292,055	366,376	396,050
59歳	58	314,915	197,314	260,038	337,620	378,222	401,750
60歳以上	30	227,750	160,495	182,218	208,407	282,617	304,789
合計	2130	244,869	155,762	183,285	239,111	315,229	389,629

資料出所 2009年度連合愛媛賃金実態調査

表 13-2 連合愛媛年齢別賃金特性値表 (299人以下・地場・男女計)

単位 = 円

年齢	調査対象人員	平均賃金	第1十 分位数	第1四 分位数	中位数	第3四 分位数	第9十 分位数
18歳	7	159,886	154,500	157,900	161,300	162,150	163,120
19歳	15	161,069	154,568	156,782	158,800	165,850	168,500
20歳	23	164,680	157,169	159,107	164,100	166,800	169,300
21歳	19	163,343	153,180	159,040	161,550	168,852	171,160
22歳	17	174,563	164,120	170,799	173,750	179,900	185,740
23歳	25	174,826	156,310	161,550	170,300	178,620	208,670
24歳	26	184,465	161,955	165,775	183,332	196,925	213,550
25歳	32	190,070	165,258	173,488	191,675	207,200	212,819
26歳	40	188,218	162,090	168,783	182,440	208,013	217,585
27歳	30	204,247	171,283	187,023	205,950	214,075	227,692
28歳	38	199,759	177,510	186,625	197,414	214,145	220,002
29歳	39	204,884	180,144	185,283	198,129	220,350	230,860
30歳	36	203,517	163,950	186,840	201,685	225,116	240,040
31歳	55	216,280	173,424	189,900	216,500	246,800	260,352
32歳	52	217,544	177,215	193,050	203,818	232,103	268,422
33歳	54	214,154	177,060	189,258	203,150	230,743	269,500
34歳	62	228,794	179,080	195,575	220,472	260,938	285,890
35歳	55	232,701	184,480	197,175	230,100	261,775	283,164
36歳	66	236,248	193,880	203,425	232,240	259,405	297,338
37歳	56	227,086	189,564	199,375	209,207	249,175	292,652
38歳	39	231,496	191,628	198,900	224,500	253,176	289,885
39歳	37	246,396	194,350	202,700	242,300	271,864	310,869
40歳	38	245,419	176,979	199,415	239,450	284,903	309,860
41歳	44	266,750	200,095	221,031	278,365	304,258	326,833
42歳	29	273,850	200,920	235,093	265,900	316,200	352,880
43歳	42	256,408	176,850	202,250	243,540	307,175	367,966
44歳	56	265,147	191,375	222,675	270,650	305,665	338,810
45歳	31	255,881	194,934	211,275	254,340	297,210	337,200
46歳	30	276,502	210,040	219,725	278,500	324,915	359,196
47歳	20	256,762	174,519	216,963	258,975	305,454	321,156
48歳	34	245,559	194,158	203,177	231,653	279,332	307,898
49歳	30	274,439	206,945	227,000	264,665	327,870	343,450
50歳	39	260,514	179,157	216,915	245,000	304,050	337,160
51歳	40	249,967	178,610	197,558	248,150	295,535	325,500
52歳	38	282,160	202,195	221,273	287,324	324,673	366,523
53歳	49	297,370	197,264	261,400	303,607	334,200	369,017
54歳	41	288,891	197,400	235,000	291,500	351,980	372,200
55歳	33	300,468	213,193	252,450	293,750	349,080	396,843
56歳	57	298,638	203,720	232,300	291,300	353,000	411,882
57歳	52	290,147	197,314	245,100	289,020	344,982	376,940
58歳	62	288,437	197,314	200,571	288,505	358,919	394,772
59歳	54	311,154	197,314	257,538	323,831	377,842	401,266
60歳以上	27	228,314	160,330	189,105	219,500	282,504	304,160
合計		1669	243,353	157,801	186,733	231,653	311,688
							375,992

資料出所 2009年度連合愛媛賃金実態調査

表 13-3 連合愛媛年齢別賃金特性値表(全体・男女計)

単位 = 円

年齢	調査対象人員	平均賃金	第1十 分位数	第1四 分位数	中位数	第3四 分位数	第9十 分位数
18歳	28	153,646	135,600	149,080	156,000	161,300	164,275
19歳	44	161,265	144,410	155,623	159,714	166,288	170,494
20歳	52	161,877	144,340	155,900	162,750	169,300	175,815
21歳	57	162,967	150,200	153,700	163,400	168,704	175,952
22歳	64	175,312	154,400	161,100	174,225	182,310	197,975
23歳	63	179,781	157,280	166,325	177,500	188,950	206,400
24歳	81	186,921	161,900	168,500	184,263	197,700	218,900
25歳	100	189,607	164,690	170,575	187,900	203,716	219,953
26歳	138	197,193	163,680	174,250	193,550	213,925	239,160
27歳	123	208,243	172,480	186,250	205,852	228,306	246,342
28歳	140	211,644	175,260	182,625	211,295	232,931	251,227
29歳	129	212,472	174,320	188,900	210,510	230,400	261,644
30歳	134	215,833	175,925	191,418	212,990	236,915	255,691
31歳	171	226,267	177,850	196,211	224,600	249,700	283,900
32歳	161	230,648	176,500	196,800	228,172	261,400	289,400
33歳	161	230,781	179,150	200,000	225,000	256,310	288,900
34歳	179	242,580	186,517	201,930	235,542	270,499	297,828
35歳	191	255,774	194,490	212,642	251,500	294,200	325,100
36歳	208	261,720	201,840	222,536	258,525	297,925	325,956
37歳	167	257,946	191,960	208,407	261,300	299,560	325,820
38歳	166	261,725	192,793	217,375	257,586	304,950	338,968
39歳	119	273,698	199,246	228,980	271,864	311,900	354,400
40歳	145	266,824	191,780	221,050	270,490	303,000	342,640
41歳	160	288,784	206,673	240,825	295,965	328,905	357,160
42歳	131	282,809	200,487	240,350	280,864	329,268	366,000
43歳	142	284,718	200,624	235,100	274,699	335,131	387,924
44歳	164	291,080	199,500	235,750	287,390	345,808	376,706
45歳	129	307,163	210,900	250,000	305,800	374,220	397,970
46歳	126	312,016	212,850	261,933	321,997	363,278	399,781
47歳	97	301,265	211,390	245,000	304,900	355,362	391,860
48歳	92	292,504	199,240	217,125	282,808	356,875	397,080
49歳	101	301,809	220,400	253,480	292,180	350,000	402,600
50歳	80	293,681	190,895	236,363	291,639	358,750	403,974
51歳	100	292,737	196,990	227,140	288,745	354,100	394,760
52歳	98	316,513	214,442	262,163	312,072	376,826	410,591
53歳	124	316,940	214,280	260,875	314,300	379,790	414,310
54歳	86	321,357	213,955	265,242	316,950	371,175	427,500
55歳	92	319,942	228,354	271,233	311,097	377,601	433,021
56歳	124	310,150	222,270	245,638	299,525	369,296	417,620
57歳	112	323,562	202,414	263,375	331,750	378,982	418,975
58歳	106	312,623	197,314	234,773	304,640	383,725	419,860
59歳	98	312,186	199,754	255,114	306,367	380,423	404,783
60歳以上	52	235,024	153,560	184,919	205,408	283,527	330,603
合計	5035	260,139	153,728	185,585	261,300	357,813	416,958

資料出所 2009年度連合愛媛賃金実態調査

### III 雇用の状況

#### 14 深刻さが増す雇用情勢

愛媛の一般労働市場の推移をみると、有効求人倍率は、「円高不況」時の86年度の0.6倍から「バブル経済」の91年度には1.31倍まで急速な回復基調で推移し、91年6月に1.39倍と最高の倍率を記録した。しかし、「バブル崩壊」後の長期不況のなかで低下を続け、2002年度平均では0.63倍と大きく落ち込んでいる。2003年度に入っての0.68倍からその後改善へと向かいつつあったものの、2008年4月以降は悪化が進み、同年秋に起こった世界的金融危機による企業業績悪化の中で雇用情勢はさらに厳しさを増した。

図14-2で示しているように、2008年12月以降はこれまで比較的高倍率を保ってきた東予地域も下降の一途をたどり、大型事業所の閉鎖が相次ぐなど県内全体で低倍率を余儀なくされている。

このような状況を受けて、2009年の年明けから愛媛県や市町は、雇用創出や追加景気対策を行い、県内企業の経営安定や雇用確保にむけて様々な取り組

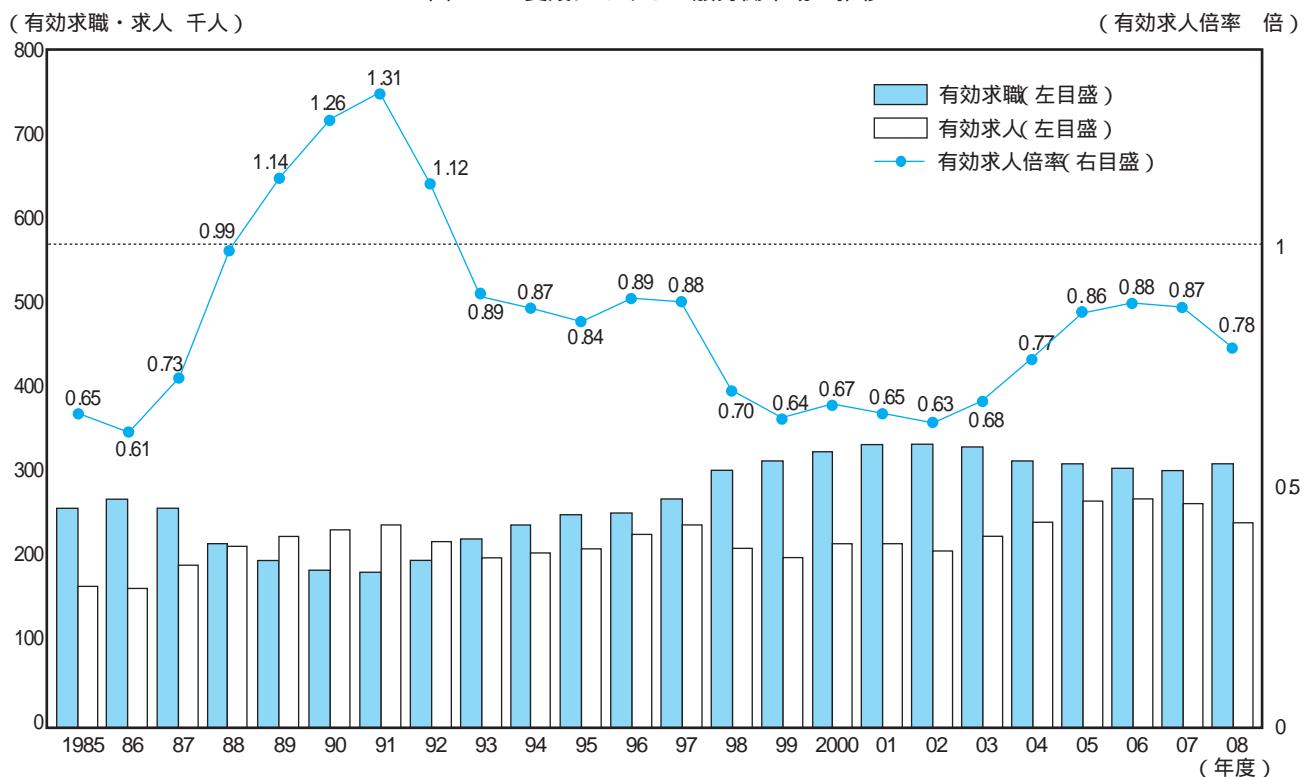
みがなされてきた。

しかしながら、経済情勢は依然として、先行きが不透明な状況であり、円高やデフレの進行に改善が見られない場合、厳しい雇用情勢が長期化する恐れもある。日本経済が「失われた10年」の再来に陥らないよう、適切な政策判断が望まれており、また労働市場から溢れることを余儀なくされた人をどう救済するか、セーフティネットの整備等含め、適切な対応が望まれる。

#### 有効求人倍率

有効求人数を有効求職者数で除した率。「有効」の意味は、求人・求職の申し込みは有効期限（通常2ヶ月）があるのでその効力が存続しているものと、各月の新規求人・求職者数を区別するためである。この数値が1より大きいか小さいかで、労働市場の需要超過、供給超過の状態を知ることができる。

図14-1 愛媛における一般労働市場の推移



資料出所 愛媛労働局職業安定部まとめ

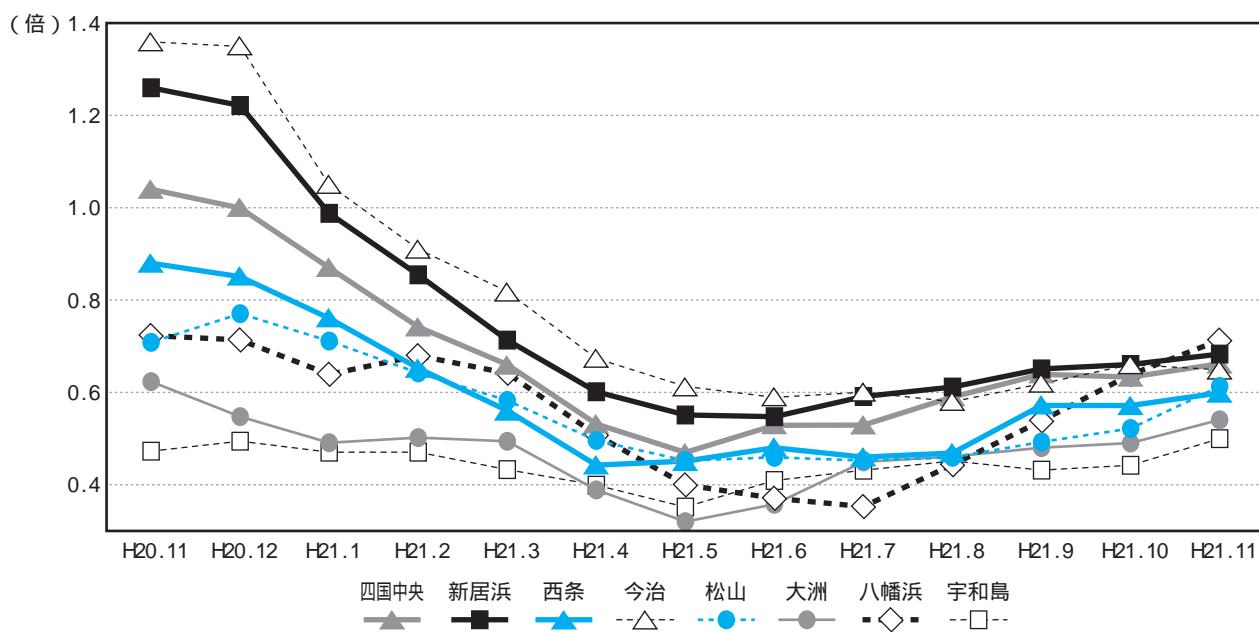
表 14 愛媛における一般労働市場の推移

	求職		求人		就職件数	新規求人倍率 C/A	有効求人倍率 D/B	
	新規 A	有効 B	新規 C	有効 D				
1985年度	人	人	人	人	件	倍	倍	
90年度	60,140	259,505	58,176	168,591	19,711	0.97	0.65	
95年度	44,502	186,343	85,532	235,535	16,497	1.92	1.26	
96年度	56,181	251,224	79,553	210,548	17,494	1.42	0.84	
97年度	58,019	254,254	85,476	227,285	18,257	1.47	0.89	
98年度	60,663	270,010	89,519	238,826	18,159	1.48	0.88	
99年度	68,913	303,613	82,173	212,341	20,336	1.19	0.70	
2000年度	74,098	315,814	81,140	201,958	22,220	1.10	0.64	
01年度	76,776	326,406	86,813	218,668	23,397	1.13	0.67	
02年度	78,462	334,121	86,264	216,501	23,297	1.10	0.65	
03年度	83,992	335,009	86,008	209,476	24,897	1.02	0.63	
04年度	86,747	332,695	92,600	224,818	26,853	1.07	0.68	
05年度	82,304	314,224	97,608	243,235	26,487	1.19	0.77	
06年度	82,242	312,447	105,115	267,251	27,895	1.28	0.86	
07年度	82,872	307,252	106,639	271,431	28,997	1.29	0.88	
08年度	80,147	303,552	104,546	264,077	28,772	1.30	0.87	
09年度	83,316	312,204	94,456	242,104	27,522	1.13	0.78	
2009年	1月	8,270	25,266	8,075	19,080	2,076	0.98	0.76
	2月	7,661	27,143	6,920	18,447	2,300	0.90	0.68
	3月	8,598	29,725	7,401	18,070	2,719	0.86	0.61
	4月	10,636	32,847	6,840	16,597	2,788	0.64	0.51
	5月	7,608	32,874	5,833	15,115	2,380	0.77	0.46
	6月	7,744	33,003	6,960	15,715	2,624	0.90	0.48
	7月	7,165	32,335	6,885	15,391	2,381	0.96	0.48
	8月	6,623	31,291	6,689	15,502	2,308	1.01	0.50
	9月	7,455	31,061	6,965	16,392	2,595	0.93	0.53
	10月	7,163	30,429	7,228	16,594	2,705	1.01	0.55
	11月	5,891	28,597	6,812	16,708	2,378	1.16	0.56

資料出所 愛媛労働局職業安定部まとめ。

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。

図 14-2 地域別にみた有効求人倍率の推移



資料出所 愛媛労働局職業安定部まとめ。

(注) 各地域は公共職業安定所の所在地域を示す。

## 15 増大する「非正規雇用者」

景気動向と雇用情勢は密接に関連している。短期の雇用情勢をみるだけでなく、中・長期の雇用の動きを把握しておく必要がある。

総務省の「就業構造基本調査」(2007年調査)で愛媛の雇用者を形態別に見ると、「正規の職員・従業員」は1997年の42万4,000人から、2007年には36万6,400人となり、10年間で5万7,600人減少している。一方、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約社員・嘱託」などの「非正規雇用者」は1997年に1万2,000人だったものが2007年には16万9,100人となり5万7,100人増加している。

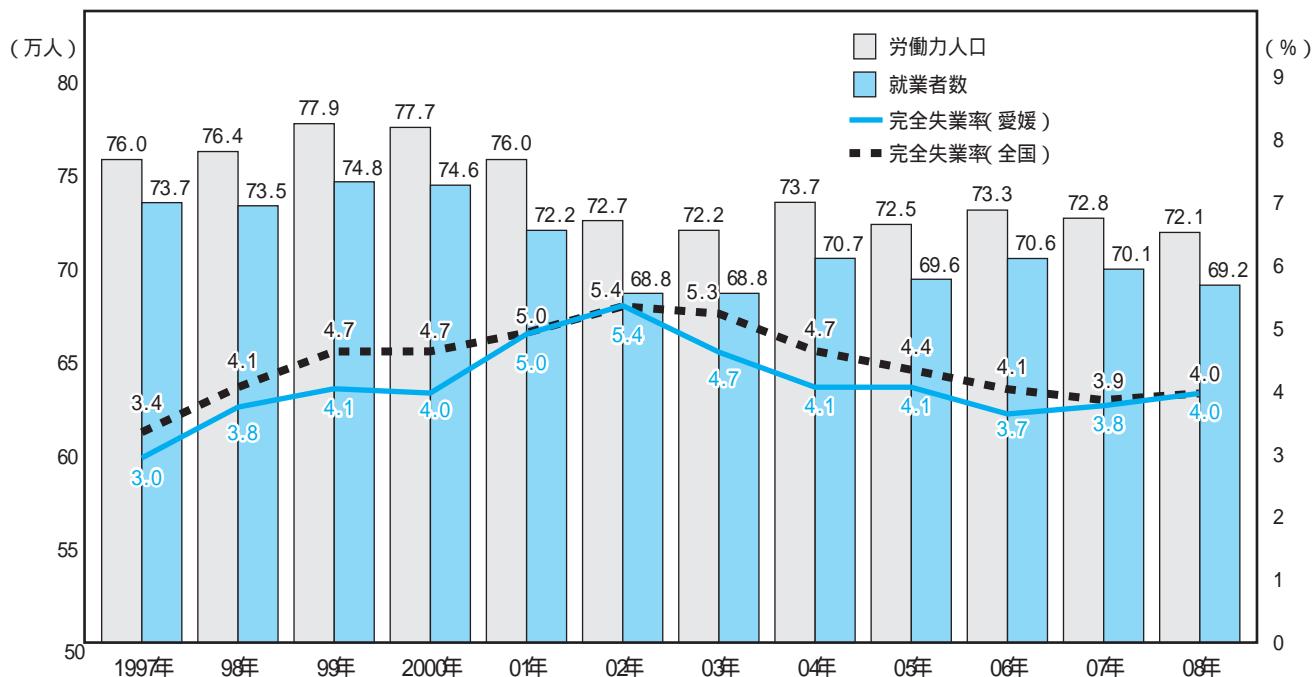
四国地域での数値になるが、総務省の「労働力調査」によれば2008年の「正規の職員」は98万人、「非正規職員」は44万人となり、非正規の職員割合は31%で1.ポイント増と年々増加し続けていることがわかる。

パートやアルバイトなどの非正規労働者は、高度経済成長期以降に増加をはじめたが、当初は家計補助的な役割が強く、労働の動機は労働条件の高低に強く影響されるものではなかった。しかし、今日の非正規労働者の状況を見れば、世帯の家計の根幹を成している人たちが非正規の労働市場へ行かざるを得ず、しかもそこから抜け出せない状況などが生み出されている。全ての人が安心して安定的に働く環境整備にむけた取り組みが望まれる。

### 総務省統計局「就業構造基本調査」

総務省が5年ごとに10月1日現在で実施し、国民の就業および不就業の状態を調査し、地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査ではふだんの就業・不就業状態を把握している。最新の調査は平成19年10月調査。

図 15-1 愛媛県の就業・失業状況



資料出所 総務省統計局「労働調査結果」により作成

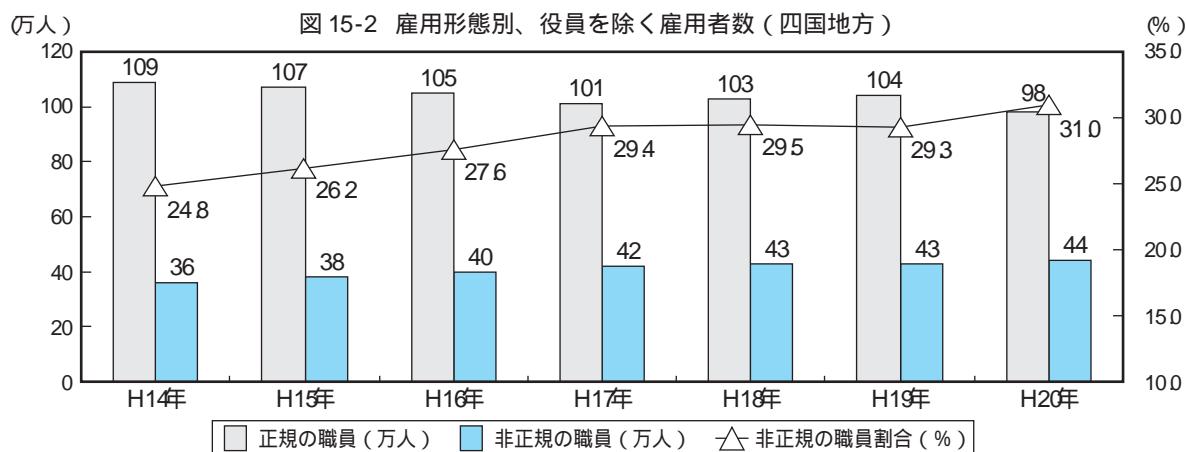
表 15-1 愛媛の就業・失業状況

	愛媛県				完全失業率		
	労働力人口	就業者	完全失業者	非労働力人口	完全失業率	四国	
						全国平均	
1997年平均	人 773,000	人 749,000	人 24,000	人 495,000	% 3.1	% 3.2	% 3.4
98年	769,000	742,000	28,000	505,000	3.6	3.7	4.1
99年	772,000	742,000	30,000	504,000	3.9	4.1	4.7
2000年	771,000	739,000	32,000	507,000	4.2	4.1	4.7
01年	758,000	722,000	36,000	524,000	4.7	5.1	5.0
02年	732,000	696,000	36,000	544,000	4.9	5.2	5.4
03年	719,000	685,000	35,000	558,000	4.9	4.8	5.3
04年	724,000	691,000	32,000	554,000	4.4	4.9	4.7
05年	734,000	704,000	29,000	541,000	4.0	4.3	4.4
06年	731,000	704,000	27,000	538,000	3.7	3.9	4.1
07年	727,000	699,000	28,000	531,000	3.8	3.9	3.9
08年	721,000	692,000	29,000	534,000	4.0	4.5	4.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。以下同じ。

表 15-2 雇用形態別就業者 (全国)

		平成 18年	平成 19年	平成 18年	平成 19年	平成 20年				
						年平均	1月～3月期	4月～6月期	7月～9月期	1月～12月期
男女計 (万人)	雇用者	5,372	5,407	5,481	5,561	5,539	5,485	5,576	5,532	5,562
	役員を除く雇用者	4,975	5,007	5,088	5,174	5,159	5,108	5,181	5,164	5,185
	正規の職員・従業員	3,410	3,374	3,411	3,441	3,399	3,371	3,449	3,385	3,390
	非正規の職員・従業員	1,564	1,633	1,677	1,732	1,760	1,737	1,732	1,779	1,796
	パート・アルバイト	1,096	1,120	1,125	1,164	1,152	1,143	1,156	1,157	1,153
	労働者派遣事業所の派遣社員	85	106	128	133	140	145	131	140	146
	契約社員・嘱託	255	278	283	298	320	310	311	321	340
	その他	128	129	141	137	148	139	134	161	157
	雇用者	3,152	3,164	3,191	3,232	3,208	3,192	3,224	3,199	3,218
	役員を除く雇用者	2,851	2,864	2,894	2,941	2,917	2,906	2,923	2,913	2,928
実数 (万人)	雇用者	2,385	2,357	2,375	2,402	2,358	2,364	2,390	2,339	2,340
	役員を除く雇用者	466	507	517	538	559	542	532	573	588
	正規の職員・従業員	236	247	247	255	248	245	250	243	255
	非正規の職員・従業員	28	42	49	53	55	59	47	59	55
	パート・アルバイト	136	149	150	161	179	170	170	179	196
	労働者派遣事業所の派遣社員	66	69	71	69	77	68	65	92	82
	契約社員・嘱託	2,220	2,243	2,290	2,328	2,331	2,294	2,352	2,333	2,344
	その他	2,124	2,143	2,194	2,234	2,242	2,202	2,258	2,251	2,257
	雇用者	1,025	1,018	1,036	1,039	1,040	1,007	1,058	1,046	1,050
	役員を除く雇用者	1,098	1,125	1,159	1,194	1,202	1,194	1,199	1,206	1,207
男女計 (%)	雇用者	860	872	878	909	904	898	906	914	898
	役員を除く雇用者	57	63	78	80	85	85	83	81	91
	正規の職員・従業員	119	130	133	137	142	140	141	142	143
	非正規の職員・従業員	62	60	70	68	71	71	69	69	75
	男女計	31.4	32.6	33.0	33.5	34.1	34.0	33.4	34.5	34.6
	男	16.3	17.7	17.9	18.3	19.2	18.7	18.2	19.7	20.1
	女	51.7	52.5	52.8	53.5	53.6	54.2	53.1	53.6	53.5



## 16 組織率の低下と組織化の課題

厚生労働省の労働組合基礎調査によると、2009年の全国の推定組織率は18.5%で前年比0.4%増となり、実に34年ぶりに前年を上回ることとなった。今回の組織率の上昇は、パートタイム労働者の組合員の増加や、雇用者数の減少が影響していると考えられる。

それを踏まえて、愛媛県内をみてみると2009年の労働組合数は613組合で前年に比べ6組合(1.0%)の減少、組合員数は8万8,436人で前年に比べ1,884人の増加となった。推定雇用者数は54万1,900人であるから推定組織率(雇用者に対する労働組合員数の割合)は16.3%となり前年の15.7%に比べて0.6ポイント上回ることとなった。2009年の組織率の増加は、2008年につづいて2年連続の増加である。

かつて1960年代半ばには、愛媛は全国平均の組織率を上回って38.0%に達した時期もあった。その後、減少を続け、78年に30%を割り、91年には20%を割つて10%台へと落ち込み、低下を続けてきた。

地域の労働者の賃金や労働条件の水準は、地域の産業構造、労働市場などさまざまな要因によって規定されるが、労使の力関係、すなわち労働組合の組織力も大きな要因の一つである。組織率の減少に歯止めをかけ、上昇傾向を来年以降も維持できるか、中小企業労働者の組織化とともに、パート等非正規労働者の待遇改善を含めた組織化も重要である。

### 組織率

労働組合に加入している労働組合員数を雇用者全体数で除した率。

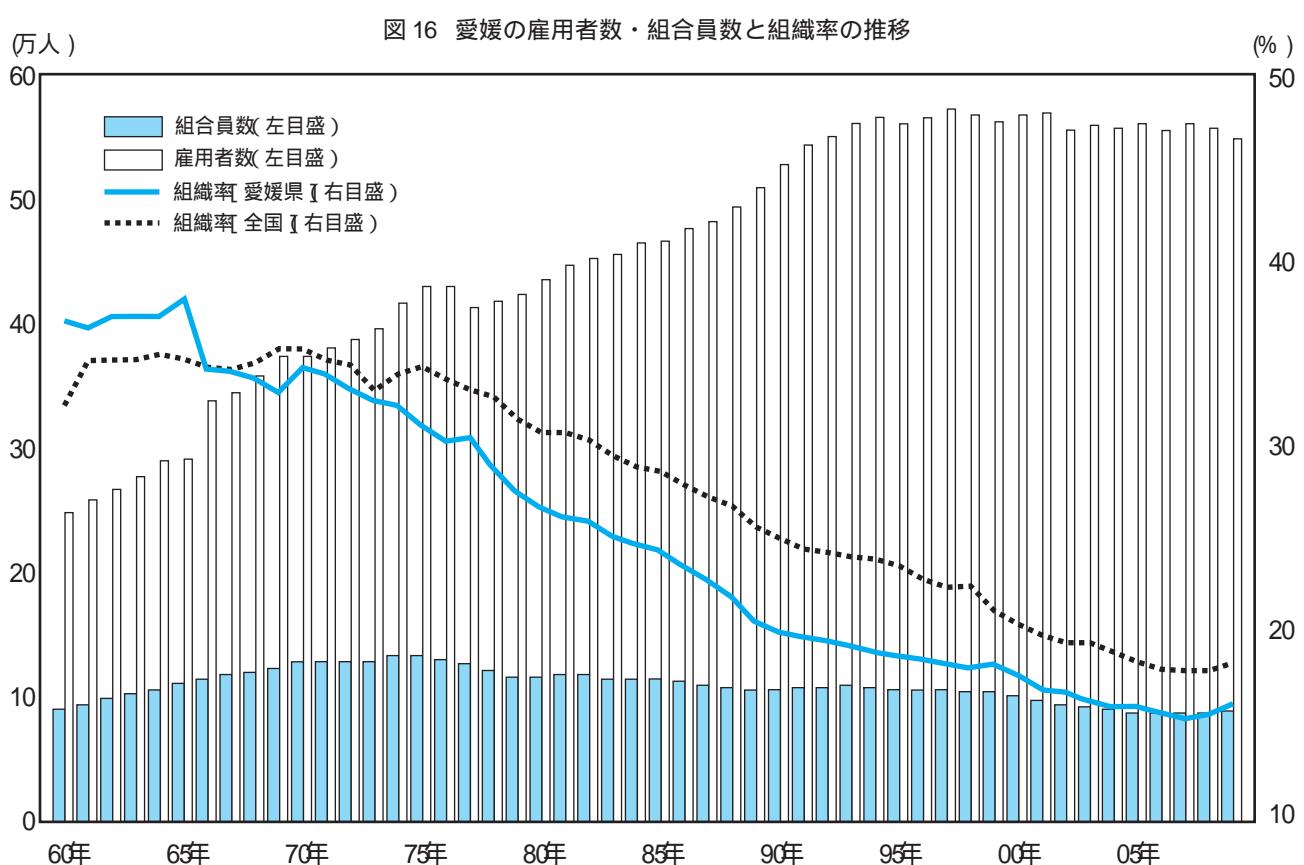


表 16-1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移

	組合数	組合員数	対前年増加率	推定雇用者数	推定組織率	
					愛媛	全国
1960年	554	90,458	2.5	245,800	36.8	32.2
65年	739	109,570	3.6	288,300	38.0	34.8
70年	804	126,664	3.5	369,300	34.3	35.4
75年	907	132,834	0.5	425,800	31.2	34.4
80年	873	115,324	0.4	430,300	26.8	30.8
85年	865	113,290	0.7	462,400	24.5	28.9
90年	826	104,954	0.5	522,200	20.1	25.2
95年	799	105,008	1.9	555,600	18.9	23.8
2000年	782	99,986	2.9	561,700	17.8	21.5
01年	750	96,450	3.5	564,000	17.1	20.7
02年	734	92,992	3.6	550,200	16.9	20.2
03年	707	91,388	1.7	553,900	16.5	19.6
04年	692	89,339	2.2	551,500	16.2	19.2
05年	672	87,232	2.4	555,600	15.7	18.7
06年	649	86,828	0.5	549,500	15.8	18.2
07年	639	85,944	1.0	554,500	15.5	18.1
08年	619	86,552	0.7	551,300	15.7	18.1
09年	613	88,436	2.2	541,900	16.3	18.5

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査。

表 16-2 組合規模別の組織数及び組合員数

(平成2年6月現在)

規 模	労働組合数			労働組合員数				
	対前年差	対前年比	構成比	対前年差	対前年比	構成比		
合 計	613 (619)	-6 (-20)	99.0 (96.9)	100.0 (100.0)	88,436 (86,552)	1,884 (608)	102.2 (100.7)	100.0 (100.0)
300人以上	75 (74)	1 (3)	101.4 (104.2)	12.2 (12.0)	56,435 (53,833)	2,602 (2,348)	104.8 (104.6)	63.8 (62.2)
1,000人以上	13 (11)	2 (0)	118.2 (100.0)	2.1 (1.8)	26,699 (22,359)	4,340 (276)	119.4 (101.2)	30.2 (25.8)
500~ 999人	22 (25)	-3 (4)	88.0 (119.0)	3.6 (4.0)	14,462 (16,892)	-2,430 (2,560)	85.6 (117.9)	16.4 (19.5)
300~ 499人	40 (38)	2 (-1)	105.3 (97.4)	6.5 (6.1)	15,274 (14,582)	692 (488)	104.7 (96.8)	17.3 (16.8)
299人以下	538 (545)	-7 (-23)	98.7 (96.0)	87.8 (88.0)	32,001 (32,719)	-718 (-1,740)	97.8 (95.0)	36.2 (37.8)
200~ 299人	31 (27)	4 (-3)	114.8 (90.0)	5.1 (4.4)	7,483 (6,860)	623 (-555)	109.1 (92.5)	8.5 (7.9)
100~ 199人	85 (92)	-7 (2)	92.4 (102.2)	13.9 (14.9)	11,637 (12,781)	-1,144 (32)	91.0 (100.3)	13.2 (14.8)
30~ 99人	173 (177)	-4 (-17)	97.7 (91.2)	28.2 (28.6)	9,877 (10,080)	-203 (-1,090)	98.0 (90.2)	11.2 (11.6)
29人以下	249 (249)	0 (-5)	100.0 (98.0)	40.6 (40.2)	3,004 (2,998)	6 (-127)	100.2 (95.9)	3.4 (3.5)

(注)・下段は平成20年6月の調査数。

## IV 労働時間をめぐる問題

### 17 愛媛の労働時間の動向

これまで愛媛における労働時間の動きは、2002年に増大へと動いてから労働時間短縮の動きが鈍化し、以降微増と微減を繰り返してきた。

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で愛媛の労働時間の動きをみると、2008年の労働者1人平均（事業所規模30人以上）の平均月間総労働時間は157.3時間で、労働時間指数は102.4（平成17年=100以下同じ）となり前年比0.2%増、年間総労働時間に換算すると1887.6時間となった。

その内訳をみると、所定内労働時間は146.6時間、労働時間指数で101.9となり前年比0.1%増、所定外労働時間については10.7時間、労働時間指数で109.2となり前年比3.1%増となっている。

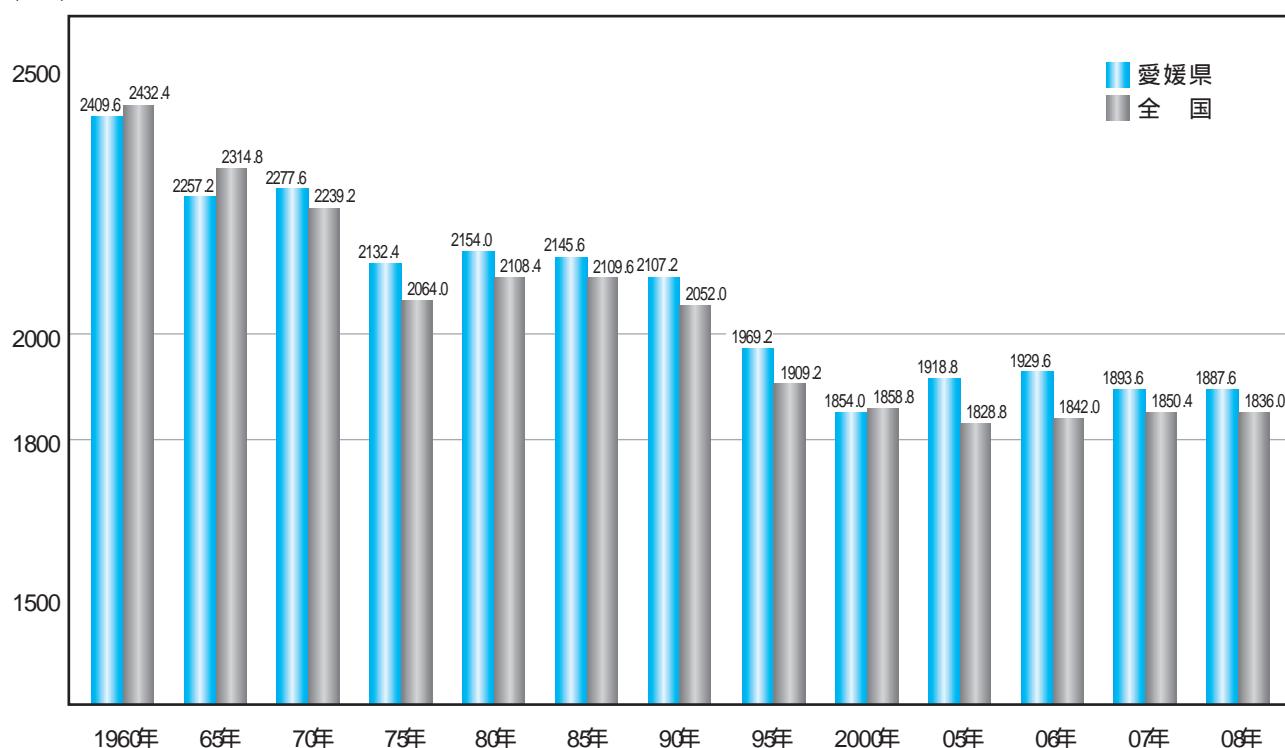
また、全国の都道府県の年間総実労働時間と比べ

てみると、全国平均の1836.0時間と比べると愛媛は51.6時間長い労働時間であり、全国平均を100とすると102.8%、都道府県順位にして32位となる。愛媛の都道府県順位は、2002年から42位と大きく後退し、その後は40位前後の推移を続けてきたが、ここ数年は30位前後に位置している。

#### 労働時間の区分

「所定内労働時間」は、就業規則で定められた始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数。「所定外労働時間」は、早出、残業、休日出勤等の労働時間数。「総実労働時間」は、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計。

図17 年間総実労働時間の推移  
(時間)



資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』各年版より作成。事業所規模30人以上。

表 17-1 平均月間労働時間の推移

調査産業計・事業所規模 30人以上)

	月間総実労働時間		月間所定内労働時間		月間所定外労働時間		年間総実労働時間	
	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国
1960年	200.8	202.7	181.1	180.8	19.7	21.9	2,409.6	2,432.4
65年	188.1	192.9	175.4	176.4	12.7	16.5	2,257.2	2,314.8
70年	189.8	186.6	171.1	169.9	18.7	16.7	2,277.6	2,239.2
75年	177.7	172.0	166.5	161.4	11.2	10.6	2,132.4	2,064.0
80年	179.5	175.7	167.7	162.2	11.8	13.5	2,154.0	2,108.4
85年	178.8	175.8	165.5	161.0	13.3	14.8	2,145.6	2,109.6
90年	175.6	171.0	162.4	155.5	13.2	15.5	2,107.2	2,052.0
95年	164.1	159.1	153.1	147.7	11.0	11.4	1,969.2	1,909.2
2000年	154.5	154.9	143.6	143.3	10.9	11.6	1,854.0	1,858.8
01年	153.3	154.0	143.0	142.8	10.3	11.2	1,839.6	1,848.0
02年	159.8	153.1	148.0	141.7	11.8	11.4	1,917.6	1,837.2
03年	159.9	153.8	147.5	141.4	12.4	12.1	1,918.8	1,845.6
04年	160.8	153.3	149.5	140.9	11.3	12.4	1,929.6	1,839.6
05年	159.9	152.4	148.4	140.0	11.5	12.4	1,918.8	1,828.8
06年	160.8	153.5	148.5	140.6	12.3	12.9	1,929.6	1,842.0
07年	157.8	154.2	147.4	140.8	10.4	13.4	1,893.6	1,850.4
08年	157.3	153.0	146.6	140.1	10.7	12.9	1,887.6	1,836.0

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』各年版より作成。

表 17-2 年間総実労働時間の都道府県別比較 (2008年)

調査産業計・事業所規模 30人以上)

	年間総実労働時間	格差 (全国=100)	都道府県順位		年間総実労働時間	格差 (全国=100)	都道府県順位
全国平均	1836.0	100.0		三重	1832.4	99.8	13
北海道	1848.0	100.7	19	滋賀	1848.0	100.7	19
青森	1858.8	101.2	23	京都	1797.6	97.9	6
岩手	1910.4	104.1	37	大阪	1806.0	98.4	7
宮城	1782.0	97.1	4	兵庫	1788.0	97.4	5
秋田	1950.0	106.2	46	奈良	1765.2	96.1	2
山形	1927.2	105.0	42	和歌山	1846.8	100.6	18
福島	1916.4	104.4	40	鳥取	1881.6	102.5	30
茨城	1827.6	99.5	12	島根	1868.4	101.8	27
栃木	1912.8	104.2	39	岡山	1927.2	105.0	42
群馬	1848.0	100.7	19	広島	1880.4	102.4	29
埼玉	1719.6	93.7	1	山口	1839.6	100.2	16
千葉	1780.8	97.0	3	徳島	1892.4	103.1	34
東京	1854.0	101.0	22	香川	1863.6	101.5	25
神奈川	1815.6	98.9	8	愛媛	1887.6	102.8	32
新潟	1911.6	104.1	37	高知	1821.6	99.2	9
富山	1899.6	103.5	36	福岡	1864.8	101.6	26
石川	1894.8	103.2	35	佐賀	1940.4	105.7	45
福井	1922.4	104.7	41	長崎	1975.2	107.6	47
山梨	1834.8	99.9	14	熊本	1868.4	101.8	27
長野	1843.2	100.4	17	大分	1882.8	102.5	30
岐阜	1838.4	100.1	15	宮崎	1933.2	105.3	44
静岡	1888.8	102.9	33	鹿児島	1825.2	99.4	11
愛知	1862.4	101.4	24	沖縄	1824.0	99.3	10

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』(平成20年版)より作成。

## 18 労働時間の産業・規模間格差の是正を

愛媛の労働時間の特徴をもう少し詳しくみておこう。2008年の男性労働者（事業所規模5人以上）について、年間総実労働時間を産業別にみると、産業間で大きな格差があることがわかる。もっとも長いのが運輸業で2343.6時間、もっとも短いのが金融・保険業の1915.2時間である。両産業の間には428.4時間もの差が生じている。

愛媛の中小企業を対象とした2009年7月調査結果によると、週所定労働時間が40時間以内の企業は、1～4人で54.1%、5～9人で74.0%、10～29人で83.3%、30～99人で94.4%、100～300人で97.7%となっている。漸次週40時間への移行が進んでいるが、企業規模によってまだまだ所定労働時間が40時間を超える事業所があることも事実である。

2010年4月1日から施行される改正労働基準法では、限度時間を超える時間外労働を労使で削減していくため、法定割増賃金率の引き上げ（月60時間を超える場合）や代替休暇制度が創設され、また年次有給休暇が労使協定によって時間単位で取得できるようになる。グローバル化への対応の一環としてホワイトカラーエグゼンプションの導入が問題になったが、現在の正規労働者、とくに男性労働者の「異常な働き方」（労働時間を含む）を問題にするべきで、サービス残業等の規制が先決である。

### 代替休暇制度

引き上げ分の割増賃金部分を有給休暇で消化できる制度

表18-1 愛媛の産業別・男女別みた労働時間（2008年）

調査産業計・事業所規模5人以上

			産業計	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	サービス業
月間	合計	出勤日数	20.5	21.6	20.7	21.8	20.5	19.2	20.8
		総実労働時間	155.9	168.3	162.0	184.6	145.1	153.8	156.8
		所定外労働時間	9.0	7.8	12.5	23.4	5.4	10.5	6.0
年間	男性	出勤日数	21.0	21.8	20.9	22.2	21.2	19.5	21.1
		総実労働時間	169.8	171.6	173.5	195.3	165.7	159.6	166.6
		所定外労働時間	12.8	8.8	16.4	26.4	8.5	10.4	7.7
年間	女性	出勤日数	19.9	20.7	20.4	19.2	19.8	18.9	20.4
		総実労働時間	138.7	153.2	141.8	121.5	123.4	147.4	145.9
		所定外労働時間	4.3	2.9	5.7	5.6	2.2	10.6	4.1
年間	合計	出勤日数	246.0	259.2	248.4	261.6	246.0	230.4	249.6
		総実労働時間	1,870.8	2,019.6	1,944.0	2,215.2	1,741.2	1,845.6	1,881.6
		所定外労働時間	108.0	93.6	150.0	280.8	64.8	126.0	72.0
年間	男性	出勤日数	252.0	261.6	250.8	266.4	254.4	234.0	253.2
		総実労働時間	2,037.6	2,059.2	2,082.0	2,343.6	1,988.4	1,915.2	1,999.2
		所定外労働時間	153.6	105.6	196.8	316.8	102.0	124.8	92.4
年間	女性	出勤日数	238.8	248.4	244.8	230.4	237.6	226.8	244.8
		総実労働時間	1,664.4	1,838.4	1,701.6	1,458.0	1,480.8	1,768.8	1,750.8
		所定外労働時間	51.6	34.8	68.4	67.2	26.4	127.2	49.2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

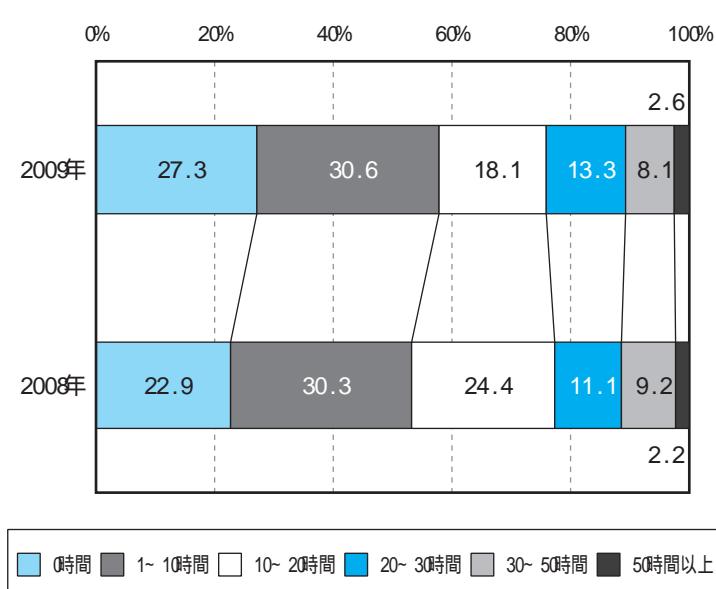
表 18-2 愛媛の中小企業の週所定労働時間 ( 2009年 )

( 単位 : % )

		合計	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下			
2	0	0	0	年	100.0	3.2	25.2	57.0	14.6
0	1	年	100.0		3.6	26.1	49.3	21.0	
0	2	年	100.0		4.6	27.7	49.0	18.7	
0	3	年	100.0		4.5	27.4	57.4	10.7	
0	4	年	100.0		6.9	26.9	60.2	6.0	
0	5	年	100.0		8.6	28.4	54.4	8.6	
0	6	年	100.0		9.4	27.1	51.8	11.8	
0	7	年	100.0		9.4	29.3	50.2	11.1	
0	8	年	100.0		9.5	27.1	51.6	11.7	
0	9	年	100.0		8.3	24.5	52.1	15.1	
製 造 業		100.0		9.6	28.8	50.4	11.2		
非 製 造 業		100.0		7.2	20.9	53.6	18.3		
1	~	4	人		100.0	8.3	12.5	33.3	45.9
5	~	9	人		100.0	8.0	26.0	40.0	26.0
1	0	~	29	人	100.0	5.6	22.2	55.5	16.7
3	0	~	99	人	100.0	5.6	29.2	59.6	5.6
1	00	~	300	人	100.0	18.6	23.3	55.8	2.3
全 国 平 均		100.0		11.4	27.1	48.0	13.5		

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』( 2009年 7月調査 )

図 18 愛媛の中小企業の月平均残業時間

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会  
『愛媛県における中小企業の労働事情』  
( 2009年 7月調査 )表 18-3 愛媛の中小企業の有給休暇  
取得状況 ( 2009年 )

	付与日 数 ( 日 )	取得日 数 ( 日 )	取得率 ( % )
産 業 計	15.8	7.7	48.8
製 造 業	15.5	8.7	56.2
非 製 造 業	16.0	6.9	43.0
1 ~ 4 人	15.8	6.8	43.1
5 ~ 9 人	13.2	7.1	53.3
10 ~ 29 人	16.0	7.6	47.7
30 ~ 99 人	16.2	8.5	52.5
100 ~ 300 人	16.9	7.2	42.3
全国 平 均	15.2	7.1	46.7

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会  
『愛媛県における中小企業の労働事情』  
( 2009年 7月 )

## 19 サービス残業の実態について

愛媛労働局のまとめによると、100万円以上の賃金不払い残業（サービス残業）を労働基準監督署から是正指導され、残業代に当たる割り増し賃金を支払った県内企業が、2008年度は2社で前年比22.9%減、対象労働者数は633人で39.4%減、是正支払い金額も6,682万円で29.9%減となった。

一企業あたりの平均額は、247万円で、対象労働者一人当たりに換算すると平均10万5,561円となっている。業種別でみると、製造業が件数、対象労働者数、是正額いずれも最も多くなっている。

全国的な状況について、厚生労働省のまとめによ

ると、2008年度における100万円以上の賃金不払い残業は正事案は、企業数で1,553企業、対象労働者数は18万730人、支払われた割り増し賃金の合計額は196億1,351万円となり、前年度比で195企業減、是正金額76億円減となった。

企業平均では、平均額で1,263万円、対象労働者一人当たりでは平均1万円となっている。

愛媛県内及び全国でも、サービス残業が拡大してきている様子がみてとれるが、サービス残業が長時間・過重労働の温床とならないよう監督の強化に努めていく必要がある。

賃金不払い残業に係る遅延是正状況（H 15~20年度） 100万円以上の割り増し賃金の是正状況

表 19-1 業種別事案数の推移

（単位：件）

業種	H 15年度	H 16年度	H 17年度	H 18年度	H 19年度	H 20年度	5年計
業種計	17	19	16	18	35	27	132
製造業	7	3	6	10	16	13	55
商業業	6	5	4	1	12	6	34
運輸・交通業	-	-	-	-	-	1	1
金融・広告業	1	1	0	2	1	0	5
保健衛生業	0	1	2	0	2	1	6
接客娯楽業	1	3	1	1	2	3	11
その他	2	6	3	4	2	3	20

表 19-2 業種別対象労働者数の推移

（単位：人）

業種	H 15年度	H 16年度	H 17年度	H 18年度	H 19年度	H 20年度	5年計
業種計	634	2,462	547	671	1,044	633	5,991
製造業	437	43	135	394	449	123	1,581
商業業	135	577	129	20	432	289	1,582
運輸・交通業	-	-	-	-	-	50	50
金融・広告業	8	1,279	0	135	24	0	1,446
保健衛生業	0	146	84	0	39	54	323
接客娯楽業	20	107	185	19	60	41	432
その他	34	310	14	103	40	76	577

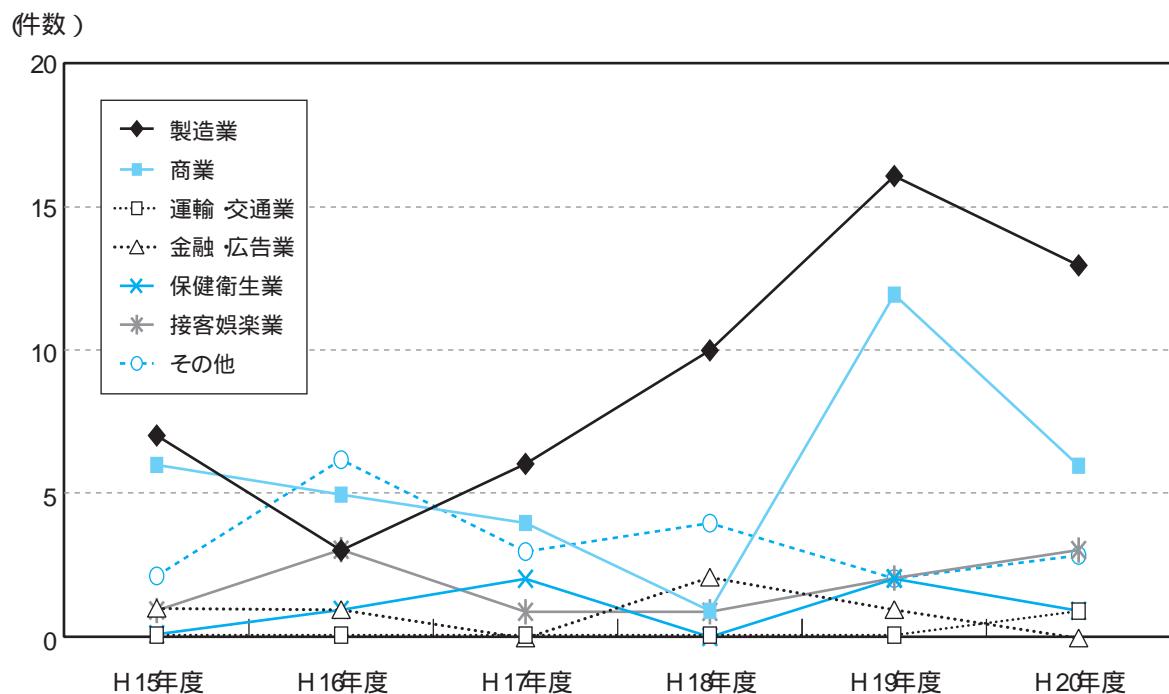
表 19-3 業種別是正支払金額の推移

（単位：万円）

業種	H 15年度	H 16年度	H 17年度	H 18年度	H 19年度	H 20年度	5年計
業種計	5,279	25,214	5,333	5,084	9,527	6,682	57,119
製造業	2,849	402	2,988	3,723	5,504	2,909	18,375
商業業	1,571	2,095	1,052	107	2,812	1,123	8,760
運輸・交通業	-	-	-	-	-	1,164	1,164
金融・広告業	225	19,337	0	327	421	0	20,310
保健衛生業	0	717	304	0	291	128	1,440
接客娯楽業	316	928	294	220	285	715	2,758
その他	318	1,735	695	707	214	643	4,312

資料出所 愛媛労働局まとめ

図 19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移 (100万円以上)



資料出所 愛媛労働局まとめ

表 19-4 全国の賃金不払残業是正指導結果の推移

	100万円以上の割り増し賃金の是正支払い事案					
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	対前年
是正企業数	1,437社	1,524社	1,679社	1,728社	1,533社	- 195社
対象労働者数	169,111人	167,958人	182,561人	179,543人	180,730人	+ 1,187人
割増賃金支払い額	226億 1,314万円	232億 9,500万円	227億 1,485万円	272億 4,261万円	196億 1,351万円	- 76億 2,910万円
1企業平均額	1,574万円	1,529万円	1,353万円	1,577万円	1,263万円	+ 314万円
1労働者平均額	13万円	14万円	12万円	15万円	11万円	+ 4万円

	1,000万円以上の割り増し賃金の是正支払い事案					
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	対前年
是正企業数	298社	293社	317社	275社	240社	- 35社
対象労働者数	108,752人	106,790人	120,123人	103,836人	126,172人	+ 22,336人
割増賃金支払い額	188億 6,060万円	196億 1,494万円	181億 5,200万円	212億 4,016万円	158億 4,914万円	- 53億 9,102万円
1企業平均額	6,329万円	6,695万円	5,726万円	7,724万円	6,604万円	- 1,120万円
1労働者平均額	17万円	18万円	15万円	20万円	13万円	- 7万円

資料出所：厚生労働省 2008年度「監督指導による賃金不払残業の是正結果」より作成

# V 高齢者の状況

## 20 進む愛媛の高齢化

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課調査によると、2009年4月1日現在で愛媛県内の65歳以上の人団は373,754人で、前年同月より5,529人増くなっている。

2008年10月実施の総務省「人口推計年報」で都道府県別にかつプロック別にわけて高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）を整理したのが右表である。愛媛県の高齢化率は25.6%で、都道府県の高位順で1位となっている。前年に比べ0.4ポイント上昇し、順位はかわならなかった。なお全国平均は22.1%で0.6ポイント上昇している。この表からも分かるように都道府県の高齢化率には大きな違いがみられ、島根県の28.6%をトップにして最も低いのが沖縄の17.2%であり、各地域別にみても東北、中国・四国及び九州に高齢化率が高い県が比較的集中

している。

これらは地域間の格差は、県内でみるとさらに拡大する傾向にあり、下図のとおり高齢化率が最も低い松山市（21.1%）と最も高い久万高原町（43.0%）との間には21.9ポイントの差がある。

ついで30%を超えてる自治体は、上島町（38.7%）伊方町（38.2%）鬼北町（36.6%）松野町（35.9%）西予市（35.5%）内子町（33.3%）愛南町（31.4%）八幡浜市（31.2%）宇和島市（30.0%）の3市6町である。他の9市町は20%台である。しかしながら、県内20市町は共通して高齢化率が年々上昇しており、高齢化の問題は少子化の問題と共に地域の過疎・過密問題等と総合して把握することが重要である。

図20 愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2009年4月現在）

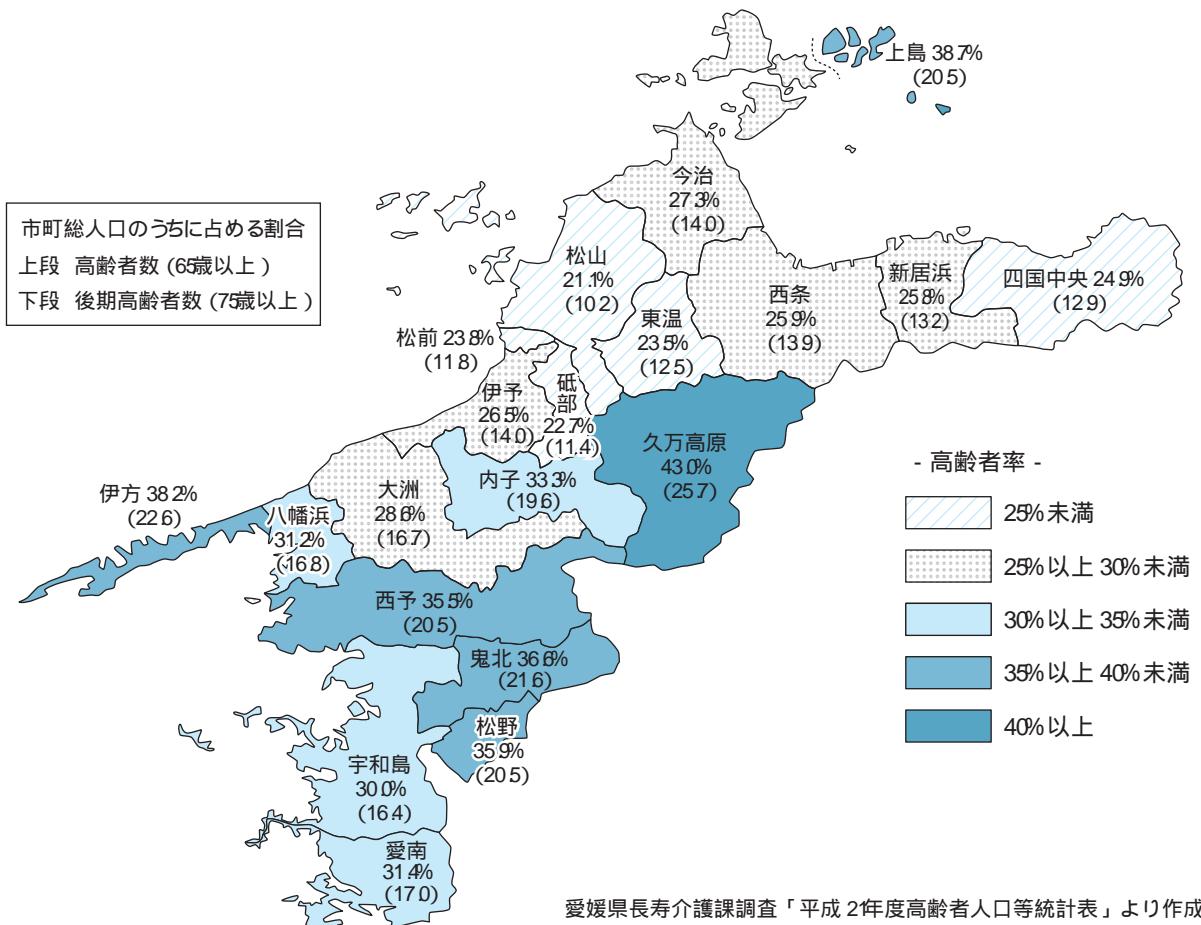


表20 都道府県別高齢者人口(65歳以上人口)の割合(2008年)

資料出所 総務省統計局「国勢調査報告」(2008年10月1日現在)

(注) 統計表単位未満は四捨五入しており、同数値であっても順位は異なる場合がある。

## 21 要介護（要支援）認定者数の状況

厚生労働省「介護保険事業状況報告」によると、県内の要介護（要支援）認定者数の推移は、2000年4月の3万5,810人から8年後の2009年4月には7万3,766人へと2倍以上増加している。65歳以上人口にしめる要介護（要支援）認定者数の割合、認定者割合も2000年4月の11.25%から2008年4月には19.59%へと倍近くになっている。

なお、2006年4月に行われた介護保険制度の大幅な改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため、それまでの主として要支援と要介護1が要支援1、要支援2および経過的要介護の区分となっている。

要介護1について見てみると、2006年4月30日時

点では横ばい状態だったが、2007年4月30日時点では17,045人（21.1%減）、2008年4月30日時点では12,629人（25.9%減）と急激な減少が続いてきた。2009年4月30日時点は12,564人と前年比65人減（0.5%減）となっている。

2009年4月末時点の認定者数を中国・四国の9県別にみると、認定者割合は、最も低い山口県の17.2%から最も高い徳島県の20.7%まで3.5ポイントの差があるが、両県の間に他の7県が位置していることになり、9県で大きな差異はない。必ずしも高齢化率が高い県と認定者割合に相関関係があるとはいえない。

表21-1 愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移

		2000年4月30日	2001年4月30日	2002年4月30日	2003年4月30日	2004年4月30日	2005年4月30日	2006年4月30日	2007年4月30日	2008年4月30日	2009年4月30日
被保険者数	合 計	318,422	327,170	335,103	342,278	345,015	349,884	357,656	365,609	370,787	376,515
	第1号被保険者	317,454	325,962	333,732	340,686	343,249	347,937	355,565	363,508	368,644	374,357
	第2号被保険者	968	1,208	1,371	1,592	1,766	1,947	2,091	2,101	2,143	2,158
要援・要認定者数	合 計	35,810	41,867	48,480	56,448	61,166	65,575	69,782	70,545	72,013	73,766
	要支援	5,526	6,229	7,051	8,686	10,522	11,907		393	4,120	8,933
	要支援1								486	5,384	10,752
	要支援2								12,864	6,891	11,255
	経過的要介護									17	
	要介護1	8,757	11,707	14,648	17,907	20,018	21,577	21,596	17,045	12,629	12,564
	要介護2	6,109	7,094	8,422	9,690	9,117	9,228	10,019	11,080	11,869	11,874
	要介護3	4,868	5,180	5,635	6,278	6,954	7,589	8,451	9,395	10,430	10,820
	要介護4	5,449	5,777	6,021	6,495	6,812	7,338	7,897	8,115	8,559	8,805
	要介護5	5,101	5,880	6,703	7,392	7,743	7,936	8,076	8,515	8,824	8,930
	認定者割合(%)	11.25	12.80	14.47	16.49	17.73	18.74	19.51	19.30	19.42	19.59

資料出所 厚生労働省老健局介護保険課「介護保険事業状況報告」より作成

- （注）
- 1) 2006年4月から介護保険制度改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため留意が必要。
  - 2) 2000年4月現在の人数は、旧措置入所者で非該当のものを「要支援」に整理している。
  - 3) 第2号被保険者数は、被認定者数である。
  - 4) 第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数は当月末実績、居宅介護（支援）サービス受給者数・施設介護サービス受給者数・保険給付決定状況は、前々月サービス分である。
  - 5) 計数のない場合を「-」とする。
  - 6) 数値は、暫定版であり今後変更がある。

表 21-2 中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2009年4月末現在）

保険者	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定者割合
鳥取県	3,536	3,572	-	3,951	5,205	4,599	3,892	3,579	28,334	18.5%
島根県	4,488	6,127	-	6,568	6,868	5,838	5,267	5,059	40,215	19.3%
岡山県	9,874	14,612	-	15,532	15,716	13,923	10,855	10,456	90,968	19.1%
広島県	20,148	18,617	-	20,428	20,802	17,817	13,443	12,958	124,213	18.7%
山口県	9,675	9,870	-	12,666	10,820	10,212	8,365	7,588	69,196	17.2%
徳島県	6,692	7,739	-	5,823	7,461	6,323	4,957	4,070	43,065	20.7%
香川県	4,576	7,081	-	8,384	8,313	6,842	5,052	4,809	45,057	17.9%
愛媛県	9,518	11,255	-	12,564	11,874	10,820	8,805	8,930	73,766	19.6%
高知県	5,624	4,186	-	6,551	6,326	5,814	5,016	5,814	39,331	18.2%

表 21-3 愛媛県内の市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2009年4月末現在）

保険者	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定者割合
松山市	3,445	3,607	-	4,281	3,236	2,846	2,442	2,613	22,470	20.6%
今治市	1,014	1,351	-	1,385	1,711	1,416	1,029	1,043	8,949	18.8%
宇和島市	1,023	915	-	866	907	873	714	721	6,019	22.6%
八幡浜市	170	291	-	459	393	303	285	252	2,153	17.2%
新居浜市	709	994	-	931	1,439	1,133	781	907	6,894	21.1%
西条市	663	786	-	906	828	869	668	697	5,417	18.1%
大洲市	363	288	-	440	338	404	286	254	2,373	16.7%
伊予市	184	331	-	490	218	266	262	226	1,977	18.5%
四国中央市	474	754	-	664	887	771	692	506	4,748	20.3%
西予市	354	391	-	422	404	399	369	388	2,727	17.3%
東温市	96	313	-	266	295	257	200	212	1,639	20.0%
上島町	81	48	-	116	60	45	57	45	452	15.1%
久万高原町	166	112	-	85	149	182	123	116	933	20.3%
松前町	104	311	-	292	169	174	154	151	1,355	18.0%
砥部町	66	151	-	189	144	134	138	112	934	17.9%
内子町	165	164	-	176	201	196	156	150	1,208	18.7%
伊方町	129	130	-	110	91	111	90	11	672	16.6%
松野町	20	21	-	76	70	66	30	29	312	19.1%
鬼北町	106	69	-	198	117	148	99	140	877	19.8%
愛南町	186	228	-	212	217	227	230	267	1,567	19.1%

# VI 生活環境と生活問題

## 22 子どもの教育費

子育て支援対策が、喫緊の課題として論議されており「子ども手当の支給」や「公立高校の授業料の無償化」などが検討されている。現在の日本で子育てが困難な要因として、子どもの教育にかかる費用による家計への負担があげられる。

日本政策金融公庫が行っている平成2年度「教育費負担の実態調査結果」によると、高校入学から大学卒業までにかかる費用は、子ども一人当たり1,007.7万円で、その内訳をみると高校3年間が326.2万円、その後大学に入学すると681.5万円が加わることとなる。

愛媛銀行が県内の家庭を対象に行った調査では、子どもを大学に通わせた場合、まず受験にかかる総費用（受験料・交通費・宿泊代）の出費として全体平均で46万2,000円かかる。学費（年間額）は1年目が129万1,000円、2年目以降が93万5,000円である。4年間で410万円弱となっている。自宅外通学の仕送り額は月額10万3,000円（うち住居費は5万2,000円）で、4年間で換算すると494万4,000円である。したがって、自宅外の場合は大学生1人に約1,000万円かかるといつてよい。

表22 受験時にかかった総費用（受験料・交通費・宿泊代）及び受験校数の内訳

	総費用 (万円)	受験校数		入学金 (万円)
		国公立 (校)	私立 (校)	
全 平 均	462	13	21	30.1
国 公 立 文 系	592	13	29	28.3
	656	22	31	33.6
	-	-	-	-
	458	14	2	27.9
	45	15	2	47.5
	25	2	35	62.5

資料出所 愛媛銀行「2009年大学生の教育費に関するアンケート調査」(2009年1月)。以下、同じ。

図22-1 大学生の学費（年間額）

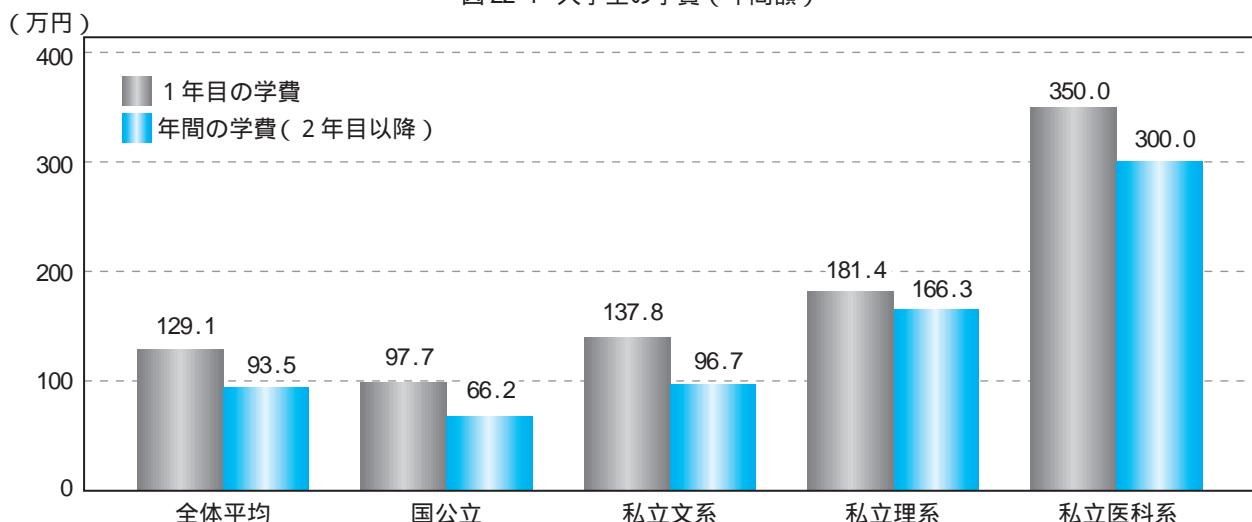


図 22-2 自宅外通学の大学生への仕送り額(月額)

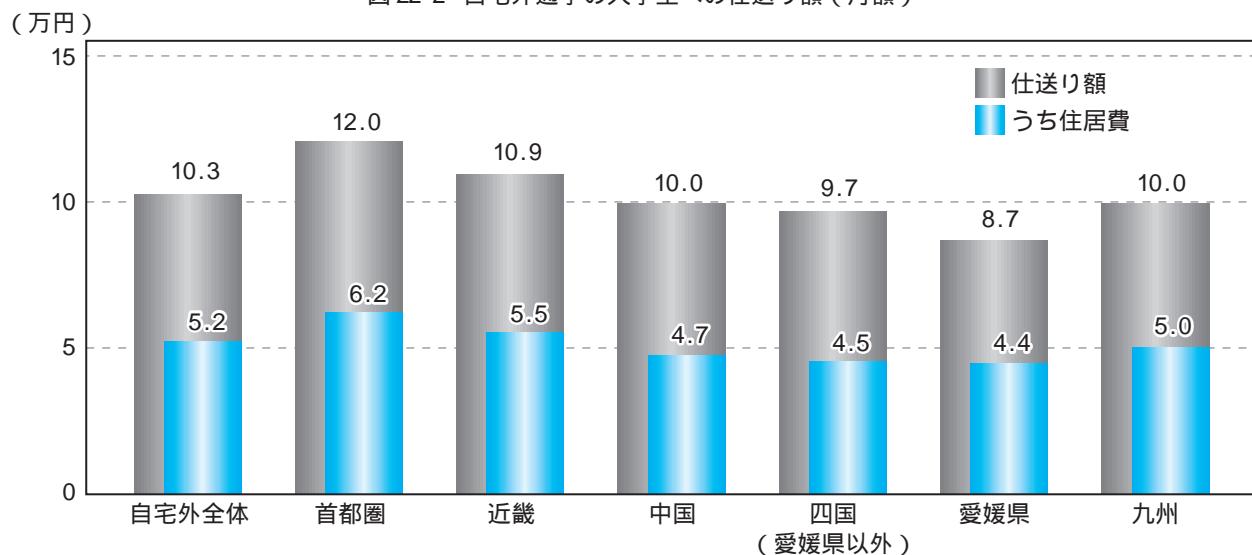


図 22-3 大学生にかかる年間総費用

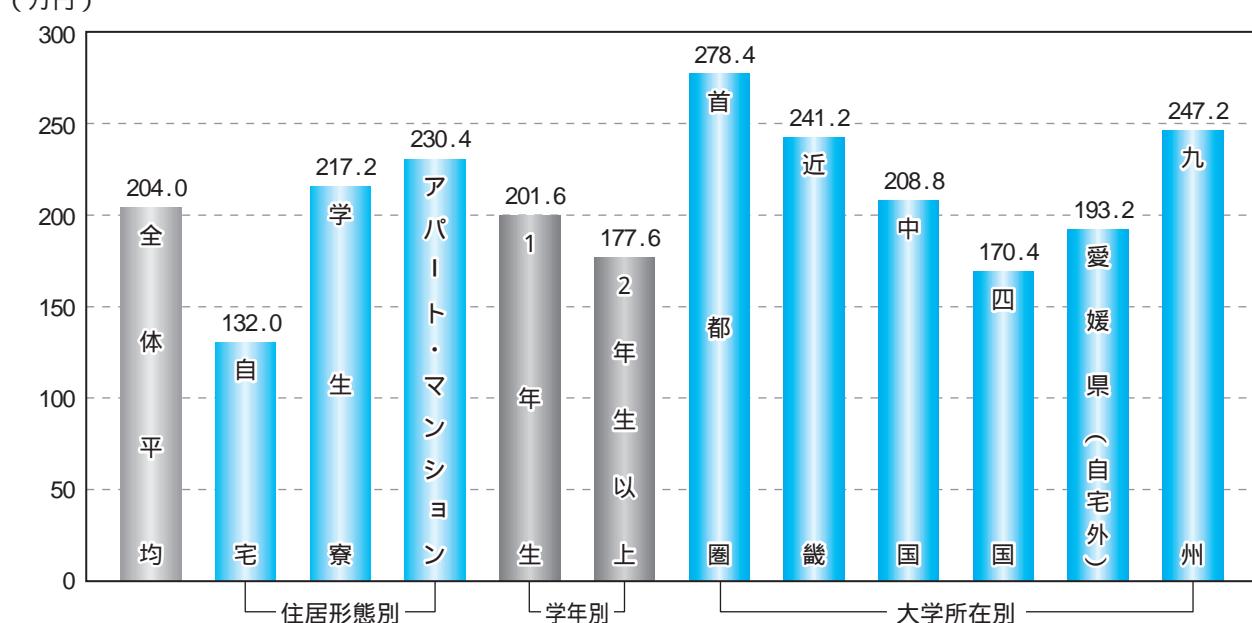
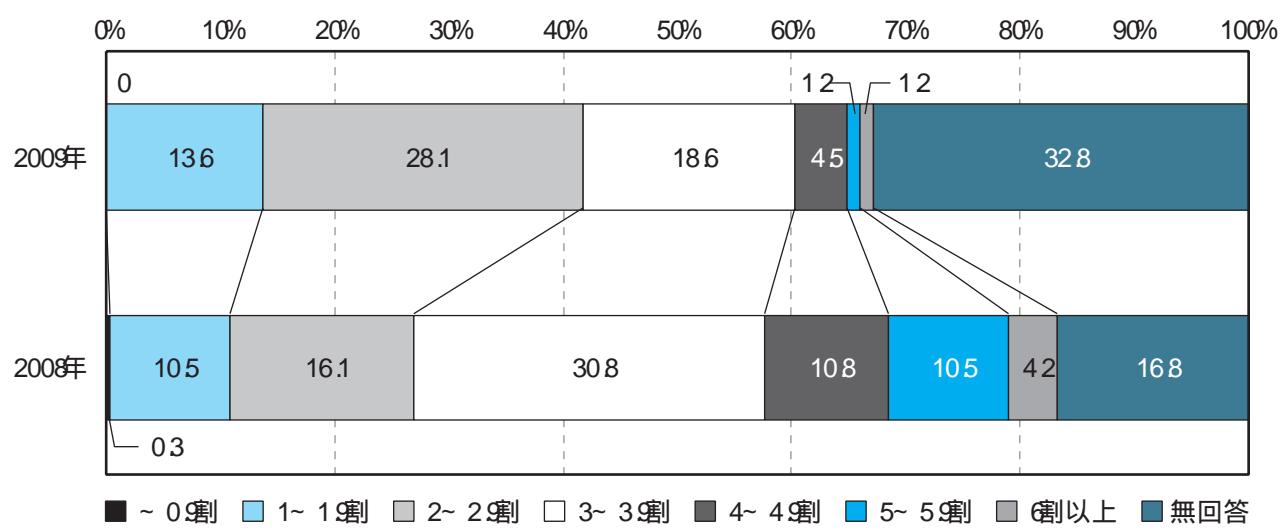


図 22-4 大学生にかかる年間総費用が年収に占める割合



## 23 愛媛の家計動向

この項では、愛媛県労働者福祉協議会が毎年実施している「家計調査結果」を紹介する。調査は毎月行われており、当月の収入、消費支出については15項目、非消費支出については税金4項目、社会保険料5項目、私的保険料3項目となっており、世帯単位の調査である。

2008年の調査協力いただいた月平均世帯数は、192世帯で、東予64世帯、中予88世帯、南予40世帯である。世帯主年齢別では、「20歳～29歳」が2世帯、「30～39歳」が61世帯、「40～49歳」が76世帯、「50～59歳」が31世帯、「60歳以上」が22世帯となっている。世帯主職種別では「公務員」が24世帯、「会社員」が139世帯、「自家営業」が13世帯、「無職」が16世帯である。

「実収入」は月平均517,734円で前年より4,588円

減、「実支出」は月平均473,419円で前年より704円増、「非消費支出」は月平均145,987円で前年より2,436円増である。

前年に比べて収入が減少したにもかかわらず、支出が増えた厳しい家計であったが、そういった中で特に省約に励んだ消費項目は「職業費・こづかい」、「教育費」、「保険医療費」、「自動車関係費」であり、「食費」「被服費」「通信費」「教養娯楽費」の削減にも努力した1年であった。

可処分所得（実収入から非消費支出を引いた額）は月平均371,747円で前年に比べ7,024円減少しており、2000年以降減少の一途をたどっている。それに連動して「積立・定期預貯金」も月平均35,263円で前年比7,597円減、前々年比では14,891円も減少している。

図23 消費支出科目的対前年増減額（2008年 月平均額）

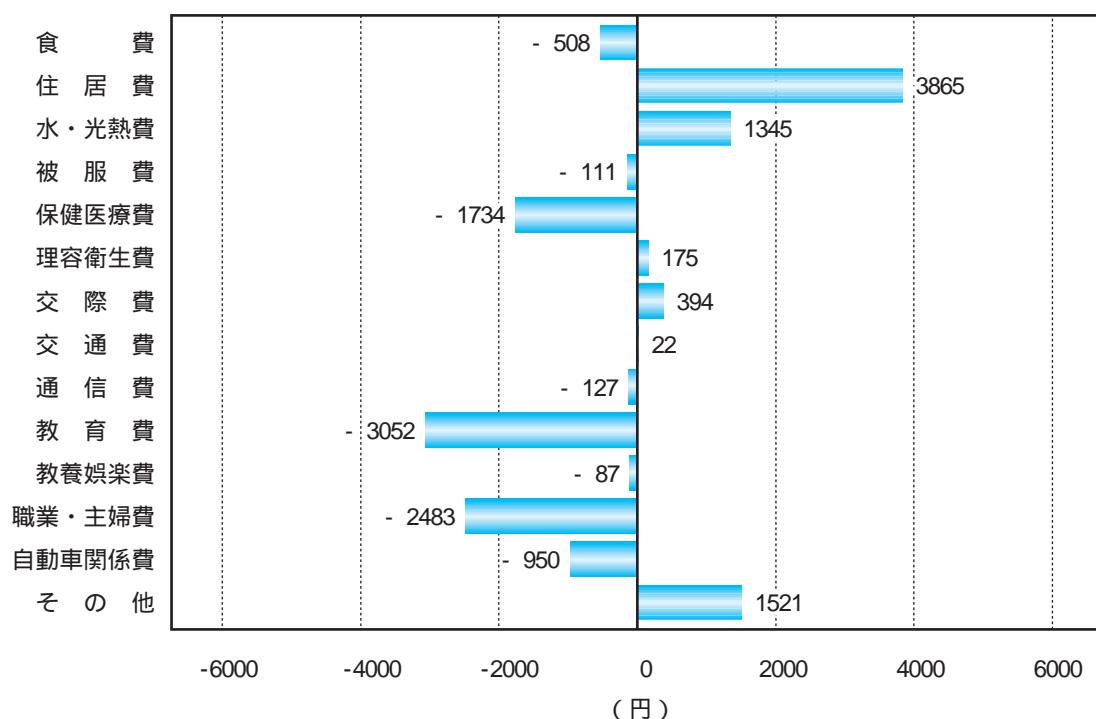


表 23-1 世帯主の年齢階級別月平均家計収支(2008年)

## 1 調査対象世帯の属性

		全世帯	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60歳以上
調査票提出世帯数		192	61	76	31	22
世帯主年齢(歳)		45.5	35.9	43.7	52.6	67.7
平均家族数(人)		3.8	4.1	4.1	3.9	2.0
職種	公務員 会社員 自営業等 無職	12.5 72.2 6.7 8.6	14.2 79.3 4.9 1.5	14.8 76.3 9.0 0.0	12.7 77.7 6.4 3.2	0.0 27.8 4.6 67.6
雇地	東予 中予 南予	33.2 45.9 20.9	26.2 47.8 26.0	35.0 48.7 16.3	36.9 41.1 22.0	39.8 37.1 23.2
居住状況	自家 社宅・官公舎 公営賃貸 民間賃貸	73.8 5.9 4.2 16.1	61.6 7.8 5.1 25.5	74.0 8.5 3.9 13.6	80.9 0.0 6.4 12.7	95.4 0.0 0.0 4.6

## 2 世帯主の年齢階級別家計収入

		全世帯	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60歳以上
実 収 入		517,734	459,874	547,146	653,129	411,047
給 料 (夫)		302,201	306,590	346,971	372,940	55,358
(妻)		35,423	32,544	31,295	50,764	16,738
賞 与 (夫)		71,867	65,146	82,832	99,576	10,707
(妻)		7,392	8,900	2,963	11,682	4,391
公 的 年 金 (夫)		13,152	0	0	0	116,895
(妻)		7,813	0	1,529	0	64,017
自 家 営 業		16,242	8,543	25,531	14,525	15,662
家 賃 ・ 地 代 収 入		5,814	0	6,144	9,266	20,729
パート・アルバイト収入(夫)		1,162	295	655	549	2,340
(妻)		24,449	15,119	29,427	51,657	12,115
同居家族からの収入		5,059	2,393	3,087	10,076	6,286
私 的 年 金 (夫)		3,586	0	11	0	31,835
(妻)		1,305	0	0	0	11,603
そ の 他 の 収 入		22,270	20,343	16,701	32,093	42,372

注) 20~29歳データについては提出世帯数が少ないため、データの掲載は割愛する。

3 世帯主の年齢階級別家計支出

	全世帯	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60歳以上
実 支 出	473,419	410,509	497,962	600,780	403,596
消 費 支 出	327,432	292,477	345,704	405,372	301,681
食 費	56,203	51,640	59,333	59,630	52,450
住居費( 家賃・地代 )	46,884	50,566	56,675	44,434	12,240
住居費( そ の 他 )	15,024	11,806	16,242	15,410	19,815
水・光熱費	17,444	16,088	17,628	18,978	17,231
被 服 費	14,380	12,614	12,411	14,940	24,991
保 健 医 療 費	8,321	7,230	7,741	10,769	11,183
理 容 衛 生 費	8,352	8,034	7,861	8,678	9,987
交 際 費	18,830	10,722	12,251	34,207	42,593
交 通 費	4,379	3,263	4,502	4,463	7,137
通 信 費	14,773	14,342	15,148	18,312	10,747
教 育 費	42,024	33,430	54,766	80,228	3,126
教 養 娯 楽 費	18,945	16,835	18,634	18,139	29,520
職 業 費・こづかい	30,184	27,847	32,549	32,948	24,480
自 動 車 関 係 費	25,038	22,502	26,329	37,809	15,896
そ の 他	6,651	5,560	3,632	6,426	20,285
非 消 費 支 出	145,987	118,032	152,258	195,407	101,915
税 金	33,900	24,999	36,036	45,094	28,564
所得税(夫)	9,383	6,406	10,281	14,388	5,878
(妻)	1,280	907	682	2,174	804
住民税(夫)	14,700	11,573	16,520	19,223	10,034
(妻)	1,432	1,396	945	2,217	887
固定資産税	4,891	3,085	4,908	6,532	8,700
その他の税金	2,213	1,632	2,699	561	2,261
社 会 保 険 料	55,265	50,799	60,263	69,665	27,165
健康保険(夫)	16,401	14,468	18,196	18,999	12,811
(妻)	2,050	1,701	1,816	2,267	2,073
介護保険(夫)	1,413	85	1,730	1,905	3,565
(妻)	342	0	125	320	1,906
(その他)	13	0	0	0	13
厚生年金(夫)	27,559	27,890	31,704	34,487	4,022
(妻)	3,363	2,994	2,633	4,364	1,720
雇用保険(夫)	1,828	1,862	2,073	2,234	320
(妻)	257	211	262	385	77
国 民 年 金	2,038	1,587	1,724	4,703	658
私 的 保 険 料	49,196	38,271	47,753	62,928	42,348
損 害 保 険	6,088	4,106	5,244	11,498	6,476
生 命 保 険	35,233	31,095	35,159	38,295	31,949
個 人 年 金	8,082	3,070	7,351	13,135	3,922
その他の非消費支出	7,625	3,963	8,206	17,721	3,839
積 立・定 期 預 貯 金	35,263	29,678	34,361	63,166	29,972
住 宅 ロ ー ン 返 済 額	32,752	33,322	39,999	39,447	7,644
住 宅 以 外 の 借 入 金 返 済	3,861	2,178	2,653	13,326	2,159

表 23-2 世帯人員別月平均家計支出(2008年)

	全世帯	1人	2人	3人	4人	5人以上
実 支 出	473,419	367,932	408,505	422,767	488,450	531,868
消 費 支 出	327,432	295,854	275,163	292,563	332,097	375,925
食 費	56,203	37,623	50,782	48,238	57,699	63,977
住居費(家賃・地代)	46,884	27,117	27,087	45,404	51,663	54,486
住居費(その他の)	15,024	21,582	14,903	13,743	15,489	14,348
水・光熱費	17,444	13,336	16,404	16,516	17,414	19,150
被 服 費	14,380	14,483	19,440	10,139	13,864	14,616
保 健 医 療 費	8,321	10,396	7,645	6,742	8,539	9,071
理 容 衛 生 費	8,352	8,578	8,140	7,062	8,576	8,859
交 際 費	18,830	66,172	34,224	17,282	13,394	13,498
交 通 費	4,379	11,797	5,087	4,050	4,417	3,218
通 信 費	14,773	8,455	11,278	13,949	16,098	16,013
教 育 費	42,024	0	922	31,485	43,710	75,366
教 養 娯 楽 費	18,945	24,519	22,646	18,357	16,205	20,738
職 業 費・こづかい	30,184	2,786	32,772	27,311	32,265	30,211
自 動 車 関 係 費	25,038	5,665	16,516	25,611	27,425	28,343
そ の 他	6,651	43,345	7,316	6,675	5,338	4,030
非 消 費 支 出	145,987	72,078	133,342	130,203	156,352	155,943
税 金	33,900	21,109	39,726	32,595	32,839	34,313
所得税(夫)	9,383	6,675	10,458	9,752	9,159	9,186
(妻)	1,280	953	2,599	418	1,340	933
住民税(夫)	14,700	5,984	14,650	13,905	15,079	15,615
(妻)	1,432	2,354	2,445	697	1,362	1,256
固定資産税	4,891	4,234	7,189	4,599	4,240	4,781
その他の税金	2,213	910	2,386	3,224	1,659	2,542
社 会 保 険 料	55,265	18,531	47,122	45,222	59,393	63,861
健康保険(夫)	16,401	2,297	15,550	13,005	17,345	19,066
(妻)	2,050	4,286	3,513	1,165	1,770	1,868
介護保険(夫)	1,413	464	2,879	1,501	1,033	1,185
(妻)	342	1,739	1,335	67	128	79
(その他)	13	0	86	0	0	0
厚生年金(夫)	27,559	6,675	14,321	25,066	30,444	34,913
(妻)	3,363	2,224	5,194	1,592	3,422	3,337
雇用保険(夫)	1,828	547	1,113	1,417	2,180	2,096
(妻)	257	300	358	162	236	282
国 民 年 金	2,038	0	2,773	1,247	2,834	1,035
私 的 保 険 料	49,196	28,816	41,371	40,776	55,269	52,447
損 害 保 険	6,088	6,073	7,365	4,114	7,066	4,930
生 命 保 険	35,233	22,045	27,174	31,418	37,209	40,769
個 人 年 金	8,082	699	6,831	5,244	10,993	6,748
その他の非消費支出	7,625	3,621	5,123	11,611	8,851	5,321
積 立 ・ 定 期 預 貯 金	35,263	32,754	39,564	38,403	26,608	44,811
住 宅 ロ ー ン 返 済 額	32,752	11,412	13,218	27,634	36,891	43,534
住 宅 以 外 の 借 入 金 返 済	3,861	5,652	2,511	5,283	5,036	1,770

## 24 愛媛の年金受給世帯のくらし

この項では、2009年1月に愛媛県労働者福祉協議会と愛媛県生活協同組合連合会が共同で実施した「年金受給者世帯の生計費調査」について紹介する。

調査では、愛媛県内の年金受給世帯207世帯に協力頂き、年間の年金収入、税金及び社会保険料、生活満足度等について回答いただいたおり、ここでは自由記入欄に寄せられた声を掲載した。

### 現在の暮らしに“満足していない”理由

- 仕事があって何とか生活できているが年金だけだと生活は出来かねる。64歳で満額くれても10万。これから先が大変だ。(60歳)
- 年金では満足な人付き合いができません。旅行にも行けない。政治に対して不安ですし貯えがありませんので結婚式などには全部参加できません。(60歳)
- 年金額が少なく、物価も高く病気にかかりやすくなりました。(63歳)
- 主人が亡くなり、交際が増え、年金が少なくなったこと。私が働いて収めた年金はいただけないことです。(65歳)
- 年金額が少なく、保険料や税金が高いと思います。また消費税も負担になっています。(65歳)
- 住民税が高い(支払いが大変だ)。健康保険料と介護保険料の支払いが大変だ(重圧)(65歳)
- 交際費の内訳は親類・町内の見舞や香典です。収入に反比例です。医療費も不安です。入院すれば色々かかります。預貯金はほとんどなく、先行き不安です。(6歳)
- 年金受給額が少なく「保険料、税金が値上げ」するばかりだから生活はギリギリです。(6歳)
- 収入の額が普通の生活の実情と合っていない。必要なものも満足に買えない。(6歳)
- 自分の年金だけでは生活できないので、子どもの収入で何とか生活している。税金、保険料が高い(68歳)
- 約40年努力と節約してきた結果が現在であり、これからも収入にマッチした生活レベルにするしかない。あるいはパート・アルバイトを探して補てんすること。(69歳)
- まず生活に保障がないことです。安い年金をやりくりしながら毎日暮らすのは、経済生活の貧困さを実感します。(70歳)
- 年金、医療、税金、物価高等すべての面で高齢者を直撃しており生活が毎日苦しくなっています。何とかしないと生活がやっていけない。(7歳)
- 年金額に対して税金等の支払い高額で残余の生活には苦しい。年齢に対して医療費が高額となり金銭的な老後の生活に不安感がある。年金額のスライドなく年々減額となっている状態でパート・アルバイト等の就職もなく現状は不満を感じている。(72歳)
- 収入が少ないため、病気、突然の出費には対応できず我慢の生活でノイローゼになりそう。(72歳)
- 年金で今では薬代と食事代は何とか元気でいるから良いが寝込まないようにしようと思う。(73歳)

- ・ 介護保険が高すぎる。75歳の高齢者保健が目前に迫っている。いくら保険料がくるか不安。( 74歳 )
- ・ 今までは健康で自分のことは自分でやってきたが、健康に自身がなくなった。またこの2、3年で税金が多く引かれるようになり、生活が苦しくなった。( 76歳 )
- ・ あまりに引かれるものが多すぎて2年前と比べ手取額が2万円ほど少なくなっている。( 76歳 )
- ・ 私は一人暮らしで年金は月8万円くらいです。家は自分の家ですが、公共料金は夫がいたときと変わらず、やっと切り詰めて年金の収入で暮らしていますがお金に余裕がなく、つらい思いでいます。( 76歳 )
- ・ 現在の生活は何とかできるが、将来病気をしたときの心配が大きい。( 78歳 )
- ・ 物価の上昇に年金が追いつかなくなっている。( 79歳 )
- ・ 居宅介護をしている。介護度5、老老介護であるが、医療費の負担増と先行き不安。国の対応は特に不満。( 79歳 )
- ・ 年を取るほどに慶弔費やそれに伴う旅費等がかかるので余裕がない( 80歳 )
- ・ 年金生活で苦しい中、後期高齢者医療保険料、介護保険料、税金を払っても手厚い医療介護が受けられない。物価も上がり又消費税も上げられるしますます不安。( 80歳 )

## 年金受給生活についての意見

### 《年金について》

- ・ 「公的年金は我が家の生活費の44%でしかありません。つまり、公的年金のみでは生活はやつていけないということでしょう。現役時代の貯蓄・退職金を年金（企業・私的）としているからこそ成り立っています。恵まれた生活だと思う。多くのかたはやっていけないのでしょうか。税金、社会保障費で90万（1ヶ月7.5万）これがネックです。」
- ・ 「年金は上を抑え、下を底上げして格差を少なくすべきである。現役時代沢山年金を掛けたといっても、企業も相当の負担をしている。夫婦で可処分所得は35万、単身で25万位で良い。高い年金を欲つするなら個人年金を別に掛ければよい。共済年金は高すぎる。夫婦で500万も600万もあるのは納得いかない。」
- ・ 「年金制度の不公平感がある。制度変更以降の対象者のみが年金額が減少し、従来のものはそのまま月当たり6～7万の差がある。年金をおさめた金額に対して、支払う事が必要と思われる。」
- ・ 「年金額の見直しについて、物価上昇率より生活必需品の物価上昇率を重視すべきである」
- ・ 「年金がせめて100万円あればいいと思う。介護保険料はだんだん高くなるし、年金も少しづつ減らされている。後期高齢者医療保険は75になつたら息子の被扶養者から離れて保険料を払わなければいけなくなることへの不安がある」

- ・「年金受給生活者は誰も健康で日々の生活ができるように望んでいるが、支給額が年々減少し収入額が予想できない。よって今後の生活に非常に不安を感じている。年金受給者に対し、国県共に減税措置を講じる対策を早急に検討して欲しい。( 物価、物品共に年々高くなっている状況 )」
- ・「年金は唯一の生活源。税や社会保険などの負担増、年金は給付減で厳しさが増している。物価に見合う年金の引き上げ、社会保険の負担減を望みたい。」
- ・「年金以外の収入はないので毎年手元に入るのが減少している。物価があがるたびに不安である」
- ・「現在の年金では必要経費（光熱費、食費、税金等）でぎりぎりである。小遣いや交際費は預金の取り崩しやパート、アルバイト収入でまかなっているが、これも4、5年先（70歳）までで、それ以降は不可である。現在は身体も元気で病院通いもないが70歳も過ぎると体も弱るし、余分の収入もなくなると年金収入だけでは非常に不安である。」
- ・「各種税金、保険料が高すぎる。それに将来の入院費に備えて生命保険にも入っている。そうすると残りに余裕は全くない。これからの日本が赤字であるならば消費税を高くして、高価な車など贅沢品は高くして収入を賄うべきで、一般庶民を守って欲しい。」

### 《社会保険について》

- ・「高齢などで今後介護を必要になったり、入院等のことを考えると、現在の介護制度や医療制度では大変不安を感じています。」
- ・「年金制度に最低年金制度を導入し、もうすこし年金額を増やして欲しい。これから年を取って後期高齢者制度に入るようになるととても不安です。後期高齢者制度は早く廃止してほしい。特に年金から天引きされるのは我慢できません。消費税の増税は絶対許せません、どのような名目があっても駄目です。むしろ食料品や生活必需品には税金はやめ、軍事費や大企業への優遇税制にこそメスを入れて欲しい」
- ・「居宅は自家であるから今の年金でどうにか暮らしているが借家であればとても無理であろう。物価は上昇しても年金のアップはない。最も先行き不安は医療介護である。入院してもすぐに言葉をかえれば追い出しにかかる。それも次第に厳しくなり、患者の行き場所のない深刻な問題である。特に後期高齢者に対する扱いは許せない。今の年金受給生活で明日への望みはあるか。」

### 《税金について》

- ・「介護保険、市、県民税、固定資産税、健保等毎年上がっている。今後又消費税が上がると思うと、今の年金額ではどうしようもなくなる」
- ・「年金生活で税金、保険料等負担が多すぎる。取れるものから取って無駄遣いをする政治が改まらない限り世の中は良くならない」
- ・「地方税がこの3年間で急に多くなり、家計を圧迫して苦しくなっている」

## 《暮らしについて》

- ・「物価スライドについて昨年のように諸物価が急騰すると実在の年金額は大きく下がってしまう。これらの対応を」
- ・「生活設定が予想外（大変厳しい生活）であった。今後の生活がとても不安である。（70代・80代） 病気と費用。」
- ・「年金生活で満足な生活はしていないが日々細々とした生活の中で工夫しやりくりしながら地域のスポーツ同好会のメンバーで気持ちだけでは明るく元気で親睦をはかりながら生活している。」
- ・「現在の社会情勢を考えると、不安を言つていられない。将来の健康生活不安は当然のこととしてある。今社会の風潮として、なんでもかんでも“自己責任”で片づけるのは如何なものか？今の時代だからこそ労働運動、政党にその活動が求められている。」
- ・「冠婚葬祭に義理を欠くけどなるべく出費を抑えるようにしている。しかし我々の年代になると病気になったり、亡くなる人が多い。我が家では2008年に母を取り家族葬にしましたが、皆さんに何とか節約出来ないものだろうか。お見舞い金など1万円ずつ包んでいると年金生活者にとってとても痛い。」
- ・「年金だけでは生活できないのでパートとかで仕事をしないと食べて寝るだけの生活になってしまう。文化的で最低限の保障をしなくてはいけない日本の憲法が守られていない。もっともっと少ない年金の人はどんなに大変か、とても気になります。健康で働ける自分を大切にしたい」
- ・「年金生活は本当に自分が退職をしてよくわかりました。そして年が来れば年金生活が始まる。私は主人が病気であったためにどこにも行けなくて本当に年金だけで家の中で切りつめやりくりばっかりで、あれもこれも電気代とか水道代とかと色々なことに気をつけて主人と二人の生活をしています。」
- ・「年金控除の縮小、老齢控除の廃止で、一挙に課税世帯になり税（非課税から課税に）負担にともない国保、介護保険などに大幅増になり、様々な非課税世帯優遇措置もなくなり、負担が増えた。一方年金は少しづつ減少、現在の政治はまさに生活弱者泣かせで怒りを禁じ得ない。」
- ・「生活費、医療費は待ったがない。年金生活に頼っている中から国保・介護料先にありきは赤字になればやむなく生活費、医療費、手軽なサラリーローンなど頼らざるを得ない。物価に比例して年金もあげるべき。」

# 図表一覧

図 2 愛媛の業況判断の長期的推移	5頁
表 2 全国と愛媛の主要経済指標	6頁
図 3-1 愛媛における有業者数、無業者数及び有業率の推移	7頁
図 3-2 愛媛の年齢別有業率	7頁
図 3-3 愛媛における新規就業者に占める「非正規就業者」の割合の推移	7頁
図 3-4 愛媛における雇用形態間の就業異動状況 (H14年10月以降の5年間)	7頁
図 4-1 愛媛の中小企業の経営上のあい路	9頁
図 4-2 愛媛の中小企業の経営状況	10頁
図 4-3 愛媛の中小企業の今後の経営方針	10頁
表 4-1 愛媛の中小企業の常用労働者の年齢構成 (2009年)	10頁
表 4-2 愛媛の中小企業の女性常用労働者比率 (2009年)	10頁
表 4-3 愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率 (2009年)	10頁
図 5 愛媛の春季賃上げの推移	11頁
表 5-1 連合愛媛の賃上げ集計 (全体集計・加重平均)	12頁
表 5-2 連合愛媛の賃上げ集計 (地場集計・加重平均)	12頁
表 5-3 春季賃上げ状況の推移 (厚生労働省集計)	12頁
図 6 愛媛の賃金水準の推移	13頁
表 6 愛媛の賃金水準の推移 (事業所規模30人以上)	14頁
図 7 時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都道府県比較 (2008年)	15頁
表 7 都道府県別にみた時間賃金率の比較	16頁
図 8 パートタイマー女性労働者の時間賃金の推移	17頁
表 8-1 愛媛のパートタイマー女性労働者の時間賃金	18頁
表 8-2 都道府県別にみたパートタイマー女性労働者の時間賃金と地域間格差	18頁
表 8-3 毎月勤労統計でみたパートタイマー労働者の賃金	18頁
図 9 愛媛の企業規模別年間賃金の推移 (男性労働者)	19頁
表 9-1 愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差 (2008年・男性労働者・産業計)	20頁
表 9-2 年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移	20頁
図 10 愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差 (2008年)	21頁
表 10-1 愛媛と全国の男女間賃金格差の推移	22頁
表 10-2 愛媛の年齢別賃金の男女間格差 (2008年)	22頁
図 11 一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較 (2008年水準)	23頁
表 11 2009年度地域別最低賃金	24頁
図 12 日本の賃金決定機構	25頁
表 12 愛媛の賃金構造 (男性労働者・2008年ベース)	26頁
図 13 連合愛媛年齢別賃金特性値図 (299人以下・男女計)	27頁
表 13-1 連合愛媛年齢別賃金特性値表 (299人以下・男女計)	28頁
表 13-2 連合愛媛年齢別賃金特性値表 (299人以下・地場・男女計)	29頁
表 13-3 連合愛媛年齢別賃金特性値表 (全体・男女計)	30頁

図 14- 1 愛媛における一般労働市場の推移	3頁
表 14 愛媛における一般労働市場の推移	3頁
図 14- 2 地域別に見た有効求人倍率の推移	3頁
図 15- 1 愛媛県の就業・失業状況	3頁
表 15- 1 愛媛県の就業・失業状況	3頁
表 15- 2 雇用形態別就業者(全国)	3頁
図 15- 2 雇用形態別、役員を除く雇用者数(四国地方)	3頁
図 16 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	35頁
表 16- 1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	36頁
表 16- 2 組合規模別の組合数及び組合員数	36頁
図 17 年間総実労働時間の推移	3頁
表 17- 1 平均月間労働時間の推移	38頁
表 17- 2 年間総実労働時間の都道府県別比較(2008年)	38頁
表 18- 1 愛媛の産業別・男女別にみた労働時間(2008年)	39頁
表 18- 2 愛媛の中小企業の週所定労働時間(2009年)	40頁
図 18 愛媛の中小企業の月平均残業時間	40頁
表 18- 3 愛媛の中小企業の有給休暇取得状況(2009年)	40頁
表 19- 1 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況の推移(事案数)	41頁
表 19- 2 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況の推移(対象労働者数)	41頁
表 19- 3 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況の推移(是正支払金額)	41頁
図 19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移(100万円以上)	42頁
表 19- 4 全国の賃金不払い残業是正指導結果の推移	42頁
図 20 愛媛県内市町別高齢者人口(65歳以上)の割合(2009年4月現在)	43頁
表 20 都道府県別高齢者人口(65歳以上)の割合(2008年)	44頁
表 21- 1 愛媛の要介護(要支援)認定者数の推移	45頁
表 21- 2 中四国の県別にみた要介護(要支援)認定者数(2009年4月末現在)	46頁
表 21- 3 愛媛県内の市町別にみた要介護(要支援)認定者数(2009年4月末現在)	46頁
表 22 受験時にかかった総費用及び受験校数の内訳	47頁
図 22- 1 大学生の学費(年間額)	47頁
図 22- 2 自宅外通学の大学生への仕送り額(月額)	48頁
図 22- 3 大学生にかかる年間総費用	48頁
図 22- 4 大学生にかかる年間総費用が年収に占める割合	48頁
『愛媛の家計 - 2008年家計調査報告書 -』より	
図 23 消費支出科目の対前年増減額(2008年 月平均額)	49頁
表 23- 1 世帯主の年齢階級別月平均家計収支(2008年)	50-51頁
表 23- 2 世帯人員別月平均家計支出(2008年)	52頁

## 2010年 えひめ生活白書

---

2010年 2月発行

編集発行 **社団法人 愛媛県労働者福祉協議会  
えひめ労働者生活情報センター**

愛媛県松山市宮田町125番地

TEL (089) 933-2871 FAX (089) 947-5616

URL <http://ehime.rofuku.net/>

印 刷 所 有限会社ウエストコピー

2010年 えひめ生活白書

社団法人 愛媛県労働者福祉協議会  
えひめ労働者生活情報センター

〒790-0066 松山市宮田町125番地  
TEL 089-933-2871  
FAX 089-947-5616